

国 東 市

景観ガイドライン

K u n i s a k i C i t y

癒やされ、やすらぐ 心のふるさとの景観づくり



平成31年3月
国東市

目次

1. 国東市景観ガイドラインについて

1-1 ガイドラインの策定にあたり	1
1-2 ガイドラインの構成	1
1-3 ガイドラインの使い方	2
1-4 景観計画の区域	3

2. 景観づくりの基本的な考え方

2-1 国東市の景観特性	10
2-2 景観づくりの理念・目標・方針	11
2-3 ゾーン別景観づくり方針	12
2-4 景観形成重点地区別景観づくり方針	15

3. 景観形成基準の解説

3-1 景観形成基準の一覧	16
(1) 一般地域	16
(2) 景観形成重点地区	19
3-2 一般地域における景観形成基準	39
3-3 景観形成重点地区における景観形成基準	51
(1) 世界農業遺産モデル地区	51
(2) 山岳寺院文化地区	59
(3) 大分空港周辺地区	67
(4) 鶴川地区	69

4. 届出手続きの解説

4-1 届出の流れ	76
4-2 届出対象行為	77
(1) 届出が必要となる行為と規模	77
(2) 届出の対象外となる行為	80
4-3 届出に必要な書類	81
(1) 提出書類	81
(2) 必要部数	81
(3) 添付図書一覧	81

1. 国東市景観ガイドラインについて

1-1 ガイドラインの策定にあたり

国東市は、両子山・文珠山を中心とした特異な地形、六郷満山文化や神仏習合等の独特な歴史文化、世界農業遺産に認定された農林水産循環、国東半島県立自然公園に指定されている美しい海岸線等、先人たちによって歴史や自然の貴重な景観が引き継がれています。

このような国東市らしい良好な景観を後世にまで伝えていくために、平成31年3月に景観法に基づく「国東市景観計画」（以下、景観計画）を策定しました。景観計画では、『癒やされ、やすらぐ 心のふるさとの景観づくり』を理念に掲げ、本市の魅力や価値の向上に資する景観づくりに取り組んでいます。

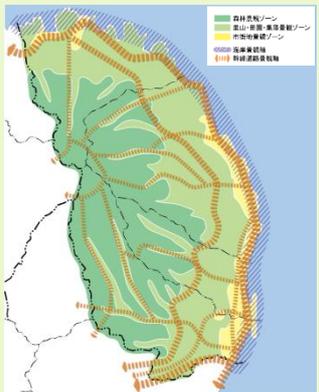
「国東市景観ガイドライン」（以下、ガイドライン）は、景観計画で定められている届出制度や景観形成基準等についてわかりやすく解説し、市民をはじめ、事業者、行政が景観づくりに対する考え方を共有するための手引書です。

実際に建設行為等を行う際、本書の内容を参照しながら、一人ひとりが地域の個性を活かした景観づくりに取り組んでいくことを期待しています。

1-2 ガイドラインの構成

「国東市景観ガイドライン」は、以下の3つの項目によって構成されています。

景観づくりの基本的な考え方



「景観づくりの理念・目標・方針」といった国東市の目指す景観づくりの基本的な方向性を示します。

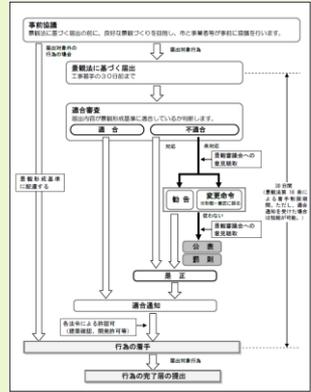
景観形成基準の解説

建築物 ○外壁の素材は、木材や漆喰等自然素材の活用を奨めること。

形態・意匠 ○屋根は勾配屋根で瓦葺きを基本とすること。

一般地域、景観形成重点地区における景観形成基準を抜粋し、イラストや事例写真等を用いて解説します。

届出手続きの解説



景観法に基づく届出を行う際の流れや届出対象行為、届出に必要な書類等について解説します。

1-3 ガイドラインの使い方

建設行為等を行う際の景観づくりの一般的な手順とともに、各ステップにおけるガイドラインの活用が想定される箇所を以下に示しています。

ご関心に応じて、必要な箇所からお読みください。

ステップ1

国東市の「景観づくりの理念・目標・方針」を確認する

○まずは、景観計画に示されている「景観づくりの理念」「景観づくりの目標・方針」を確認し、国東市が目指している景観づくりの基本的な方向性を確認しましょう。

⇒p. 10～ **2. 景観づくりの基本的な考え方**

ステップ2

周辺の景観に配慮した良好な景観づくりに向けて計画する

○計画地やその周辺の景観特性を把握した上で、各ゾーンや地区毎の景観づくり方針・景観形成基準に基づき、具体的な設計等の計画を立案しましょう。

○設計等の際には、具体的な景観配慮の方法の例を示した「景観形成基準の解説」を参考に、良好な景観づくりに取り組みましょう。

⇒p. 16～ **3. 景観形成基準の解説**

ステップ3

建設行為等の届出手続きを行う

○一定規模以上の建設行為等の計画を行う場合は、当該行為が届出対象となる規模となるかを確認しましょう。届出が必要な場合は、届出の流れや届出に必要な書類等についても確認してください。

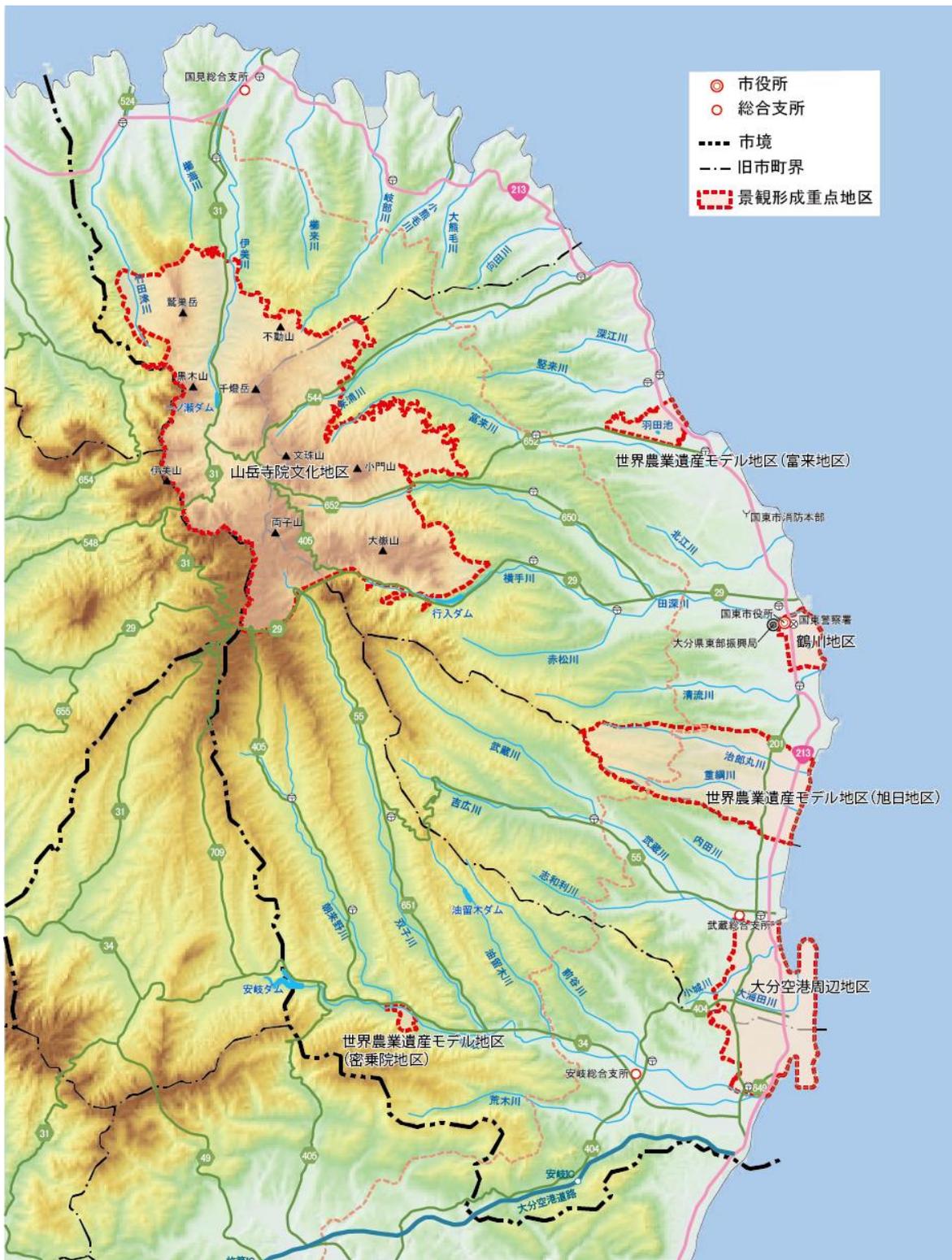
⇒p. 76～ **4. 届出手続きの解説**

行為の着手（工事着工）

1-4 景観計画の区域

本市では、景観計画の対象範囲（景観計画区域）を市全域（＝一般地域）とし、良好な景観づくりを推進します。

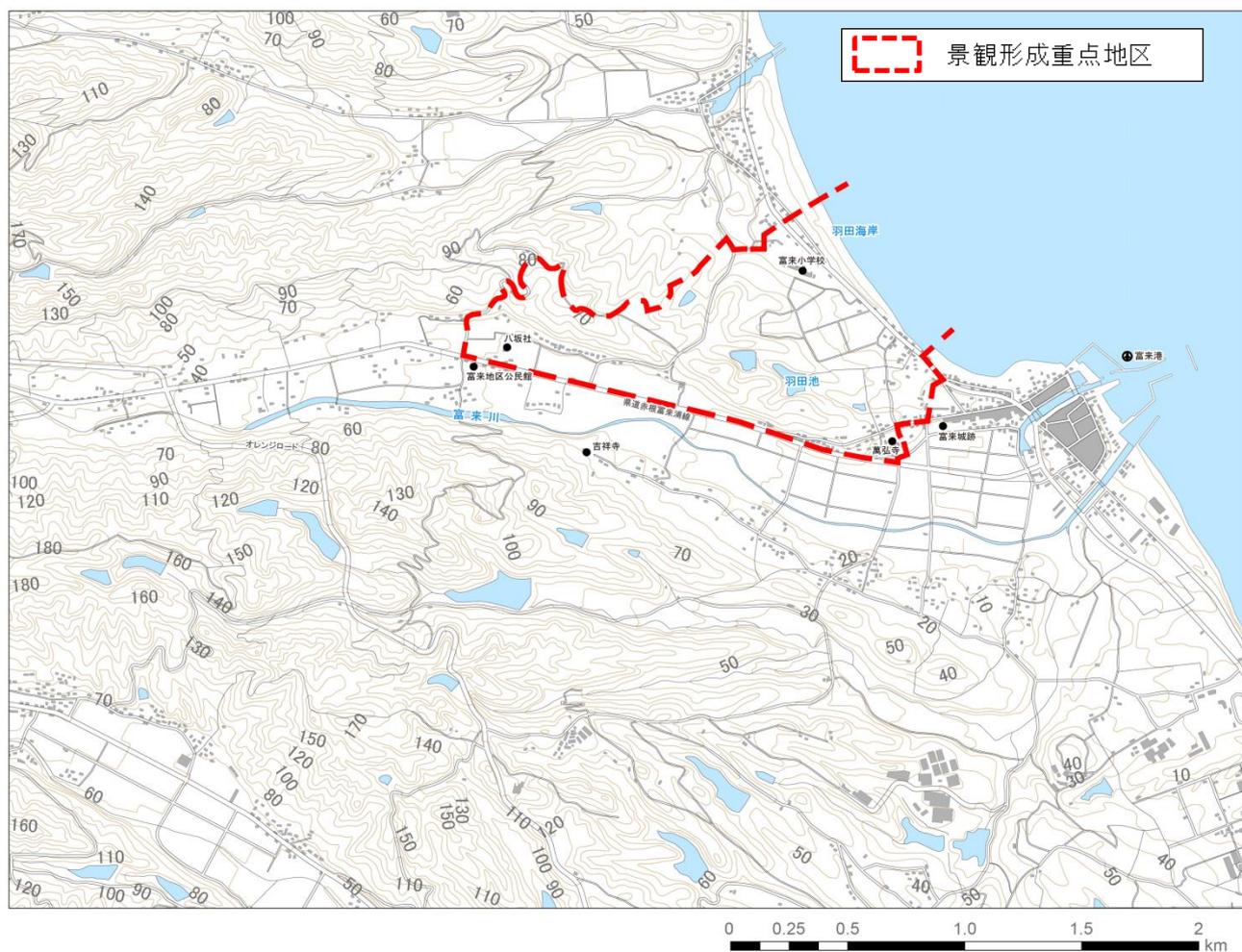
また、本市のまちづくり及び良好な景観形成において重要な位置づけである「世界農業遺産モデル地区」、「山岳寺院文化地区」、「大分空港周辺地区」、「鶴川地区」については、景観形成重点地区に指定し、地区の特性に応じたきめ細やかな規制・誘導を図ります。



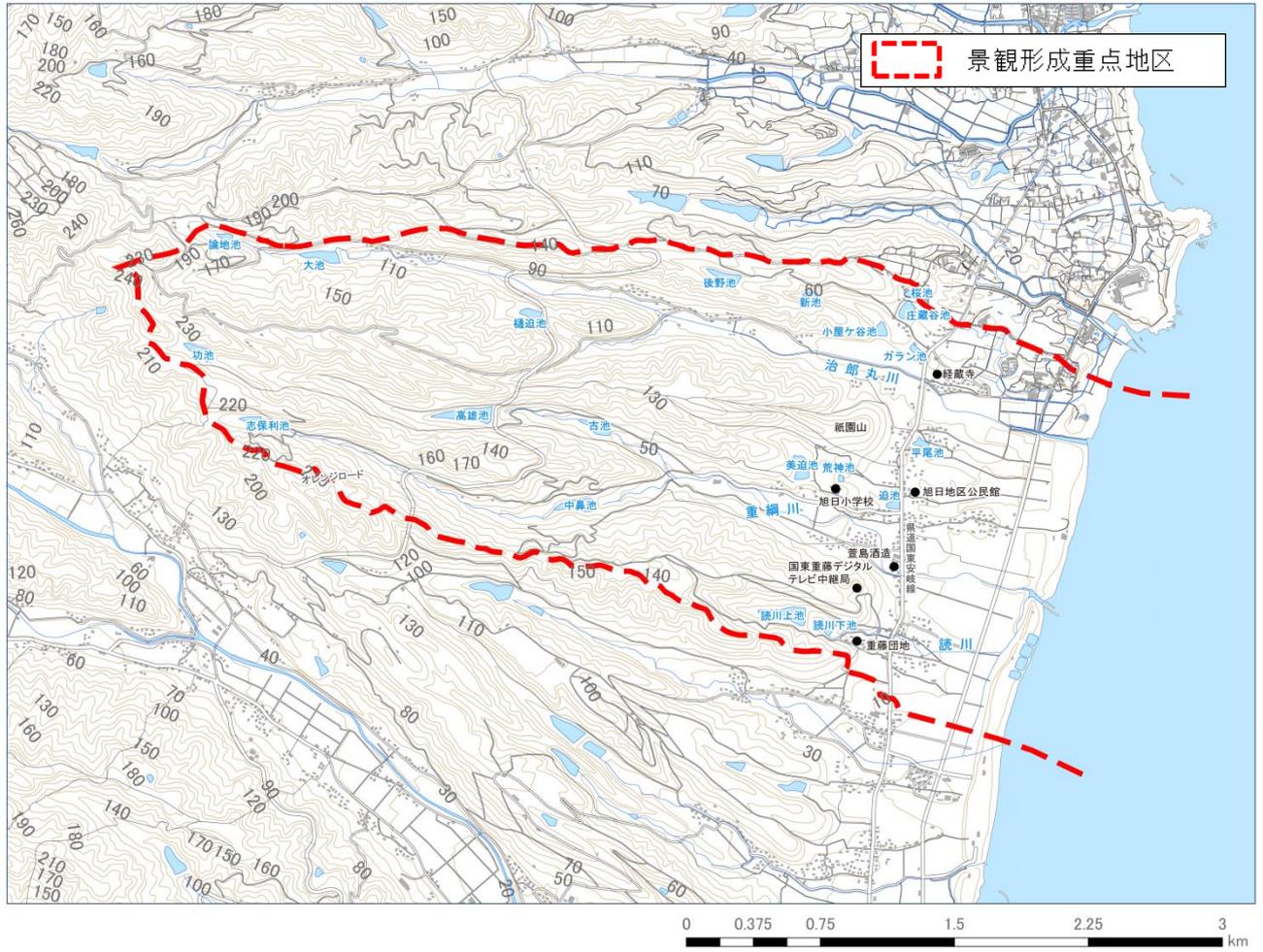
景観形成重点地区の位置

(1) 世界農業遺産モデル地区

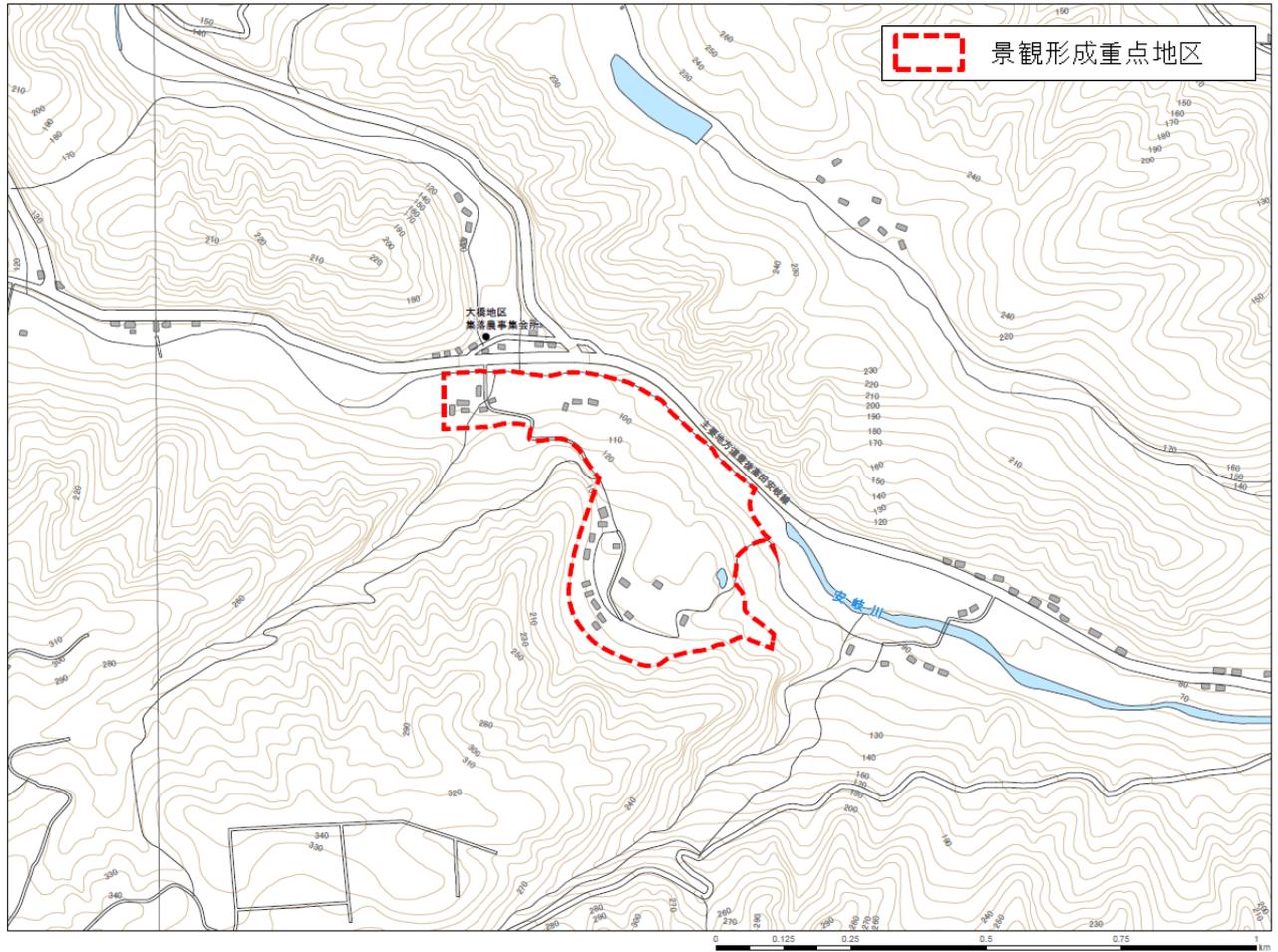
① 富来地区



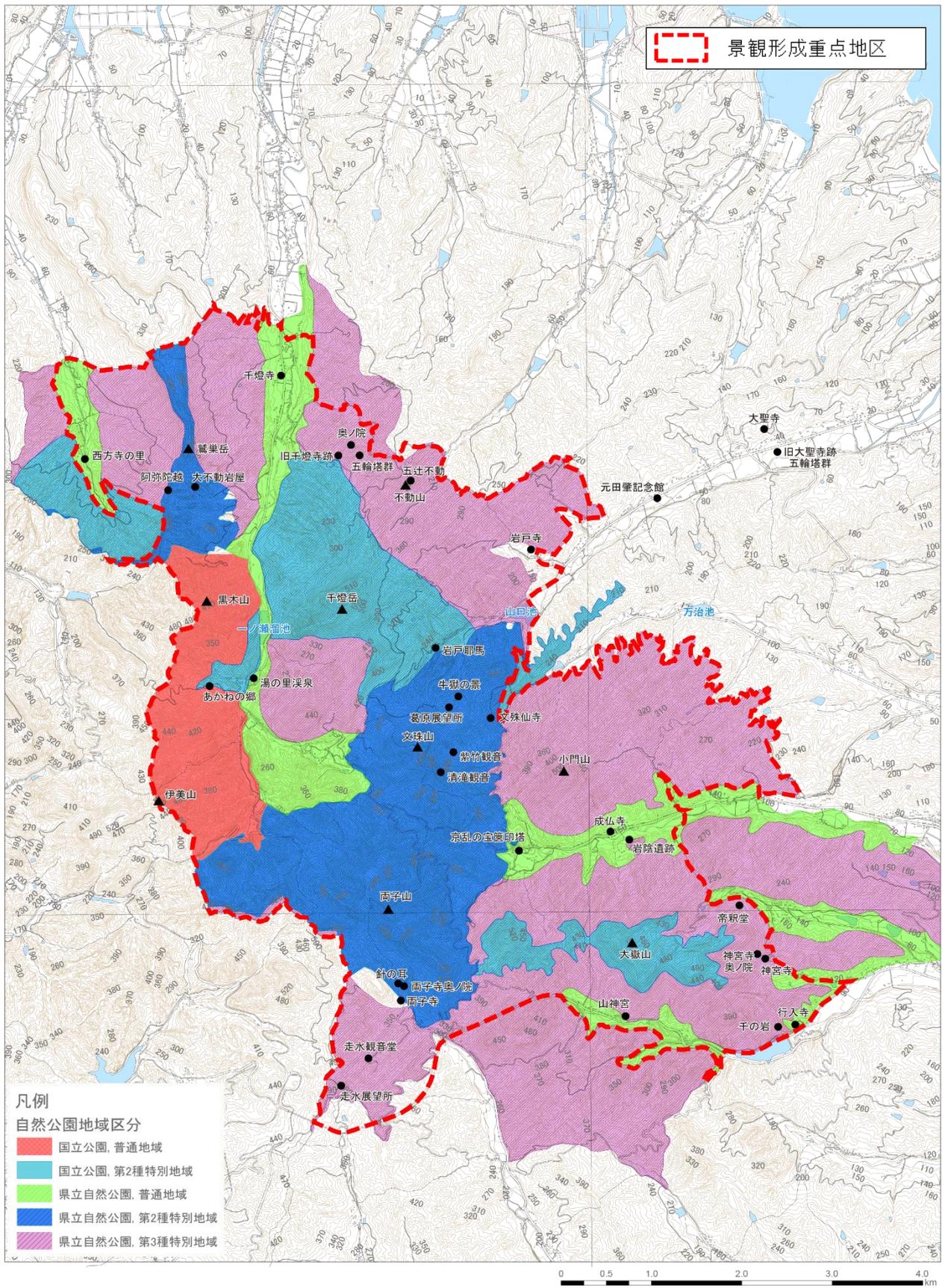
②旭日地区



③密乘院地区



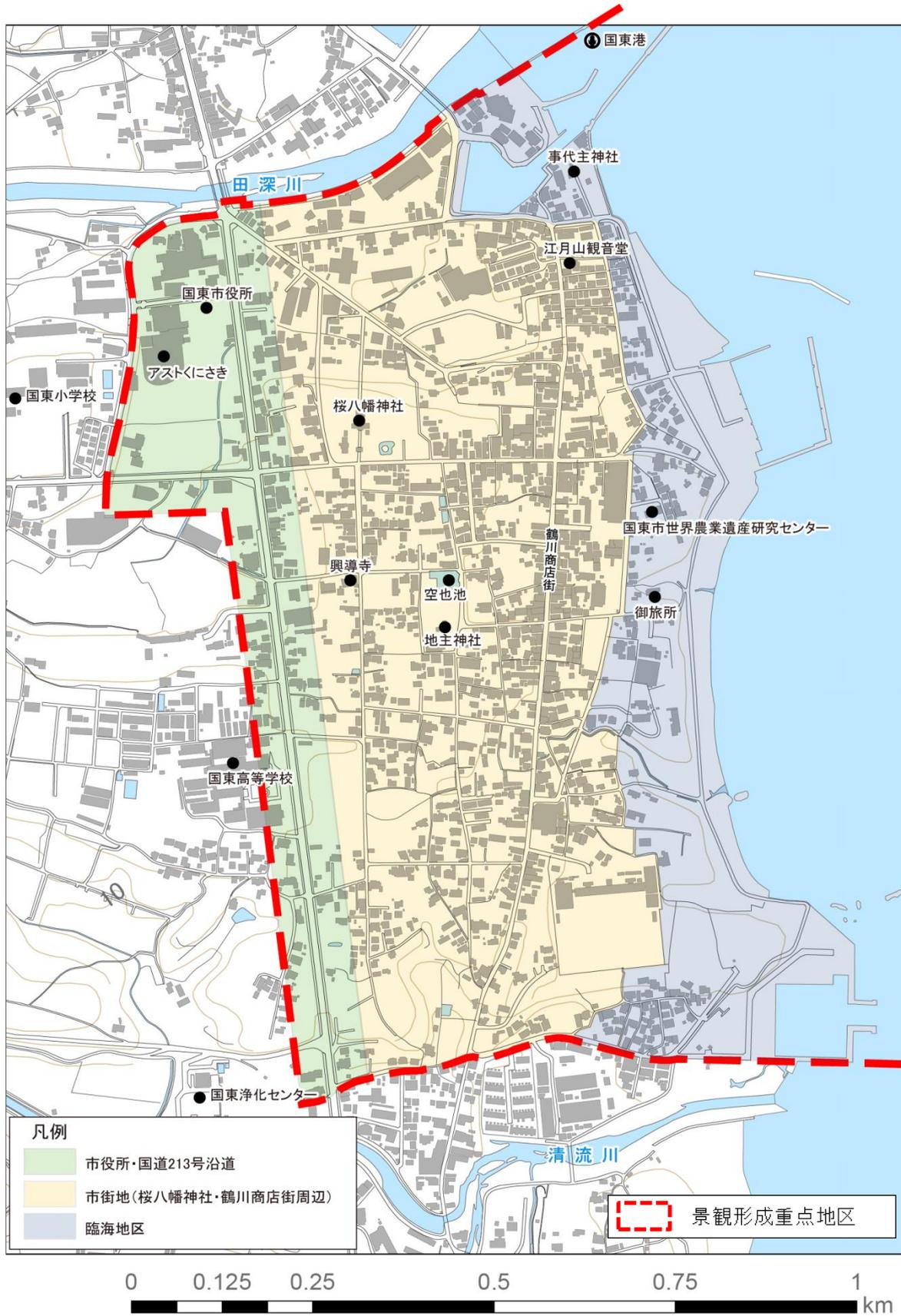
(2) 山岳寺院文化地区



(3) 大分空港周辺地区



(4) 鶴川地区



2. 景観づくりの基本的な考え方

2-1 国東市の景観特性

景観計画では、本市の成り立ちや景観構造に基づく分析を踏まえ、「自然景観」、「歴史文化の景観」、「里・田園景観」、「沿岸・都市景観」、「海岸景観」、「地域活動」、「伝統行事・イベントの風景」、「四季の景観」について、国東市を特徴づける景観特性として整理しています。

⇒ 詳しくは、**国東市景観計画「2. 国東市の景観特性と課題」**をご確認ください。

<p style="text-align: center;">自然景観</p> 	<p style="text-align: center;">歴史文化の景観</p> 
<p style="text-align: center;">里・田園景観</p> 	<p style="text-align: center;">沿岸・都市景観</p> 
<p style="text-align: center;">海岸景観</p> 	<p style="text-align: center;">地域活動</p> 
<p style="text-align: center;">伝統行事・イベントの風景</p> 	<p style="text-align: center;">四季の景観</p> 

2-2 景観づくりの理念・目標・方針

本市の景観特性を踏まえて、国東市らしい景観づくりを推進するために、景観づくりの理念と景観づくりの目標・方針を次のように定めています。

⇒ 詳しくは、**国東市景観計画「3. 景観づくりの基本方針」**をご確認ください。

<景観づくりの理念>

癒やされ、やすらぐ 心のふるさとの景観づくり

<景観づくりの目標・方針>

目標1 国東の歴史文化を守り、次世代につなぐ

- 方針①：歴史的な景観資源の保全・活用
- 方針②：周辺における歴史的景観との調和
- 方針③：資源間を結ぶネットワークの形成

目標2 ふるさとの景観の骨格となってきた自然を守る

- 方針①：景観の骨格となる自然景観の保全
- 方針②：良好な視点場の確保
- 方針③：時（四季、時間）の移ろいを楽しむ景観づくりの促進

目標3 自然や歴史と共生した、うるおいある田園・集落地を形成する

- 方針①：歴史文化、田園、里山と一体となった集落景観の保全
- 方針②：世界農業遺産に相応しい田園集落環境の形成
- 方針③：地域に身近な景観資源の保全と活用

目標4 賑わいやもてなしの心を感じられる場をつくる

- 方針①：ゆとりとうるおいのあるまちなみ景観の創出
- 方針②：人々が多く集まる場に相応しい拠点景観の形成
- 方針③：景観づくりを先導する公共施設・インフラの整備

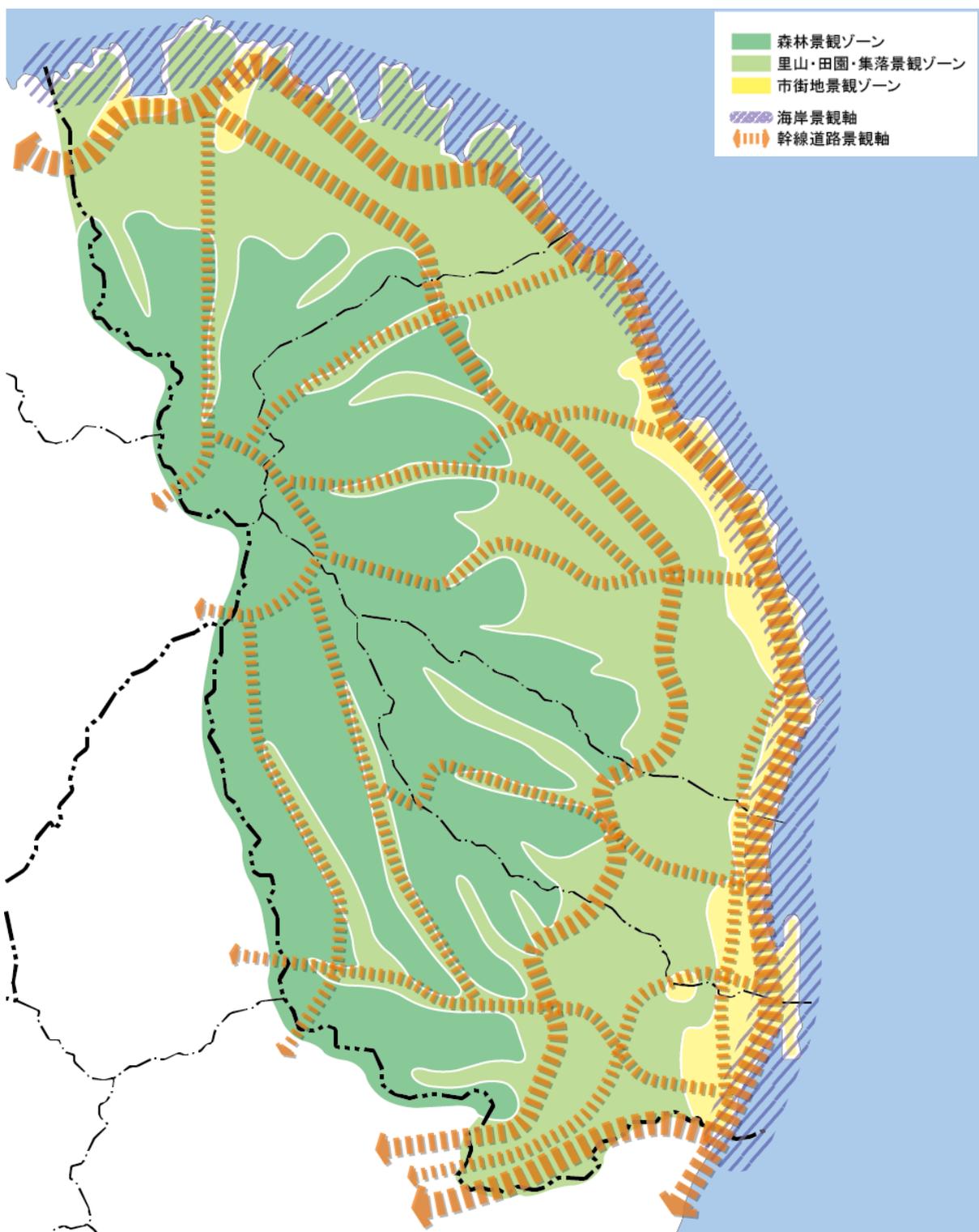
目標5 多様な人々が参加しやすい環境を整え、地域の豊かさを創造する

- 方針①：景観づくりへの意識向上
- 方針②：市民、事業者、行政の協働による推進体制づくり
- 方針③：地域の個性を活かした景観形成

2-3 ゾーン別景観づくり方針

本市の地形特性や土地利用特性を踏まえ、景観計画区域内を「森林景観ゾーン」、「里山・田園・集落景観ゾーン」、「市街地景観ゾーン」の3つのゾーンに区分し、それぞれのゾーンの景観づくり方針を定めています。加えて、本市の景観の重要な軸となっている「海岸景観軸」及び「幹線道路景観軸」についても、景観づくり方針を定めています。

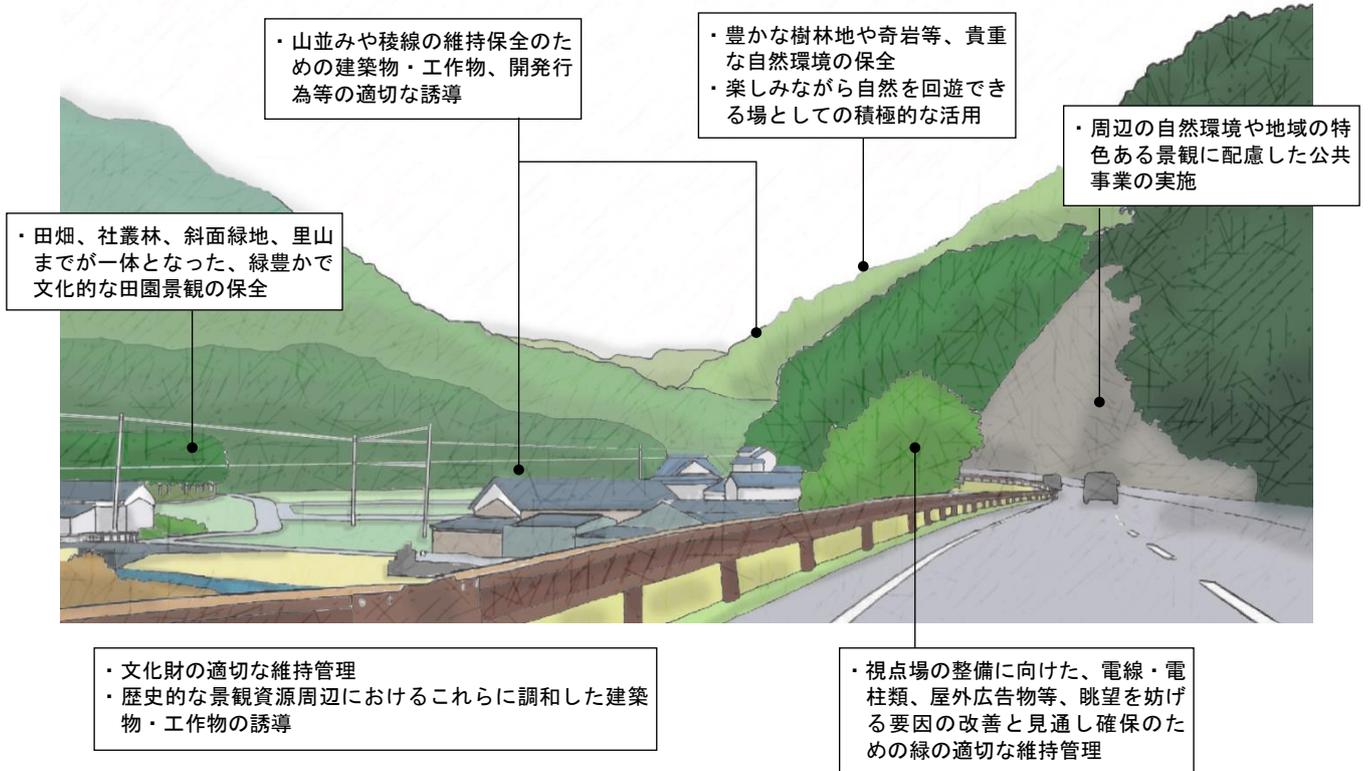
⇒ 詳しくは、**国東市景観計画「3. 景観づくりの基本方針」**をご確認ください。



ゾーン区分図

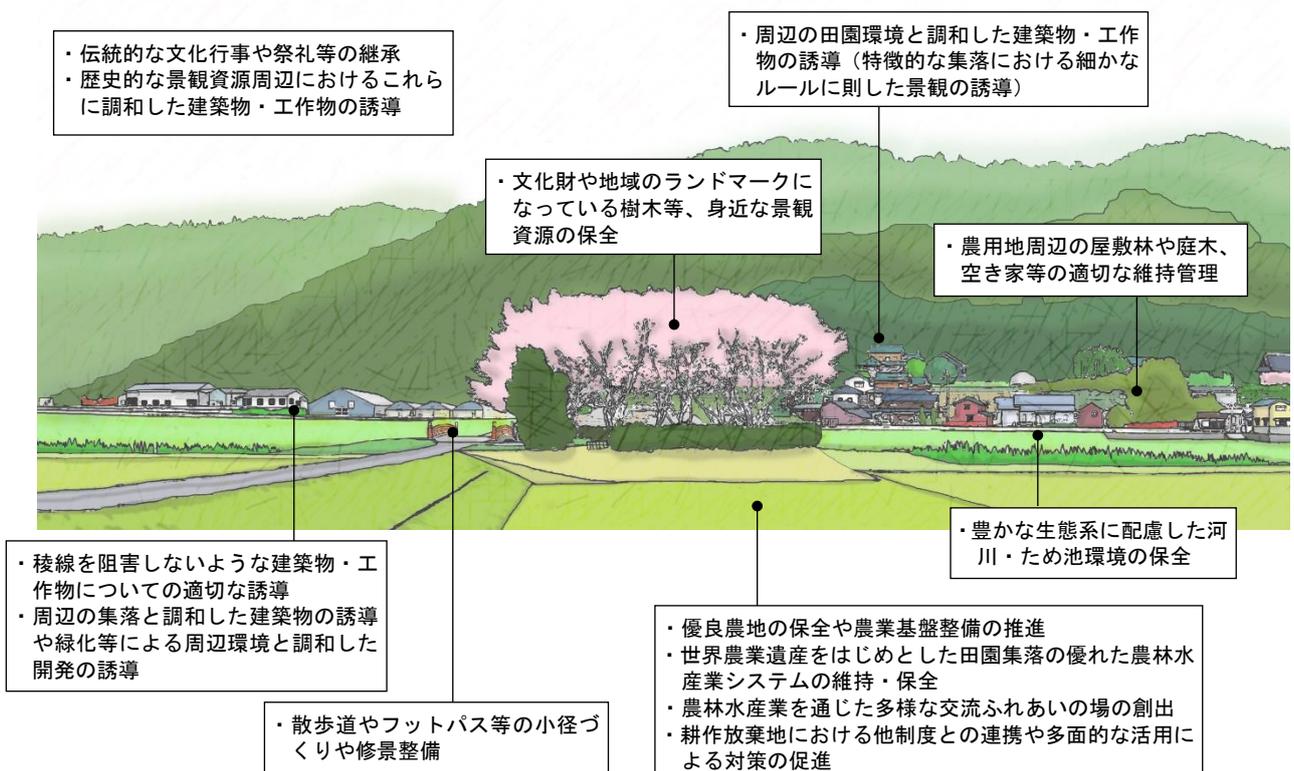
(1) 森林景観ゾーン

山々の山頂部では、岩肌があらわになった奇岩秀峰の山容を形成しており、両子山を中心に、山岳信仰の場となった寺社等を有する国東特有の景観が見られます。樹木に覆われた山々の緑を、本市の景観の背景として適切に保全・活用及び継承していくことを目指します。



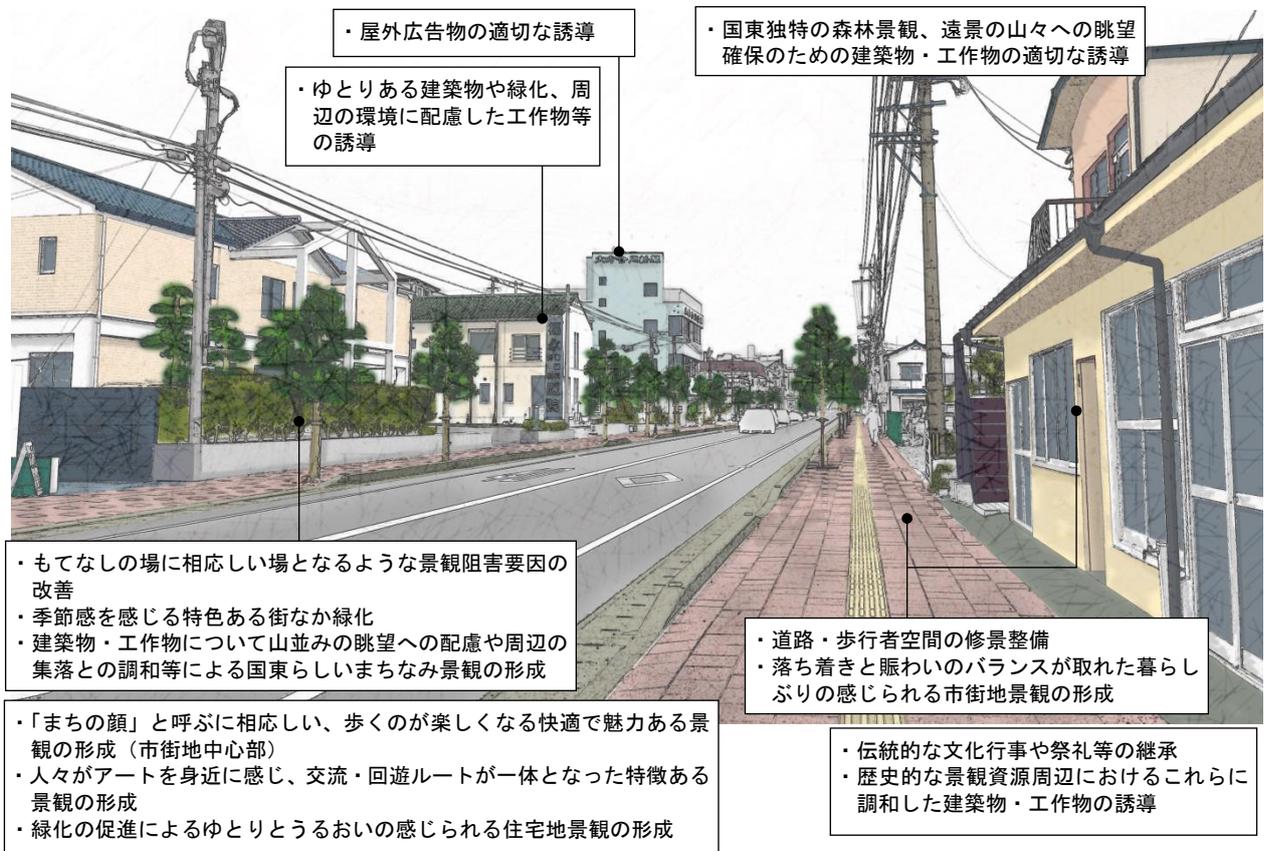
(2) 里山・田園・集落景観ゾーン

小河川に沿った谷あいには集落と里山、田園が一体となった景観が展開する田園集落地では、自然や歴史文化と生業が共生したうるおいのある景観づくりを目指します。



(3) 市街地景観ゾーン

店舗、旅館、住宅等が立地し住商共存の市街地景観が見られる国道 213 号沿道、市役所周辺や各支所の周辺では、賑わいやもてなしの心が感じられる景観づくりを目指します。



・屋外広告物の適切な誘導

・ゆとりある建築物や緑化、周辺の環境に配慮した工作物等の誘導

・国東独特の森林景観、遠景の山々への眺望確保のための建築物・工作物の適切な誘導

・もてなしの場に相応しい場となるような景観阻害要因の改善
 ・季節感を感じる特色ある街なか緑化
 ・建築物・工作物について山並みの眺望への配慮や周辺の集落との調和等による国東らしいまちなみ景観の形成

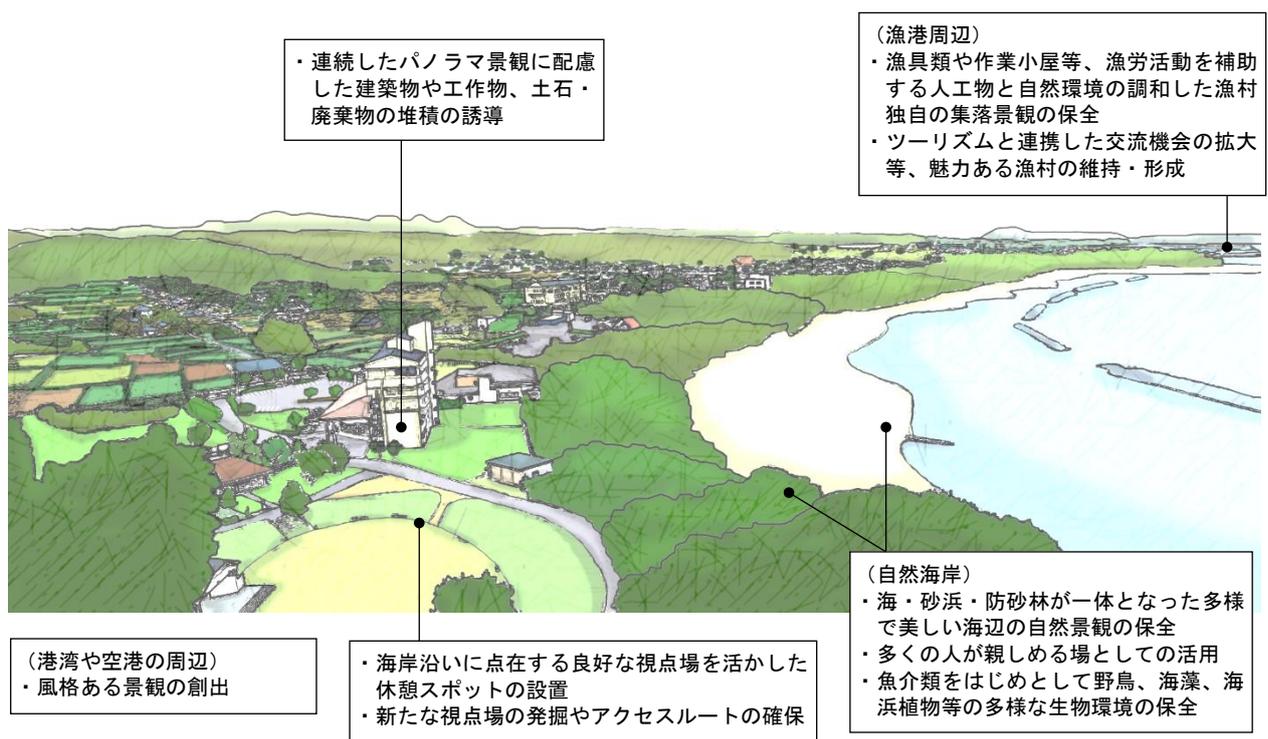
・道路・歩行者空間の修景整備
 ・落ち着きと賑わいのバランスが取れた暮らしぶりの感じられる市街地景観の形成

・「まちの顔」と呼ぶに相応しい、歩くのが楽しくなる快適で魅力ある景観の形成（市街地中心部）
 ・人々がアートを身近に感じ、交流・回遊ルートが一体となった特徴ある景観の形成
 ・緑化の促進によるゆとりとうるおいの感じられる住宅地景観の形成

・伝統的な文化行事や祭礼等の継承
 ・歴史的な景観資源周辺におけるこれらに調和した建築物・工作物の誘導

(4) 海岸景観軸

岬と入り江、海食崖や岩礁、海・砂浜・防砂林が一体となった景観等、多様で美しい海辺の自然景観を保全するとともに、多くの人が海に親しめる場として活用を図ります。



・連続したパノラマ景観に配慮した建築物や工作物、土石・廃棄物の堆積の誘導

(漁港周辺)

・漁具類や作業小屋等、漁労活動を補助する人工物と自然環境の調和した漁村独自の集落景観の保全
 ・ツーリズムと連携した交流機会の拡大等、魅力ある漁村の維持・形成

(港湾や空港の周辺)
 ・風格ある景観の創出

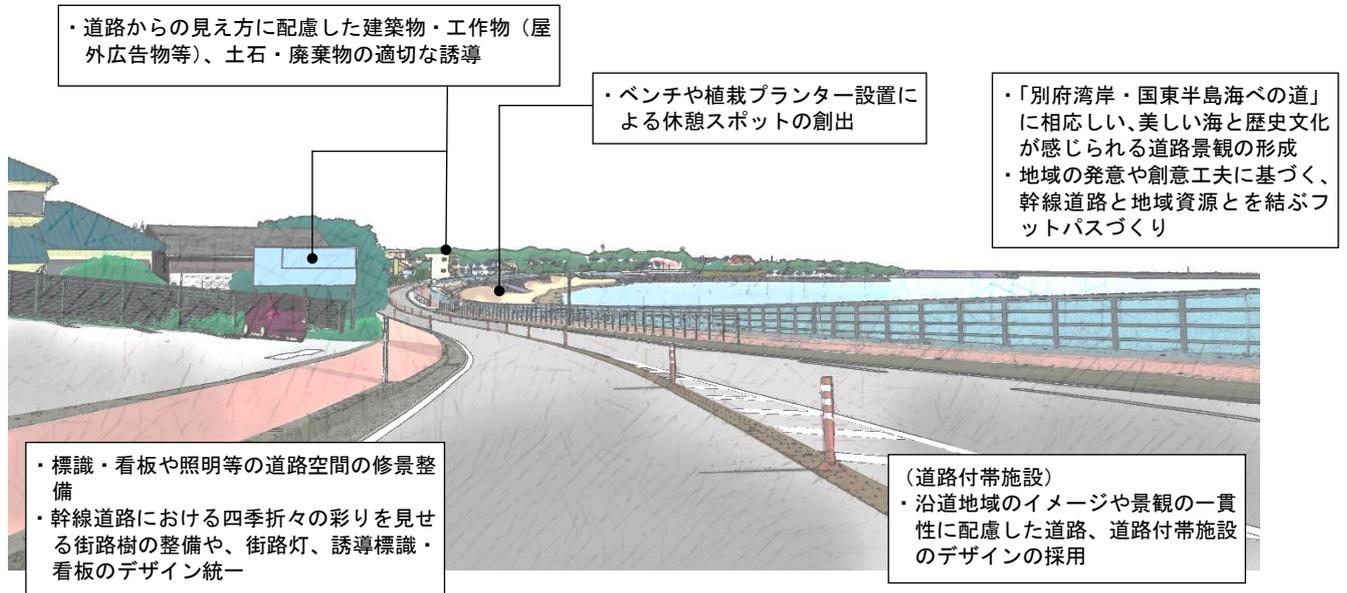
・海岸沿いに点在する良好な視点を活かした休憩スポットの設置
 ・新たな視点場の発掘やアクセスルートの確保

(自然海岸)

・海・砂浜・防砂林が一体となった多様で美しい海辺の自然景観の保全
 ・多くの人が親しめる場としての活用
 ・魚介類をはじめとして野鳥、海藻、海浜植物等の多様な生物環境の保全

(5) 幹線道路景観軸

都市の骨格となる国道213号や県道、市道オレンジロード等の幹線道路沿道では、景観阻害要因の改善や修景、眺望等に配慮した施設整備等、連続性、一体性を感じられる魅力ある景観づくりを目指します。



2-4 景観形成重点地区別景観づくり方針

景観形成重点地区においては、各地区の特性を踏まえた景観づくり方針を定めています。

⇒ 詳しくは、**国東市景観計画「5. 地域で進める景観づくり」**をご確認ください。

(1) 世界農業遺産モデル地区

- 方針①：暮らしに根付いた山あいの田園・集落景観の保全
- 方針②：田園と一体となった山並み景観、水辺景観の保全
- 方針③：広範囲に点在する景観資源を活用した地域活性化の推進

(2) 山岳寺院文化地区

- 方針①：国東の原風景である山岳景観、森林景観の保全
- 方針②：良好な視点場の確保
- 方針③：歴史や文化を感じさせる景観の保全・修復・活用

(3) 大分空港周辺地区

- 方針①：玄関口としてのもてなしの場に相応しい景観の形成
- 方針②：海・山・空の眺望景観の保全
- 方針③：四季の彩りが感じられる景観の形成

(4) 鶴川地区

- 方針①：国東市の顔に相応しい、賑わいと快適で魅力ある景観の形成
- 方針②：海と緑を感じられるうるおいある景観の形成
- 方針③：歴史的資源や既存ストックを活用した賑わい景観の創出

3. 景観形成基準の解説

「景観形成基準の解説」は、景観形成基準の意図をより深く理解し、建築等の計画に反映していただくために、景観計画に示されている基準の中でも特に解説が必要なものを抜粋して、具体的な配慮の方法や考え方の例を示したものです。

本書に示した配慮の方法にとらわれず、計画地の状況に応じた創意工夫により、景観形成基準の主旨を踏まえて、さらに魅力のある景観づくりを行うことを期待します。

3-1 景観形成基準の一覧

(1) 一般地域

項目	景観形成基準	解説頁	
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ○前章の「ゾーン別景観づくり方針」に掲げる景観形成の考え方に沿うよう、それぞれの行為において配慮すること。 ○届出対象となる行為は、行為自体が周辺の景観に与える影響が大きいことを認識し、周辺の景観になじむよう調和に向けた努力を行うとともに、行為場所において、周辺の景観の向上に寄与するよう配慮及び工夫に努めること。 	—	
建築物	配置	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の景観との調和を考えた配置とすること。 ○歴史的建造物やランドマークになっている樹木等既存の景観資源を損なうことがないよう、かつ、主要な視点場からの眺望の妨げにならないよう特に配慮すること。 ○建築物の規模が大きい場合は、適度な分棟や敷地境界から可能な限り後退する等、周囲の建築物や道路に威圧感を与えないような配置とすること。 	P39
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> ○広がりある森林景観、里山・田園・集落景観を保全するため、できる限り高さを抑えること。 ○周辺にある歴史的建造物やランドマークになっている樹木に配慮した高さとする。 ○市街地では、周辺の景観や隣接する建築物との調和に配慮し、突出した高さとならないスカイラインの形成に努めること。 	P40
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ○周辺の景観との調和に配慮し、全体的に違和感のないまとまりある形態・意匠とすること。 ○地域固有の伝統的な建築様式や意匠等と調和した形態・意匠となるよう配慮すること。 ○周囲に対して、物理的に大規模なものとなる場合には、通りに対して長大な壁面等による圧迫感や閉塞感を感じさせないよう、緑化する等の配慮を行い、通り等からの見え方において建築ボリューム感の軽減に努めること。 	P41

項目		景観形成基準	解説頁								
建築物	色彩	<p>○屋根、外壁等の色彩は、色彩基準に適合したできるだけ限り低彩度のものとし、周辺景観との調和に配慮すること。</p> <p>○彩度の高い色彩はアクセントとしてのポイント使用に留めること。</p>	<p>P42</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">【色彩基準】</th> </tr> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Y (黄)、YR (黄赤)、R (赤)</td> <td>4 以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>3 以下</td> </tr> </tbody> </table>	【色彩基準】		色相	彩度	Y (黄)、YR (黄赤)、R (赤)	4 以下	その他	3 以下
	【色彩基準】										
	色相	彩度									
Y (黄)、YR (黄赤)、R (赤)	4 以下										
その他	3 以下										
設備	○付帯する設備類は、できる限り道路等の公共の場から容易に見えないよう配慮する、または建築物の外観と調和した意匠となるよう工夫すること。	P45									
敷地利用 (外構)	<p>○できる限り、生け垣や植栽帯等を設置すること。柵や塀を設ける場合には、周辺の景観との調和に配慮したものに努めること。</p> <p>○現存する樹林地やランドマークになっている樹木等の緑、水辺の保全に努めること。</p> <p>○駐車場は、できる限り通りから見えない場所に配置すること。やむを得ず道路に面して設置する場合は、車の出入り口以外の部分において、安全性、利便性等を十分確保しながら、道路に面する側の緑化等に努めること。</p>	P45 P46									
工作物	配置	<p>○地域の景観との調和を考えた配置とすること。</p> <p>○既存の景観資源を損なうことがないように、かつ、主要な視点場からの眺望の妨げにならないよう特に配慮すること。</p> <p>○規模の大きな敷地を有する場合には、積極的に敷地境界からの後退に努めること。</p>	P46								
	高さ	○広がりある森林景観、里山・田園・集落景観を保全するため、できる限り高さを抑えること。	P47								
		<p>○周辺にある歴史的建造物やランドマークになっている樹木に配慮した高さとする。</p> <p>○市街地では、周辺の景観や隣接する建築物との調和に配慮し、突出した高さとならないスカイラインの形成に努めること。</p>	※P40								
	形態・意匠	<p>○周辺の景観との調和に配慮し、全体的に違和感のないまとまりある形態・意匠とすること。</p> <p>○地域固有の伝統的な建築様式や意匠等と調和した形態・意匠となるよう配慮すること。</p>	※P41								
○周囲に対して、物理的に大規模なものとなる場合には、通りに対して長大な壁面等による圧迫感や閉塞感を感じさせないように、緑化する等の配慮を行い、通り等からの見え方においてボリューム感の軽減に努めること。		P47									
色彩	<p>○色彩は、色彩基準に適合したできるだけ限り低彩度のものとし、周辺景観との調和に配慮すること。</p>	<p>【色彩基準】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Y (黄)、YR (黄赤)、R (赤)</td> <td>4 以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>3 以下</td> </tr> </tbody> </table>	色相	彩度	Y (黄)、YR (黄赤)、R (赤)	4 以下	その他	3 以下	P48		
色相	彩度										
Y (黄)、YR (黄赤)、R (赤)	4 以下										
その他	3 以下										

項目	景観形成基準	解説頁
	○彩度の高い色彩はアクセントとしてのポイント使用に留めること。	※P42
設備	○付帯する設備類は、できる限り道路等の公共の場から容易に見えないよう配慮する、または建築物の外観と調和した意匠となるよう工夫すること。	※P45
敷地 利用 (外構)	○できる限り、生け垣や植栽帯等を設置すること。柵や塀を設ける場合には、周辺の景観との調和に配慮したものに努めること。	P49
	○現存する樹林地やランドマークになっている樹木等の緑、水辺の保全に努めること。 ○駐車場は、できる限り通りから見えない場所に配置すること。やむを得ず道路に面して設置する場合は、車の出入り口以外の部分において、安全性、利便性等を十分確保しながら、道路に面する側の緑化等に努めること。	※P45 ※P46
開発行為	○容易に望見できないよう措置を講じ、周辺の景観との調和に十分配慮すること。 ○開発行為を行うに当たっては、できる限り現存する樹林地やランドマークになっている樹木等の緑の保全や、積極的な緑化に努めること。	P49
土地の区画 形質の変更	○できる限り現況の地形を活かし、長大なり面やよう壁が生じないように配慮すること。 ○のり面の勾配はできる限り緩やかに取り、緑化等の修景に配慮すること。 ○よう壁等の構造物を設ける場合には、周辺の景観との調和に配慮するとともに、前面の緑化や自然素材の活用等により、景観への影響の軽減に努めること。	P50
木竹の伐採 又は植栽	○巨木、古木等、地域に親しまれている樹木の伐採は避けること。 ○伐採後、地肌が露出したまま等の状態で周囲から見苦しいと感じられないよう、植栽を施す等、周囲との調和に配慮すること。	—
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	○資材等を積み上げる場合には、高さをできる限り低くするとともに、整然とした集積又は貯蔵とするよう配慮すること。 ○できる限り道路、公園、主要な展望地等の公共の場所から見えない配置、高さ等に工夫すること。	P50

※建築物の当該項目の解説を参照すること。

(2) 景観形成重点地区

① 世界農業遺産モデル地区

※○は一般地域と同じもの、●は追加または内容が異なるもの

項目		景観形成基準	基本	推奨	解説頁							
建築物	配置	●周囲の民家や優れた田園、背景となる里山と調和のとれた配置とすること。	□		P51							
		○歴史的建造物やランドマークになっている樹木等既存の景観資源を損なうことがないよう、かつ、主要な視点場からの眺望の妨げにならないよう特に配慮すること。	□		P39							
		○建築物の規模が大きい場合は、適度な分棟や敷地境界から可能な限り後退する等、周囲の建築物や道路に威圧感を与えないような配置とすること。	□		P39							
		●作業小屋等は、景観への影響が大きな場所を避けて設置するよう努めること。		□	P51							
	高さ	●2階建て以下を原則とし、高さ 13m を超えないものとする。			□	P52						
		○周辺にある歴史的建造物やランドマークになっている樹木に配慮した高さとする。	□			P40						
	形態・意匠	○周辺の景観との調和に配慮し、全体的に違和感のないまとまりある形態・意匠とすること。		□		P41						
		●地域の伝統的な様式の木造和風建築を基本とすること。			□	P52						
		●外壁の素材は、木材や漆喰等自然素材の活用に努めること。			□	P53						
		●屋根は勾配屋根で瓦葺きを基本とすること。			□	P53						
		●伝統的な様式を残す建築物は、外観と骨組みをなるべく維持した改修に努めること。(ただし、内部の居住環境の改善は自由)			□	P53						
		○周囲に対して、物理的に大規模なものとなる場合には、通りに対して長大な壁面等による圧迫感や閉塞感を感じさせないよう緑化する等の配慮を行い、通り等からの見え方において建築ボリューム感の軽減に努めること。		□		P41						
	色彩	●屋根、外壁等の色彩は、【色彩基準】 色彩基準に適合した自然素材色又は無彩色を用いる等、地域の景観に調和するような落ち着いた色彩とすること。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Y (黄)、YR (黄赤)、R (赤)</td> <td>4 以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>2 以下</td> </tr> </tbody> </table>	色相	彩度	Y (黄)、YR (黄赤)、R (赤)	4 以下	その他	2 以下		□	
色相		彩度										
Y (黄)、YR (黄赤)、R (赤)	4 以下											
その他	2 以下											
	●彩度の高い色彩によるアクセントとしてのポイント使用は、できる限り避けること。			□	P54							

項目		景観形成基準	基本	推奨	解説頁						
	設備	●空調機等の設備類は、通りから見えないように設置すること。		<input type="checkbox"/>	P56						
		●やむを得ない場合は、目隠し等の工夫を施し、周囲の優れた田園集落景観を阻害しないようにすること。	<input type="checkbox"/>		P56						
	敷地利用	○できる限り、生け垣や植栽帯等を設置すること。柵や塀を設ける場合には、周辺の景観との調和に配慮したものに努めること。		<input type="checkbox"/>	P45						
		●集落の石垣の保全に努めること。		<input type="checkbox"/>	P56						
		○現存する樹林地やランドマークになっている樹木等の緑、水辺の保全に努めること。		<input type="checkbox"/>	P45						
		○駐車場は、できる限り通りから見えない場所に配置すること。やむを得ず道路に面して設置する場合は、車の出入り口以外の部分において、安全性、利便性等を十分確保しながら、道路に面する側の緑化等に努めること。	<input type="checkbox"/>		P45 P46						
工作物	配置	●塔状工作物（屋外広告物を含む）、遊戯施設、製造施設・貯蔵施設・処理施設及び地上設置型の太陽光発電施設は極力設置しないこと。		<input type="checkbox"/>	P57						
		●やむを得ない場合は、目立たない位置に設置すること。	<input type="checkbox"/>		P57						
		○既存の景観資源を損なうことがないよう、かつ、主要な視点場からの眺望の妨げにならないよう特に配慮すること。	<input type="checkbox"/>		P46						
		○規模の大きな敷地を有する場合には、積極的に敷地境界からの後退に努めること。	<input type="checkbox"/>		P46						
	高さ	●やむを得ず立地する場合には、極力高さを低く抑えること。	<input type="checkbox"/>		P57						
		○周辺にある歴史的建造物やランドマークになっている樹木に配慮した高さとする。	<input type="checkbox"/>		※P40						
	形態・意匠	○周辺の景観との調和に配慮し、全体的に違和感のないまとまりある形態・意匠とすること。	<input type="checkbox"/>		※P41						
		○地域固有の伝統的な建築様式や意匠等と調和した形態・意匠となるよう配慮すること。	<input type="checkbox"/>		※P41						
		○周囲に対して、物理的に大規模なものとなる場合には、通りに対して長大な壁面等による圧迫感や閉塞感を感じさせないよう緑化する等の配慮を行い、通り等からの見え方においてボリューム感の軽減に努めること。	<input type="checkbox"/>		P47						
	色彩	●色彩は、色彩基準に適合した自然素材色又は無彩色を用いる等、地域の景観に調和するような落ち着いた色彩とすること。	【色彩基準】	<input type="checkbox"/>	P58						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Y（黄）、YR（黄赤）、R（赤）</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table>	色相	彩度	Y（黄）、YR（黄赤）、R（赤）	4以下	その他	2以下			
色相	彩度										
Y（黄）、YR（黄赤）、R（赤）	4以下										
その他	2以下										

項目	景観形成基準	基本	推奨	解説 頁
	●彩度の高い色彩によるアクセントとしてのポイント使用は、できる限り避けること。		<input type="checkbox"/>	※P54
設備	●付帯する設備類は、通りから見えないように設置すること。		<input type="checkbox"/>	※P56
	●やむを得ない場合は、目隠し等の工夫を施し、周囲の優れた田園集落景観を阻害しないようにすること。	<input type="checkbox"/>		※P56
敷地 利用	○できる限り、生け垣や植栽帯等を設置すること。柵や塀を設ける場合には、周辺の景観との調和に配慮したものに努めること。		<input type="checkbox"/>	P49
	●集落の石垣の保全に努めること。		<input type="checkbox"/>	※P56
	○現存する樹林地やランドマークになっている樹木等の緑、水辺の保全に努めること。		<input type="checkbox"/>	※P45
	○駐車場は、できる限り通りから見えない場所に配置すること。やむを得ず道路に面して設置する場合は、車の出入り口以外の部分において、安全性、利便性等を十分確保しながら、道路に面する側の緑化等に努めること。	<input type="checkbox"/>		※P45 ※P46
開発行為	○容易に望見できないよう措置を講じ、周辺の景観との調和に十分配慮すること。	<input type="checkbox"/>		P49
	○開発行為を行うに当たっては、できる限り現存する樹林地やランドマークになっている樹木等の緑の保全や、積極的な緑化に努めること。	<input type="checkbox"/>		P49
	●新たなのり面の築造をやむを得ず行う場合は、歴史及び自然景観に調和するよう配慮すること。	<input type="checkbox"/>		—
	●既存の地形を活かした造成に努め、行為の規模や切土・盛土は最小限に抑えること。	<input type="checkbox"/>		—
土地の区 画形質の 変更	●ため池や棚田の形態を変更しないよう努めること。		<input type="checkbox"/>	—
	●石積の新設・修復にあたっては、工法・素材等を地域の伝統や歴史に配慮するよう努めること。		<input type="checkbox"/>	—
	○できる限り現況の地形を活かし、長大なのり面やよう壁が生じないように配慮すること。	<input type="checkbox"/>		P50
	○のり面の勾配はできる限り緩やかに取り、緑化等の修景に配慮すること。	<input type="checkbox"/>		P50
	○よう壁等の構造物を設ける場合には、周辺の景観との調和に配慮するとともに、前面の緑化や自然素材の活用等により、景観への影響の軽減に努めること。	<input type="checkbox"/>		P50

項目	景観形成基準	基本	推奨	解説 頁
木竹の伐採又は植栽	●木竹の伐採については、可能な限り小規模に留めること。		<input type="checkbox"/>	—
	○巨木、古木等、地域に親しまれている樹木の伐採は避けること。		<input type="checkbox"/>	—
	●伐採跡地は、森林の適切な回復、育成を行い、土砂災害の防止及び生態系の保全に努めること。		<input type="checkbox"/>	—
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	●道路その他の公共の場から容易に望見できない位置に集積または貯蔵すること。または、敷地外周部等に植栽等の修景措置を講じること。	<input type="checkbox"/>		—
	○資材等を積み上げる場合には、高さをできる限り低くするとともに、整然とした集積又は貯蔵とするよう配慮すること。	<input type="checkbox"/>		P50

※建築物の当該項目の解説を参照すること。

②山岳寺院文化地区

※○は一般地域と同じもの、●は追加または内容が異なるもの

項目		景観形成基準	基本	推奨	解説頁							
建築物	配置	●六郷満山の寺社や社叢林、周囲の森林に配慮し、山岳への眺望を阻害しない高さ・配置とすること。	□		P59							
		○歴史的建造物やランドマークになっている樹木等既存の景観資源を損なうことがないよう、かつ、主要な視点場からの眺望の妨げにならないよう特に配慮すること。	□		P39							
		○建築物の規模が大きい場合は、適度な分棟や敷地境界から可能な限り後退する等、周囲の建築物や道路に威圧感を与えないような配置とすること。	□		P39							
		●作業小屋等は、景観への影響が大きな場所を避けて設置するよう努めること。		□	P59							
高さ	●2階建て以下を原則とし、高さ 13m を超えないものとする。			□	P60							
	○周辺にある歴史的建造物やランドマークになっている樹木に配慮した高さとする。	□			P40							
形態・意匠	○周辺の景観との調和に配慮し、全体的に違和感のないまとまりある形態・意匠とすること。	□			P41							
	●地域の伝統的な様式の木造和風建築を基本とすること。		□		P60							
	●外壁の素材は、木材や漆喰等自然素材の活用に努めること。		□		P61							
	●屋根は勾配屋根で瓦葺きを基本とすること。		□		P61							
	●伝統的な様式を残す建築物は、外観と骨組みをなるべく維持した改修に努めること。（ただし、内部の居住環境の改善は自由）		□		P61							
○周囲に対して、物理的に大規模なものとなる場合には、通りに対して長大な壁面等による圧迫感や閉塞感を感じさせないよう緑化する等の配慮を行い、通り等からの見え方において建築ボリューム感の軽減に努めること。	□				P41							
色彩	●屋根、外壁等の色彩は、【色彩基準】 色彩基準に適合した自然素材色又は無彩色を用いる等、地域の景観に調和するような落ち着いた色彩とすること。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Y (黄)、YR (黄赤)、R (赤)</td> <td>4 以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>2 以下</td> </tr> </tbody> </table>	色相	彩度	Y (黄)、YR (黄赤)、R (赤)	4 以下	その他	2 以下	□			P62
	色相	彩度										
Y (黄)、YR (黄赤)、R (赤)	4 以下											
その他	2 以下											
●彩度の高い色彩によるアクセントとしてのポイント使用は、できる限り避けること。			□		P62							

項目		景観形成基準	基本	推奨	解説頁
	設備	●空調機等の設備類は、通りから見えないように設置すること。		<input type="checkbox"/>	P64
		●やむを得ない場合は、目隠し等の工夫を施し、六郷満山の寺社の風情や山岳への眺望を阻害しないようにすること。	<input type="checkbox"/>		P64
	敷地利用	○できる限り、生け垣や植栽帯等を設置すること。柵や塀を設ける場合には、周辺の景観との調和に配慮したものに努めること。		<input type="checkbox"/>	P45
		●集落の石垣の保全に努めること。		<input type="checkbox"/>	P64
		○現存する樹林地やランドマークになっている樹木等の緑、水辺の保全に努めること。		<input type="checkbox"/>	P45
		○駐車場は、できる限り通りから見えない場所に配置すること。やむを得ず道路に面して設置する場合は、車の出入り口以外の部分において、安全性、利便性等を十分確保しながら、道路に面する側の緑化等に努めること。	<input type="checkbox"/>		P45 P46
工作物	配置	●塔状工作物（屋外広告物を含む）、遊戯施設、製造施設・貯蔵施設・処理施設及び地上設置型の太陽光発電施設は極力設置しないこと。		<input type="checkbox"/>	P65
		●やむを得ない場合は、目立たない位置に設置すること。	<input type="checkbox"/>		P65
		○既存の景観資源を損なうことがないように、かつ、主要な視点場からの眺望の妨げにならないよう特に配慮すること。	<input type="checkbox"/>		P46
		○規模の大きな敷地を有する場合には、積極的に敷地境界からの後退に努めること。	<input type="checkbox"/>		P46
	高さ	●やむを得ず立地する場合には、極力高さを低く抑えること。	<input type="checkbox"/>		P65
		○周辺にある歴史的建造物やランドマークになっている樹木に配慮した高さとする。	<input type="checkbox"/>		※P40
	形態・意匠	○周辺の景観との調和に配慮し、全体的に違和感のないまとまりある形態・意匠とすること。	<input type="checkbox"/>		※P41
		○地域固有の伝統的な建築様式や意匠等と調和した形態・意匠となるよう配慮すること。	<input type="checkbox"/>		※P41
		○周囲に対して、物理的に大規模なものとなる場合には、通りに対して長大な壁面等による圧迫感や閉塞感を感じさせないように緑化する等の配慮を行い、通り等からの見え方においてボリューム感の軽減に努めること。	<input type="checkbox"/>		P47
	色彩	●色彩は、色彩基準に適合した自然素材色又は無彩色を用いる等、地域の景観に調和するような落ち着いた色彩とすること。		<input type="checkbox"/>	P66

色彩基準	
色相	彩度
Y (黄)、YR (黄赤)、R (赤)	4 以下
その他	2 以下

項目	景観形成基準	基本	推奨	解説 頁
	●彩度の高い色彩によるアクセントとしてのポイント使用は、できる限り避けること。		<input type="checkbox"/>	※P62
設備	●付帯する設備類は、通りから見えないように設置すること。		<input type="checkbox"/>	※P64
	●やむを得ない場合は、目隠し等の工夫を施し、六郷満山の寺社の風情や山岳への眺望を阻害しないようにすること。	<input type="checkbox"/>		※P64
敷地 利用	○できる限り、生け垣や植栽帯等を設置すること。柵や塀を設ける場合には、周辺の景観との調和に配慮したものに努めること。		<input type="checkbox"/>	P49
	●集落の石垣の保全に努めること。		<input type="checkbox"/>	※P64
	○現存する樹林地やランドマークになっている樹木等の緑、水辺の保全に努めること。		<input type="checkbox"/>	※P45
	○駐車場は、できる限り通りから見えない場所に配置すること。やむを得ず道路に面して設置する場合は、車の出入り口以外の部分において、安全性、利便性等を十分確保しながら、道路に面する側の緑化等に努めること。	<input type="checkbox"/>		※P45 ※P46
開発行為	○容易に望見できないよう措置を講じ、周辺の景観との調和に十分配慮すること。	<input type="checkbox"/>		P49
	○開発行為を行うに当たっては、できる限り現存する樹林地やランドマークになっている樹木等の緑の保全や、積極的な緑化に努めること。	<input type="checkbox"/>		P49
	●新たなのり面の築造をやむを得ず行う場合は、歴史及び自然景観に調和するよう配慮すること。	<input type="checkbox"/>		—
	●既存の地形を活かした造成に努め、行為の規模や切土・盛土は最小限に抑えること。	<input type="checkbox"/>		—
土地の区 画形質の 変更	○できる限り現況の地形を活かし、長大なのり面やよう壁が生じないように配慮すること。	<input type="checkbox"/>		P50
	○のり面の勾配はできる限り緩やかに取り、緑化等の修景に配慮すること。	<input type="checkbox"/>		P50
	○よう壁等の構造物を設ける場合には、周辺の景観との調和に配慮するとともに、前面の緑化や自然素材の活用等により、景観への影響の軽減に努めること。	<input type="checkbox"/>		P50
	●地域の歴史や信仰に係る施設（石造物、建造物等）を保存すること。		<input type="checkbox"/>	—
木竹の伐 採又は植 栽	●木竹の伐採については、可能な限り小規模に留めること。		<input type="checkbox"/>	—
	○巨木、古木等、地域に親しまれている樹木の伐採は避けること。		<input type="checkbox"/>	—
	●伐採跡地は、森林の適切な回復、育成を行い、土砂災害の防止及び生態系の保全に努めること。		<input type="checkbox"/>	—

項目	景観形成基準	基本	推奨	解説 頁
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	●道路その他の公共の場から容易に望見できない位置に集積または貯蔵すること。または、敷地外周部等に植栽等の修景措置を講じること。	□		—
	○資材等を積み上げる場合には、高さをできる限り低くするとともに、整然とした集積又は貯蔵とするよう配慮すること。	□		P50

※建築物の当該項目の解説を参照すること。

③大分空港周辺地区

項目		景観形成基準	解説頁
建築物	配置	●国道213号沿道では、道路境界線からできる限り離れた位置に建てる等、道路空間に対して圧迫感を与えないように配慮すること。	P67
		○歴史的建造物やランドマークになっている樹木等既存の景観資源を損なうことがないように、かつ、主要な視点場からの眺望の妨げにならないよう特に配慮すること。 ○建築物の規模が大きい場合は、適度な分棟や敷地境界から可能な限り後退する等、周囲の建築物や道路に威圧感を与えないような配置とすること。	P39
	高さ	○広がりある森林景観、里山・田園・集落景観を保全するため、できる限り高さを抑えること。 ○周辺にある歴史的建造物やランドマークになっている樹木に配慮した高さとする事。 ○市街地では、周辺の景観や隣接する建築物との調和に配慮し、突出した高さとならないスカイラインの形成に努めること。	P40
	形態・意匠	○周辺の景観との調和に配慮し、全体的に違和感のないまとまりある形態・意匠とすること。 ○地域固有の伝統的な建築様式や意匠等と調和した形態・意匠となるよう配慮すること。 ○周囲に対して、物理的に大規模なものとなる場合には、通りに対して長大な壁面等による圧迫感や閉塞感を感じさせないように緑化する等の配慮を行い、通り等からの見え方において建築ボリューム感の軽減に努めること。	P41
	色彩	○屋根、外壁等の色彩は、 【色彩基準】 色相基準に適合したできる限り低彩度のものとし、周辺景観との調和に配慮すること。 ○彩度の高い色彩はアクセントとしてのポイント使用に留めること。	P42
	設備	○付帯する設備類は、できる限り道路等の公共の場から容易に見えないよう配慮する、または建築物の外観と調和した意匠となるよう工夫すること。	P45
	敷地利用	○できる限り、生け垣や植栽帯等を設置すること。柵や塀を設ける場合には、周辺の景観との調和に配慮したものに努めること。	P45
		●国道213号沿道の道路に面する部分及び道路から後退してできる空地では緑化に努め、大分の玄関口に相応しい風格のある印象を与えるよう配慮すること。	P67
		○現存する樹林地やランドマークになっている樹木等の緑、水辺の保全に努めること。 ○駐車場は、できる限り通りから見えない場所に配置すること。やむを得ず道路に面して設置する場合は、車の出入り口以外の部分において、安全性、利便性等を十分確保しながら、道路に面する側の緑化等に努めること。	P45 P46

項目		景観形成基準	解説頁						
工 作 物	配置	○地域の景観との調和を考えた配置とすること。	P46						
		●国道213号沿道等主要な道路、公園、公共空間から容易に望みできる場所への設置は極力避けること。 ●通行者及び周辺の景観へ影響があるものは、敷地境界からできる限り後退し、必要に応じ植栽等により修景を施すこと。	P68						
		○既存の景観資源を損なうことがないよう、かつ、主要な視点場からの眺望の妨げにならないよう特に配慮すること。 ○規模の大きな敷地を有する場合には、積極的に敷地境界からの後退に努めること。	P46						
	高さ	○広がりある森林景観、里山・田園・集落景観を保全するため、できる限り高さを抑えること。	P47						
		○周辺にある歴史的建造物やランドマークになっている樹木に配慮した高さとする事。 ○市街地では、周辺の景観や隣接する建築物との調和に配慮し、突出した高さとならないスカイラインの形成に努めること。	※P40						
	形態・意匠	○周辺の景観との調和に配慮し、全体的に違和感のないまとまりある形態・意匠とすること。 ○地域固有の伝統的な建築様式や意匠等と調和した形態・意匠となるよう配慮すること。	※P41						
		○周囲に対して、物理的に大規模なものとなる場合には、通りに対して長大な壁面等による圧迫感や閉塞感を感じさせないよう、緑化する等の配慮を行い、通り等からの見え方においてボリューム感の軽減に努めること。	P47						
		●広告塔は、形状、表示面積等について、隣接する相互において景観の調和を図るよう努めるものとする事。 ●同一敷地内で同一目的の広告物を掲出する場合は、設置数、表示面積をできる限り少なくすること。	P68						
	色彩	○色彩は、色彩基準に適合したできる限り低彩度のものとし、周辺景観との調和に配慮すること。 【色彩基準】 <table border="1" data-bbox="730 1482 1236 1630"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Y (黄)、YR (黄赤)、R (赤)</td> <td>4 以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>3 以下</td> </tr> </tbody> </table>	色相	彩度	Y (黄)、YR (黄赤)、R (赤)	4 以下	その他	3 以下	P48
		色相	彩度						
Y (黄)、YR (黄赤)、R (赤)	4 以下								
その他	3 以下								
	○彩度の高い色彩はアクセントとしてのポイント使用に留めること。	※P42							
設備	○付帯する設備類は、できる限り道路等の公共の場から容易に見えないよう配慮する、または建築物の外観と調和した意匠となるよう工夫すること。	※P45							

項目		景観形成基準	解説頁
敷地 利用	○できる限り、生け垣や植栽帯等を設置すること。柵や塀を設ける場合には、周辺の景観との調和に配慮したものに努めること。	P49	
	○現存する樹林地やランドマークになっている樹木等の緑、水辺の保全に努めること。 ○駐車場は、できる限り通りから見えない場所に配置すること。やむを得ず道路に面して設置する場合は、車の出入り口以外の部分において、安全性、利便性等を十分確保しながら、道路に面する側の緑化等に努めること。	※P45 ※P46	
開発行為	○容易に望見できないよう措置を講じ、周辺の景観との調和に十分配慮すること。 ○開発行為を行うに当たっては、できる限り現存する樹林地やランドマークになっている樹木等の緑の保全や、積極的な緑化に努めること。	P49	
土地の区画 形質の変更	○できる限り現況の地形を活かし、長大なのり面やよう壁が生じないように配慮すること。 ○のり面の勾配はできる限り緩やかに取り、緑化等の修景に配慮すること。 ○よう壁等の構造物を設ける場合には、周辺の景観との調和に配慮するとともに、前面の緑化や自然素材の活用等により、景観への影響の軽減に努めること。	P50	
木竹の伐採 又は植栽	○巨木、古木等、地域に親しまれている樹木の伐採は避けること。 ○伐採後、地肌が露出したまま等の状態で周囲から見苦しいと感じられないよう、植栽を施す等、周囲との調和に配慮すること。	—	
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	○資材等を積み上げる場合には、高さをできる限り低くするとともに、整然とした集積又は貯蔵とするよう配慮すること。 ○できる限り道路、公園、主要な展望地等の公共の場所から見えない配置、高さ等に工夫すること。	P50	

※建築物の当該項目の解説を参照すること。

④ 鶴川地区

④ - 1 市役所・国道 213 号沿道

項目		景観形成基準	解説頁							
建築物	配置	● 国道 213 号沿道では、道路境界線からできる限り離れた位置に建てる等、道路空間に対して圧迫感を与えないように配慮すること。	P69							
		○ 歴史的建造物やランドマークになっている樹木等既存の景観資源を損なうことがないように、かつ、主要な視点場からの眺望の妨げにならないよう特に配慮すること。 ○ 建築物の規模が大きい場合は、適度な分棟や敷地境界から可能な限り後退する等、周囲の建築物や道路に威圧感を与えないような配置とすること。	P39							
	高さ	○ 周辺にある歴史的建造物やランドマークになっている樹木に配慮した高さとする。こと。 ○ 市街地では、周辺の景観や隣接する建築物との調和に配慮し、突出した高さとならないスカイラインの形成に努めること。	P40							
	形態・意匠	○ 周辺の景観との調和に配慮し、全体的に違和感のないまとまりある形態・意匠とすること。 ○ 地域固有の伝統的な建築様式や意匠等と調和した形態・意匠となるよう配慮すること。 ○ 周囲に対して、物理的に大規模なものとなる場合には、通りに対して長大な壁面等による圧迫感や閉塞感を感じさせないように緑化する等の配慮を行い、通り等からの見え方において建築ボリューム感の軽減に努めること。	P41							
	色彩	○ 屋根、外壁等の色彩は、 【色彩基準】 色相基準に適合したできる限り低彩度のものとし、周辺景観との調和に配慮すること。 ○ 彩度の高い色彩はアクセントとしてのポイント使用に留めること。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Y (黄)、YR (黄赤)、R (赤)</td> <td>4 以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>3 以下</td> </tr> </tbody> </table>	色相	彩度	Y (黄)、YR (黄赤)、R (赤)	4 以下	その他	3 以下	P42
	色相	彩度								
	Y (黄)、YR (黄赤)、R (赤)	4 以下								
	その他	3 以下								
	設備	○ 付帯する設備類は、できる限り道路等の公共の場から容易に見えないよう配慮する、または建築物の外観と調和した意匠となるよう工夫すること。	P45							
敷地利用	○ できる限り、生け垣や植栽帯等を設置すること。柵や塀を設ける場合には、周辺の景観との調和に配慮したものに努めること。	P45								
	● 国道 213 号沿道の道路に面する部分及び道路から後退してできる空地では緑化に努め、国東市の顔に相応しい風格のある印象を与えるよう配慮すること。	P69								
	○ 現存する樹林地やランドマークになっている樹木等の緑、水辺の保全に努めること。 ○ 駐車場は、できる限り通りから見えない場所に配置すること。やむを得ず道路に面して設置する場合は、車の出入り口以外の部分において、安全性、利便性等を十分確保しながら、道路に面する側の緑化等に努めること。	P45 P46								

項目		景観形成基準	解説頁								
工 作 物	配置	<ul style="list-style-type: none"> ●国道213号沿道等主要な道路、公園、公共空間から容易に望みできる場所への設置は極力避けること。 ●通行者及び周辺の景観へ影響があるものは、敷地境界からできる限り後退し、必要に応じ植栽等により修景を施すこと。 	P70								
		<ul style="list-style-type: none"> ○既存の景観資源を損なうことがないよう、かつ、主要な視点場からの眺望の妨げにならないよう特に配慮すること。 ○規模の大きな敷地を有する場合には、積極的に敷地境界からの後退に努めること。 	P46								
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> ○周辺にある歴史的建造物やランドマークになっている樹木に配慮した高さとする。 ○市街地では、周辺の景観や隣接する建築物との調和に配慮し、突出した高さとならないスカイラインの形成に努めること。 	※P40								
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ○周辺の景観との調和に配慮し、全体的に違和感のないまとまりある形態・意匠とすること。 ○地域固有の伝統的な建築様式や意匠等と調和した形態・意匠となるよう配慮すること。 	※P41								
		<ul style="list-style-type: none"> ○周囲に対して、物理的に大規模なものとなる場合には、通りに対して長大な壁面等による圧迫感や閉塞感を感じさせないよう、緑化する等の配慮を行い、通り等からの見え方においてボリューム感の軽減に努めること。 	P47								
		<ul style="list-style-type: none"> ●広告塔は、形状、表示面積等について、隣接する相互において統一を図り、景観の調和を図るよう努めるものとする。 ●同一敷地内で同一目的の広告物を掲出する場合は、設置数、表示面積をできる限り少なくすること。 	P70								
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ○色彩は、色彩基準に適合したできる限り低彩度のものとし、周辺景観との調和に配慮すること。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th colspan="2">【色彩基準】</th> </tr> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Y(黄)、YR(黄赤)、R(赤)</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>3以下</td> </tr> </tbody> </table>	【色彩基準】		色相	彩度	Y(黄)、YR(黄赤)、R(赤)	4以下	その他	3以下	P48
		【色彩基準】									
	色相	彩度									
	Y(黄)、YR(黄赤)、R(赤)	4以下									
その他	3以下										
	<ul style="list-style-type: none"> ○彩度の高い色彩はアクセントとしてのポイント使用に留めること。 	※P42									
設備	<ul style="list-style-type: none"> ○付帯する設備類は、できる限り道路等の公共の場から容易に見えないよう配慮する、または建築物の外観と調和した意匠となるよう工夫すること。 	※P45									
敷地利用	<ul style="list-style-type: none"> ○できる限り、生け垣や植栽帯等を設置すること。柵や塀を設ける場合には、周辺の景観との調和に配慮したものに努めること。 	P49									
	<ul style="list-style-type: none"> ○現存する樹林地やランドマークになっている樹木等の緑、水辺の保全に努めること。 ○駐車場は、できる限り通りから見えない場所に配置すること。やむを得ず道路に面して設置する場合は、車の出入り口以外の部分において、安全性、利便性等を十分確保しながら、道路に面する側の緑化等に努めること。 	※P45 ※P46									

項目	景観形成基準	解説頁
開発行為	<ul style="list-style-type: none"> ○容易に望見できないよう措置を講じ、周辺の景観との調和に十分配慮すること。 ○開発行為を行うに当たっては、できる限り現存する樹林地やランドマークになっている樹木等の緑の保全や、積極的な緑化に努めること。 	P49
土地の区画形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> ○できる限り現況の地形を活かし、長大なり面やよう壁が生じないように配慮すること。 ○のり面の勾配はできる限り緩やかに取り、緑化等の修景に配慮すること。 ○よう壁等の構造物を設ける場合には、周辺の景観との調和に配慮するとともに、前面の緑化や自然素材の活用等により、景観への影響の軽減に努めること。 	P50
木竹の伐採又は植栽	<ul style="list-style-type: none"> ○巨木、古木等、地域に親しまれている樹木の伐採は避けること。 ○伐採後、地肌が露出したまま等の状態で周囲から見苦しいと感じられないよう、植栽を施す等、周囲との調和に配慮すること。 	—
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	<ul style="list-style-type: none"> ○資材等を積み上げる場合には、高さをできる限り低くするとともに、整然とした集積又は貯蔵とするよう配慮すること。 ○できる限り道路、公園、主要な展望地等の公共の場所から見えない配置、高さ等に工夫すること。 	P50

※建築物の当該項目の解説を参照すること。

④－２ 市街地（桜八幡神社・鶴川商店街周辺）

項目		景観形成基準	解説頁							
建築物	配置	○地域の景観との調和を考えた配置とすること。	P39							
		●鶴川商店街等町家形式の民家が残る通りに面する部分については、できる限り建築物の高さや外壁・軒先の位置を隣接する建築物と揃えること。やむを得ず道路から大きく後退する場合は、隣接する建築物と調和した塀や生け垣等を施す等、まちなみの連続性の確保に努めること。	P71							
		○歴史的建造物やランドマークになっている樹木等既存の景観資源を損なうことがないように、かつ、主要な視点場からの眺望の妨げにならないよう特に配慮すること。 ○建築物の規模が大きい場合は、適度な分棟や敷地境界から可能な限り後退する等、周囲の建築物や道路に威圧感を与えないような配置とすること。	P39							
	高さ	●桜八幡神社周辺では、桜八幡神社の本殿・社叢林より高い建物は極力避け、歴史的環境との調和に配慮すること。	P71							
		○市街地では、周囲の景観や隣接する建築物との調和に配慮し、突出した高さとならないスカイラインの形成に努めること。	P40							
	形態・意匠	●周囲のまちなみや桜八幡神社・社叢林等の景観と調和し、落ち着いたものとする。	P72							
		○地域固有の伝統的な建築様式や意匠等と調和した形態・意匠となるよう配慮すること。 ○周囲に対して、物理的に大規模なものとなる場合には、通りに対して長大な壁面等による圧迫感や閉塞感を感じさせないように緑化する等の配慮を行い、通り等からの見え方において建築ボリューム感の軽減に努めること。	P41							
	色彩	●屋根や外壁の色彩は、色彩基準に適合したできる限り低彩度のものとし、地域の伝統を踏まえるとともに、できる限り落ち着いた色彩を基調とすること。 ●周囲のまちなみや桜八幡神社・社叢林等の景観と調和し、著しく阻害する色彩は避けること。	<p>【色彩基準】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Y（黄）、YR（黄赤）、R（赤）</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>3以下</td> </tr> </tbody> </table>	色相	彩度	Y（黄）、YR（黄赤）、R（赤）	4以下	その他	3以下	P73
		色相	彩度							
	Y（黄）、YR（黄赤）、R（赤）	4以下								
その他	3以下									
	○彩度の高い色彩はアクセントとしてのポイント使用に留めること。	P42								
設備	○付帯する設備類は、できる限り道路等の公共の場から容易に見えないよう配慮する、または建築物の外観と調和した意匠となるよう工夫すること。	P45								
敷地利用	○できる限り、生け垣や植栽帯等を設置すること。柵や塀を設ける場合には、周囲の景観との調和に配慮したものに努めること。 ○現存する樹林地やランドマークになっている樹木等の緑、水辺の保全に努めること。	P45 P46								

項目		景観形成基準	解説頁							
		○駐車場は、できる限り通りから見えない場所に配置すること。やむを得ず道路に面して設置する場合は、車の出入り口以外の部分において、安全性、利便性等を十分確保しながら、道路に面する側の緑化等に努めること。								
工 作 物	配置	○地域の景観との調和を考えた配置とすること。	P46							
		●通行者及び周辺の景観へ影響があるものは、敷地境界からできる限り後退し、必要に応じ植栽等により修景を施すこと。	P73							
		○既存の景観資源を損なうことがないよう、かつ、主要な視点場からの眺望の妨げにならないよう特に配慮すること。 ○規模の大きな敷地を有する場合には、積極的に敷地境界からの後退に努めること。	P46							
	高さ	●桜八幡神社周辺では桜八幡神社の本殿・社叢林より高いものは極力避け、歴史的環境との調和に配慮すること。	※P71							
		○市街地では、周辺の景観や隣接する建築物との調和に配慮し、突出した高さとならないスカイラインの形成に努めること。	※P40							
	形態・意匠	○周辺の景観との調和に配慮し、全体的に違和感のないまとまりある形態・意匠とすること。 ○地域固有の伝統的な建築様式や意匠等と調和した形態・意匠となるよう配慮すること。	※P41							
		○周囲に対して、物理的に大規模なものとなる場合には、通りに対して長大な壁面等による圧迫感や閉塞感を感じさせないよう緑化する等の配慮を行い、通り等からの見え方においてボリューム感の軽減に努めること。	P47							
	色彩	●色彩は、色彩基準に適合したできる限り低彩度のものとし、地域の伝統を踏まえるとともに、できる限り落ち着いた色彩を基調とすること。 ●周囲のまちなみや桜八幡神社・社叢林等の景観と調和し、著しく阻害する色彩は避けること。	【色彩基準】 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Y（黄）、YR（黄赤）、R（赤）</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>3以下</td> </tr> </tbody> </table>	色相	彩度	Y（黄）、YR（黄赤）、R（赤）	4以下	その他	3以下	※P73
		色相	彩度							
		Y（黄）、YR（黄赤）、R（赤）	4以下							
その他	3以下									
○彩度の高い色彩はアクセントとしてのポイント使用に留めること。	※P42									
設備	○付帯する設備類は、できる限り道路等の公共の場から容易に見えないよう配慮する、または建築物の外観と調和した意匠となるよう工夫すること。	※P45								
敷地 利用	○できる限り、生け垣や植栽帯等を設置すること。柵や塀を設ける場合には、周辺の景観との調和に配慮したものに努めること。	P49								
	○現存する樹林地やランドマークになっている樹木等の緑、水辺の保全に努めること。 ○駐車場は、できる限り通りから見えない場所に配置すること。やむを得ず道路に面して設置する場合は、車の出入り口以外の部分において、安全性、利便性等を十分確保しながら、道路に面する側の緑化等に努めること。	※P45 ※P46								

項目	景観形成基準	解説頁
開発行為	<p>○容易に望見できないよう措置を講じ、周辺の景観との調和に十分配慮すること。</p> <p>○開発行為を行うに当たっては、できる限り現存する樹林地やランドマークになっている樹木等の緑の保全や、積極的な緑化に努めること。</p>	P49
土地の区画形質の変更	<p>○できる限り現況の地形を活かし、長大なり面やよう壁が生じないように配慮すること。</p> <p>○のり面の勾配はできる限り緩やかに取り、緑化等の修景に配慮すること。</p> <p>○よう壁等の構造物を設ける場合には、周辺の景観との調和に配慮するとともに、前面の緑化や自然素材の活用等により、景観への影響の軽減に努めること。</p>	P50
木竹の伐採又は植栽	<p>○巨木、古木等、地域に親しまれている樹木の伐採は避けること。</p> <p>○伐採後、地肌が露出したまま等の状態で周囲から見苦しいと感ぜられないよう、植栽を施す等、周囲との調和に配慮すること。</p>	—
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	<p>○資材等を積み上げる場合には、高さをできる限り低くするとともに、整然とした集積又は貯蔵とするよう配慮すること。</p> <p>○できる限り道路、公園、主要な展望地等の公共の場所から見えない配置、高さ等に工夫すること。</p>	P50

※建築物の当該項目の解説を参照すること。

④ - 3 臨海地区

項目		景観形成基準	解説頁							
建築物	配置	○地域の景観との調和を考えた配置とすること。	P39							
		●歴史的建造物やランドマークになっている樹木等既存の景観資源を損なうことがないよう、かつ、海への眺望の妨げにならないよう特に配慮すること。	P74							
		○建築物の規模が大きい場合は、適度な分棟や敷地境界から可能な限り後退する等、周囲の建築物や道路に威圧感を与えないような配置とすること。	P39							
	高さ	○周辺にある歴史的建造物やランドマークになっている樹木に配慮した高さとする。	P40							
		○市街地では、周辺の景観や隣接する建築物との調和に配慮し、突出した高さとならないスカイラインの形成に努めること。								
	形態・意匠	●周囲のまちなみや防砂林・海浜等の景観と調和し、落ち着いたものとする。	P74							
		○地域固有の伝統的な建築様式や意匠等と調和した形態・意匠となるよう配慮すること。	P41							
		○周囲に対して、物理的に大規模なものとなる場合には、通りに対して長大な壁面等による圧迫感や閉塞感を感じさせないよう緑化する等の配慮を行い、通り等からの見え方において建築ボリューム感の軽減に努めること。								
	色彩	●屋根や外壁の色彩は、色彩基準に適合したできるだけ低彩度のものとし、地域の伝統を踏まえるとともに、できる限り落ち着いた色彩を基調とすること。	【色彩基準】 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Y (黄)、YR (黄赤)、R (赤)</td> <td>4 以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>3 以下</td> </tr> </tbody> </table>	色相	彩度	Y (黄)、YR (黄赤)、R (赤)	4 以下	その他	3 以下	P75
		色相		彩度						
Y (黄)、YR (黄赤)、R (赤)	4 以下									
その他	3 以下									
●周囲のまちなみや防砂林・海浜等の景観と調和し、著しく阻害する色彩は避けること。										
	○彩度の高い色彩はアクセントとしてのポイント使用に留めること。	P42								
設備	○付帯する設備類は、できる限り道路等の公共の場から容易に見えないよう配慮する、または建築物の外観と調和した意匠となるよう工夫すること。	P45								
敷地利用	○できる限り、生け垣や植栽帯等を設置すること。柵や塀を設ける場合には、周辺の景観との調和に配慮したものに努めること。	P45 P46								
	○現存する樹林地やランドマークになっている樹木等の緑、水辺の保全に努めること。									
	○駐車場は、できる限り通りから見えない場所に配置すること。やむを得ず道路に面して設置する場合は、車の出入り口以外の部分において、安全性、利便性等を十分確保しながら、道路に面する側の緑化等に努めること。									

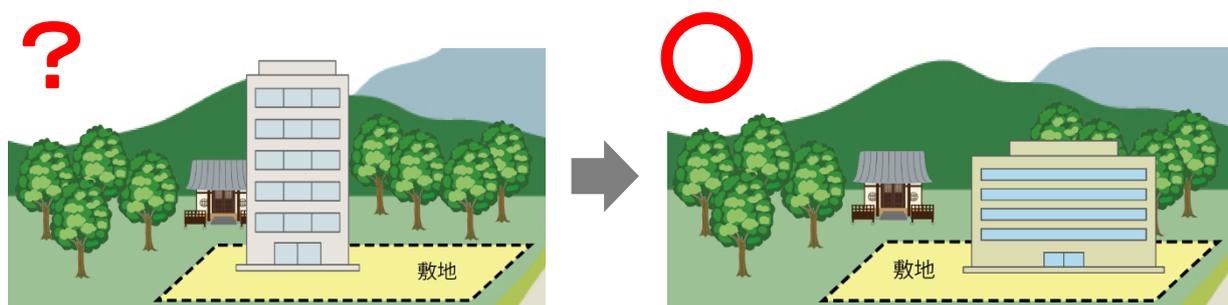
項目		景観形成基準	解説頁						
工 作 物	配置	○地域の景観との調和を考えた配置とすること。	P46						
		●既存の景観資源を損なうことがないよう、かつ、海への眺望の妨げにならないよう特に配慮すること。	※P74						
		○規模の大きな敷地を有する場合には、積極的に敷地境界からの後退に努めること。	P46						
	高さ	○市街地では、周辺の景観や隣接する建築物との調和に配慮し、突出した高さとならないスカイラインの形成に努めること。	※P40						
	形態・意匠	●周囲のまちなみや防砂林・海浜等の景観と調和し、落ち着いたものとする。	※P74						
		○地域固有の伝統的な建築様式や意匠等と調和した形態・意匠となるよう配慮すること。	※P41						
		○周囲に対して、物理的に大規模なものとなる場合には、通りに対して長大な壁面等による圧迫感や閉塞感を感じさせないよう緑化する等の配慮を行い、通り等からの見え方においてボリューム感の軽減に努めること。	P47						
	色彩	●色彩は、色彩基準に適合したできる限り低彩度のものとし、地域の伝統を踏まえるとともに、できる限り落ち着いた色彩を基調とすること。 【色彩基準】 <table border="1" data-bbox="730 958 1235 1106"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Y（黄）、YR（黄赤）、R（赤）</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>3以下</td> </tr> </tbody> </table>	色相	彩度	Y（黄）、YR（黄赤）、R（赤）	4以下	その他	3以下	※P75
		色相	彩度						
		Y（黄）、YR（黄赤）、R（赤）	4以下						
その他	3以下								
●周囲のまちなみや防砂林・海浜等の景観と調和し、著しく阻害する色彩は避けること。									
○彩度の高い色彩はアクセントとしてのポイント使用に留めること。	※P42								
設備	○付帯する設備類は、できる限り道路等の公共の場から容易に見えないよう配慮する、または建築物の外観と調和した意匠となるよう工夫すること。	※P45							
敷地利用	○できる限り、生け垣や植栽帯等を設置すること。柵や塀を設ける場合には、周辺の景観との調和に配慮したものに努めること。	P49							
	○現存する樹林地やランドマークになっている樹木等の緑、水辺の保全に努めること。 ○駐車場は、できる限り通りから見えない場所に配置すること。やむを得ず道路に面して設置する場合は、車の出入り口以外の部分において、安全性、利便性等を十分確保しながら、道路に面する側の緑化等に努めること。	※P45 ※P46							

項目	景観形成基準	解説頁
開発行為	<p>○容易に望見できないよう措置を講じ、周辺の景観との調和に十分配慮すること。</p> <p>○開発行為を行うに当たっては、できる限り現存する樹林地やランドマークになっている樹木等の緑の保全や、積極的な緑化に努めること。</p>	P49
	<p>●新たなのり面の築造をやむを得ず行う場合は、歴史及び自然景観に調和するよう配慮すること。</p> <p>●既存の地形を活かした造成に努め、行為の規模や切土・盛土は最小限に抑えること。</p>	—
土地の区画形質の変更	<p>●防砂林の形態を変更しないよう努め、やむを得ない場合は、その範囲を最小限に留めること。</p>	—
	<p>○できる限り現況の地形を活かし、長大なのり面やよう壁が生じないように配慮すること。</p> <p>○のり面の勾配はできる限り緩やかに取り、緑化等の修景に配慮すること。</p> <p>○よう壁等の構造物を設ける場合には、周辺の景観との調和に配慮するとともに、前面の緑化や自然素材の活用等により、景観への影響の軽減に努めること。</p>	P50
木竹の伐採又は植栽	<p>●木竹の伐採については、可能な限り小規模に留めること。</p> <p>○巨木、古木等、地域に親しまれている樹木の伐採は避けること。</p> <p>●伐採跡地は、森林の適切な回復、育成を行い、土砂災害の防止及び生態系の保全に努めること。</p>	—
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	<p>●道路その他の公共の場から容易に望見できない位置に集積または貯蔵すること。または、敷地外周部等に植栽等の修景措置を講じること。</p>	—
	<p>○資材等を積み上げる場合には、高さをできる限り低くするとともに、整然とした集積又は貯蔵とするよう配慮すること。</p>	P50

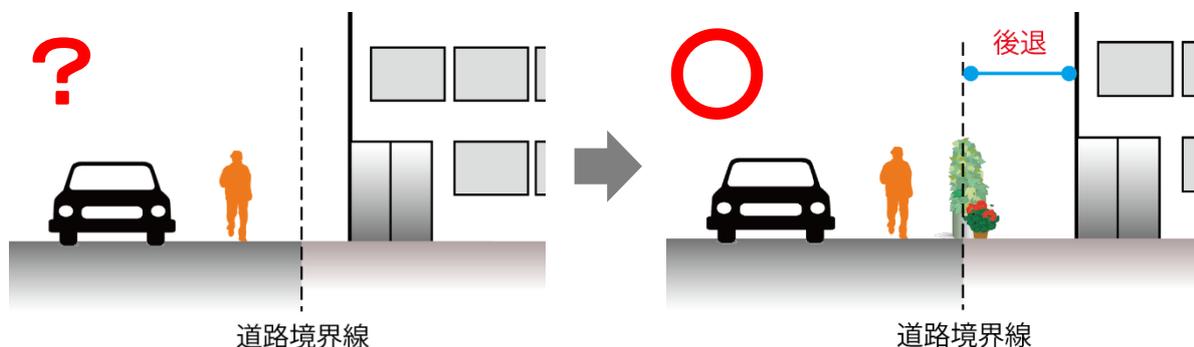
※建築物の当該項目の解説を参照すること。

3-2 一般地域における景観形成基準

建築物	○地域の景観との調和を考えた配置とすること。
配置	○歴史的建造物やランドマークになっている樹木等既存の景観資源を損なうことがないように、かつ、主要な視点場からの眺望の妨げにならないよう特に配慮すること。 ○建築物の規模が大きい場合は、適度な分棟や敷地境界から可能な限り後退する等、周囲の建築物や道路に威圧感を与えないような配置とすること。

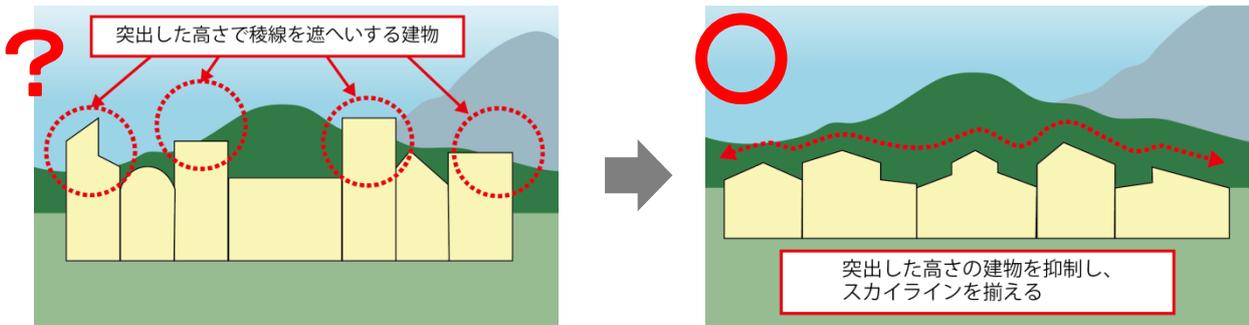


道路等の主要な視点場から、本市のシンボルとなる山や寺社等がなるべく見えにくくならないよう、配置や高さを工夫しましょう。

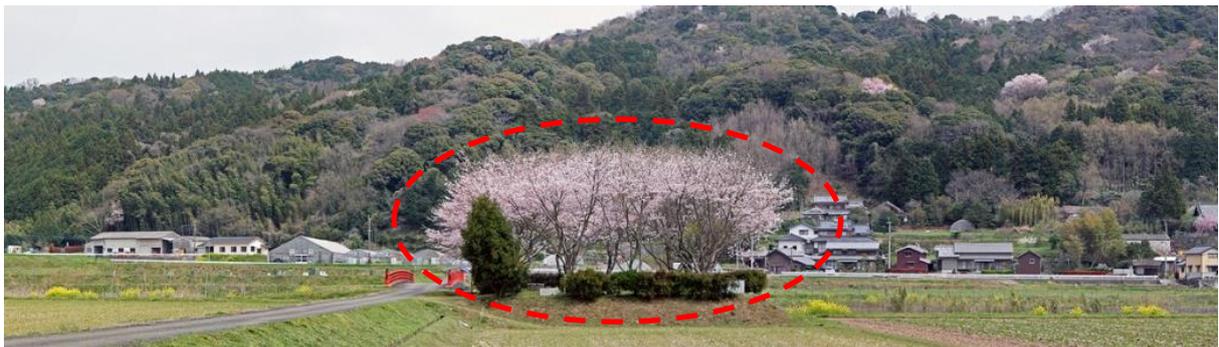


大規模な敷地では、道路境界線から後退して敷地に対してゆとりある建物配置とし、敷地境界部に積極的に植樹を行う等、周囲への威圧感の軽減に努めましょう。

建築物	○広がりある森林景観、里山・田園・集落景観を保全するため、できる限り高さを抑えること。
高さ	○周辺にある歴史的建造物やランドマークになっている樹木に配慮した高さとする事。 ○市街地では、周辺の景観や隣接する建築物との調和に配慮し、突出した高さとならないスカイラインの形成に努めること。



背景となる山並みの稜線を隠さず、また、丘陵地の緑と調和した建築物の高さや規模となるよう配慮しましょう。



歴史的建造物やランドマークとなっている樹木の魅力を引き立てるため、建築物自体が目立ちすぎることのない高さや規模となるよう配慮しましょう。



国東市内では、一部の集合住宅や旅館等を除き、3階建て以上の建物は殆ど見られません。現在の穏やかな住環境を保全するためにも、周囲の自然環境やまちなみと調和した高さとなるよう配慮しましょう。

建築物	○周辺の景観との調和に配慮し、全体的に違和感のないまとまりある形態・意匠とすること。
形態・意匠	○地域固有の伝統的な建築様式や意匠等と調和した形態・意匠となるよう配慮すること。 ○周囲に対して、物理的に大規模なものとなる場合には、通りに対して長大な壁面等による圧迫感や閉塞感を感じさせないように、緑化する等の配慮を行い、通り等からの見え方において建築ボリューム感の軽減に努めること。



住宅地等では、建物のボリュームや屋根の形状、デザイン等を隣接する住宅と調和させるよう心がけ、周囲から突出する奇抜なものは避けましょう。



商店街

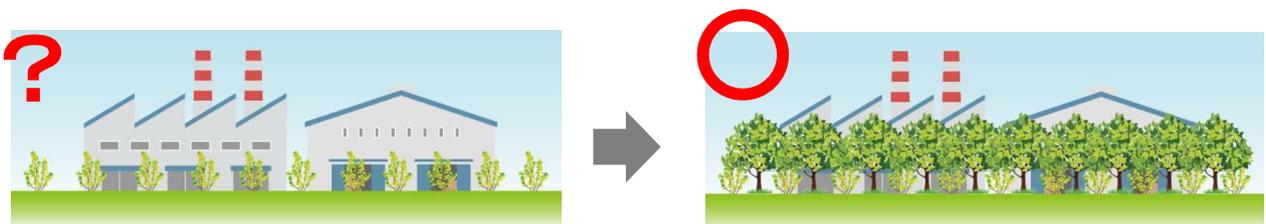


田園集落



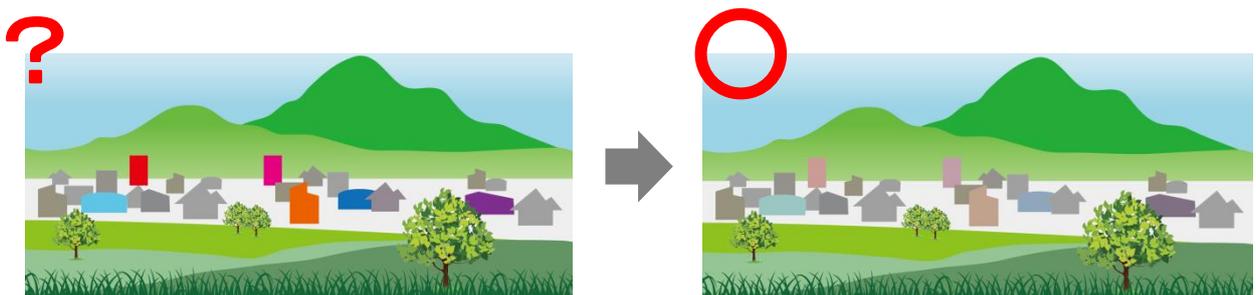
寺社

商店街や田園集落、地域の歴史を伝える寺社等、各地域を構成する特徴的な要素に目を向け、地域の個性を感じとり、デザインのヒントにしてみましよう。



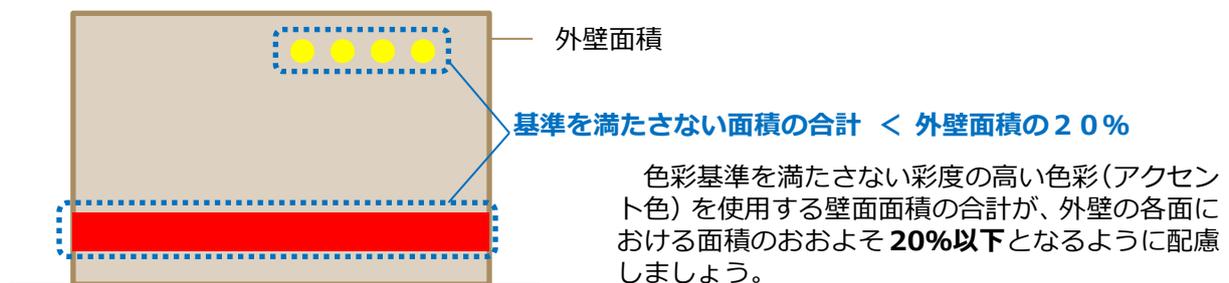
大規模な工場や店舗等で無機質な印象を与える場合は、道路等に面して豊かな植栽帯を設ける等、うるおいと落ち着きを感じられる景観を創出することを心がけましょう。

建築物	○屋根、外壁等の色彩は、色彩基準に適合したできるだけ低彩度のものとし、周辺景観との調和に配慮すること。						
色彩	【色彩基準】						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Y(黄)、YR(黄赤)、R(赤)</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>3以下</td> </tr> </tbody> </table>	色相	彩度	Y(黄)、YR(黄赤)、R(赤)	4以下	その他	3以下
	色相	彩度					
Y(黄)、YR(黄赤)、R(赤)	4以下						
その他	3以下						
○彩度の高い色彩はアクセントとしてのポイント使用に留めること。							



派手な色彩の外観は周辺の景観を阻害する恐れがあります。周囲の自然景観やまちなみと調和した、落ち着いた低彩度の色彩を選択する等工夫しましょう。

【アクセント色の考え方について】



【色彩基準の適用除外について】

以下の場合においては、適用除外を認めます。

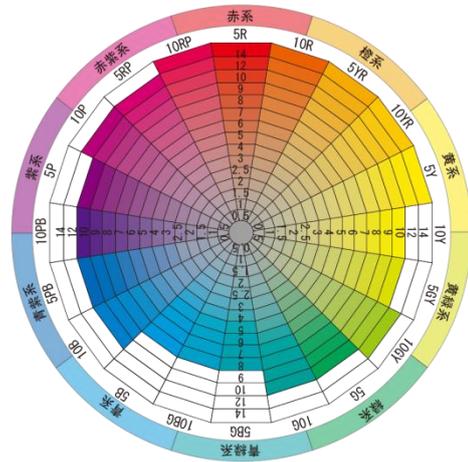
- 計画的に開発される区域等において、地区の特性を踏まえた色彩基準が定められ、良好な景観形成が定められている場合
- 自然石や土・木材等の自然素材や瓦等の伝統的素材が使用される場合
- 工作物について、他の法令等で色彩が定められているもの
- 橋梁等で市民の馴染みが深く、地域イメージの核となっており、地域のランドマークとしての役割を果たしているもの

【参考】色彩の基礎知識

色彩を客観的に表す尺度として、日本工業規格で使用されている「マンセル表色系」があり、ひとつの色彩を「色相」「明度」「彩度」という3つの尺度の組み合わせによって表現します。本市では、このマンセル表色系を用いた色彩基準を定めています。

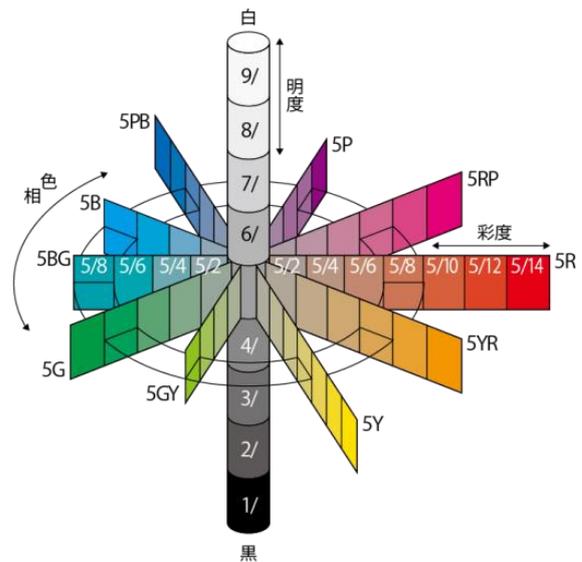
●色相（しきそう）…色あいの違い

色相は、色あいの違いを表します。10種類の基本色（赤、黄赤、黄、黄緑、緑、青緑、青、青紫、紫、赤紫）をアルファベットの頭文字（R、YR、Y、GY、G、BG、B、PB、P、RP）とその度合いを示す0から10までの数字を組み合わせ表記します（例えば、5YR等）。



●明度（めいど）…明るさの違い

明度は、明るさの度合いを表し、明るさを0から10までの数値で示します。明るい色ほど数値が大きくなり、10に近くなります。



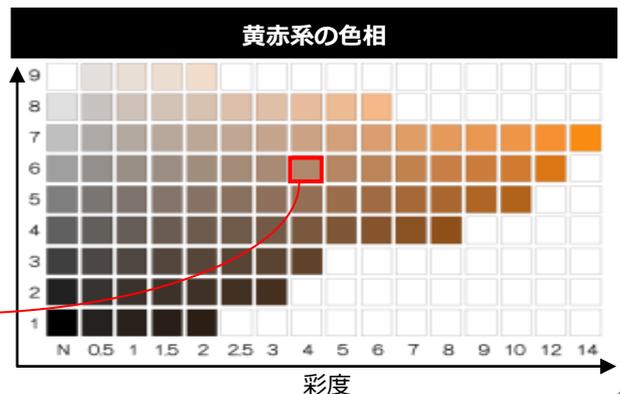
●彩度（さいど）…鮮やかさの度合い

彩度は、鮮やかさの度合いを表し、鮮やかさを0から14程度までの数値で示します。白や黒、グレー等の無彩色の彩度は0になります。最も鮮やかな色彩の彩度値は色相によって異なり、赤系や橙系等は14程度、青緑系や青系等では8程度となっています。

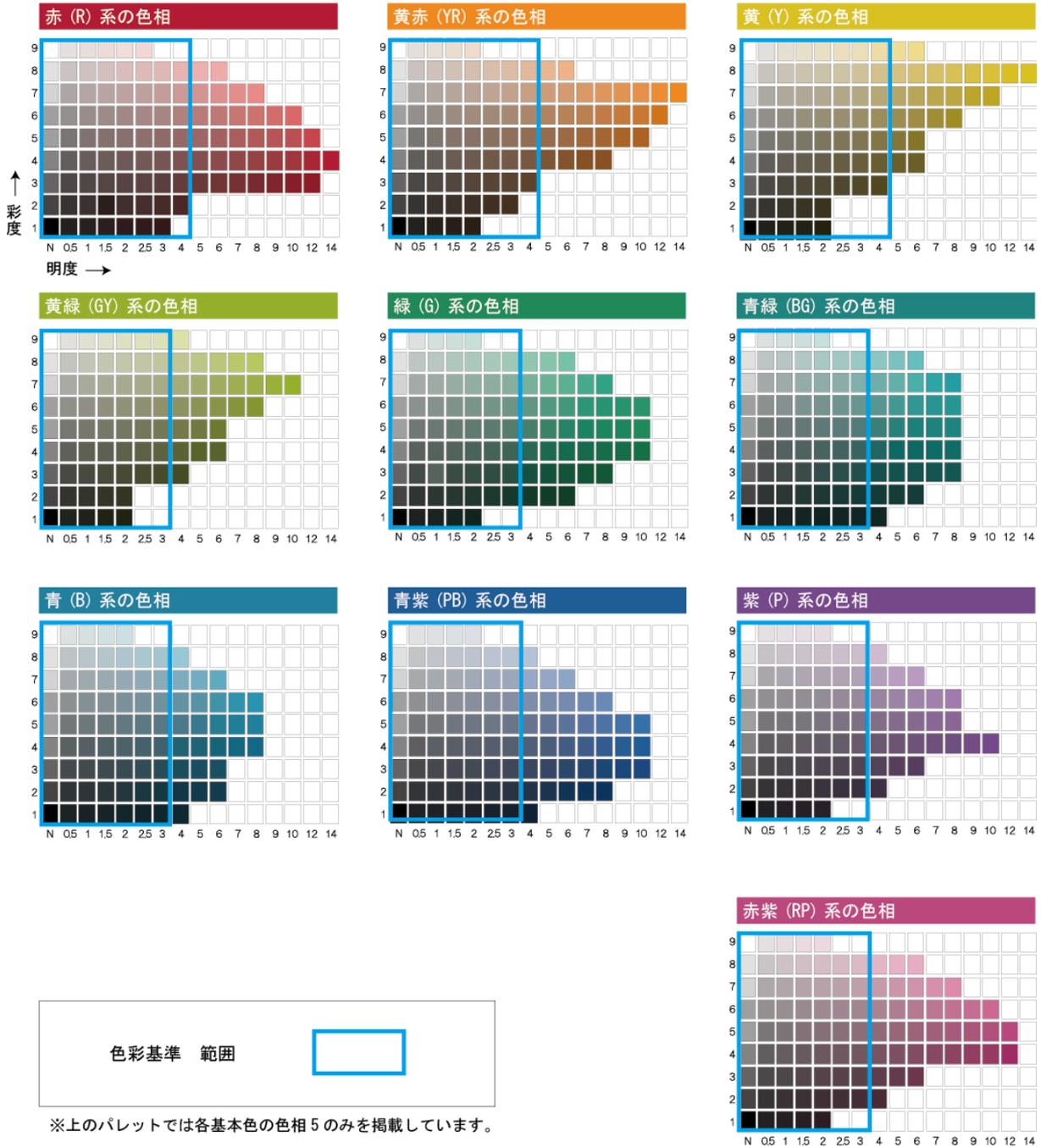
●マンセル値

マンセル値は、色相、明度、彩度の3つの属性を組み合わせ表記します。

5YR 6 / 4
 5ワイアール 6 の 4
 (色相) (明度) (彩度)

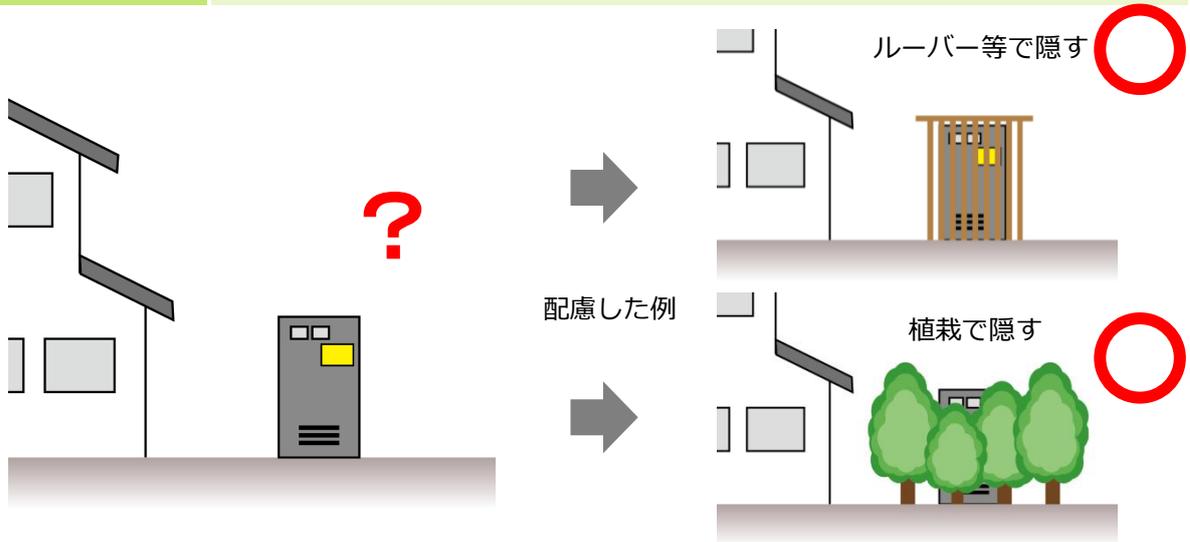


◇外壁および屋根の色彩の範囲



※印刷物であるため、実際に塗装した色と異なる場合があります。

建築物	○付帯する設備類は、できる限り道路等の公共の場から容易に見えないよう配慮する、または建築物の外観と調和した意匠となるよう工夫すること。
設備	

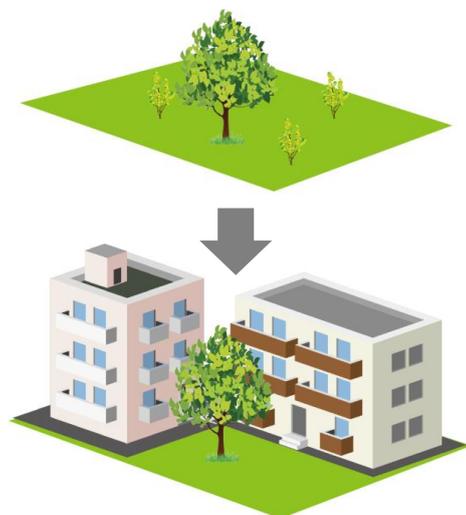


室外機や給湯器、各種配管等の建物に付帯する設備類は、建物自体のデザインと調和しないものも多く見受けられます。植栽による目隠しをしたり、建物の外観と統一感のある素材のルーバーで囲ったりする等、設備自体が直接見えないよう工夫しましょう。

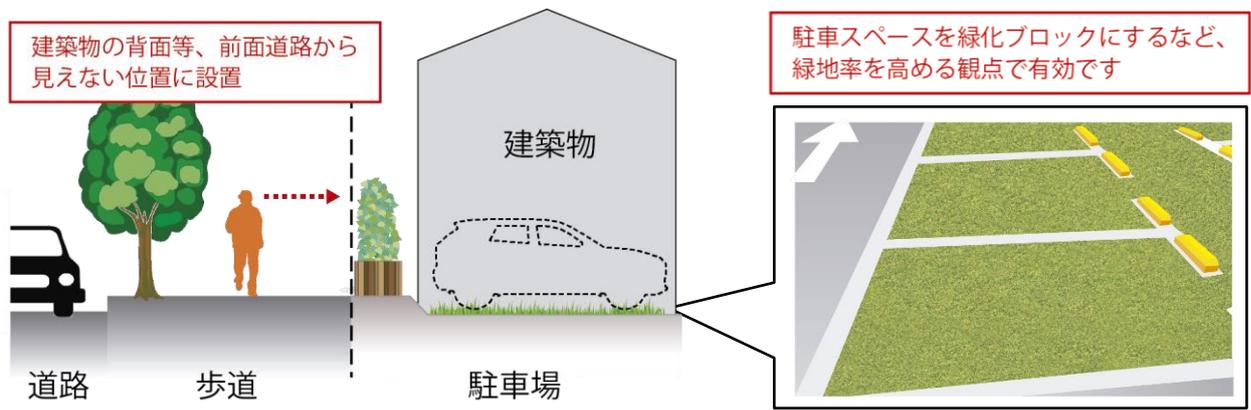
建築物	<p>○できる限り、生け垣や植栽帯等を設置すること。柵や塀を設ける場合には、周辺の景観との調和に配慮したものに努めること。</p> <p>○現存する樹林地やランドマークになっている樹木等の緑、水辺の保全に努めること。</p> <p>○駐車場は、できる限り通りから見えない場所に配置すること。やむを得ず道路に面して設置する場合は、車の出入り口以外の部分において、安全性、利便性等を十分確保しながら、道路に面する側の緑化等に努めること。</p>
敷地利用 (外構)	



敷地境界部のデザインは地域の印象に大きな影響を与えるため、生垣や樹木・花壇の設置等に努めましょう。



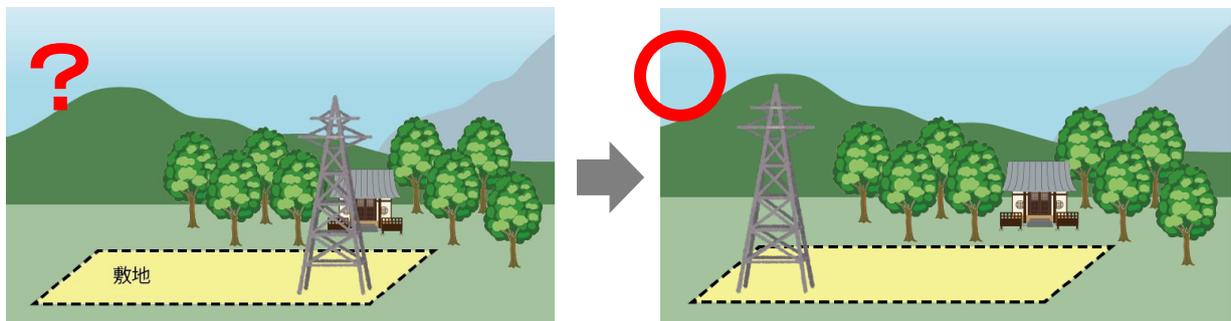
ランドマークになっている樹木の保全に努め、樹木への眺望を確保する等、周辺からの見え方に配慮しましょう。



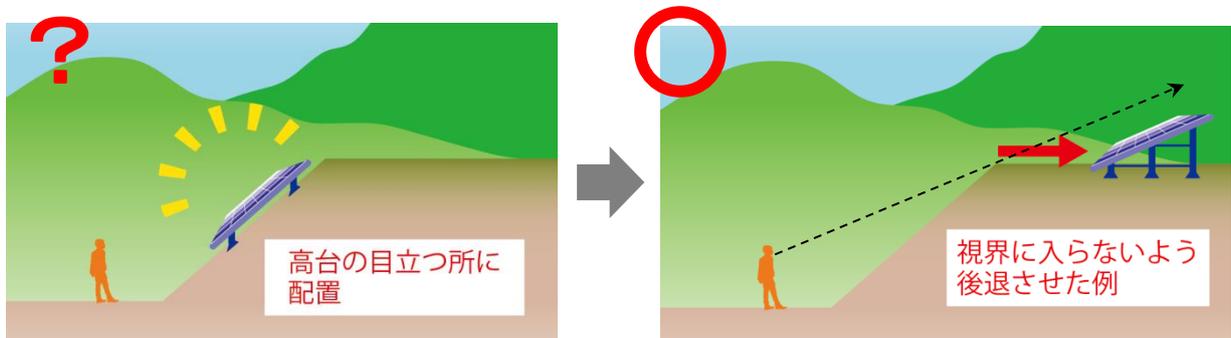
駐車場は、建築物の背面等の前面道路から直接見えない位置に配置する等配慮しましょう。

敷地条件等の理由から道路沿いに配置する場合は、主要な道路からの出入り口を1箇所とし、それ以外の場所に植栽を施したり、駐車スペースを緑化ブロックとする等して、うるおいのある景観形成を図るよう工夫しましょう。

工作物	○地域の景観との調和を考えた配置とすること。
配置	○既存の景観資源を損なうことがないよう、かつ、主要な視点場からの眺望の妨げにならないよう特に配慮すること。 ○規模の大きな敷地を有する場合には、積極的に敷地境界からの後退に努めること。

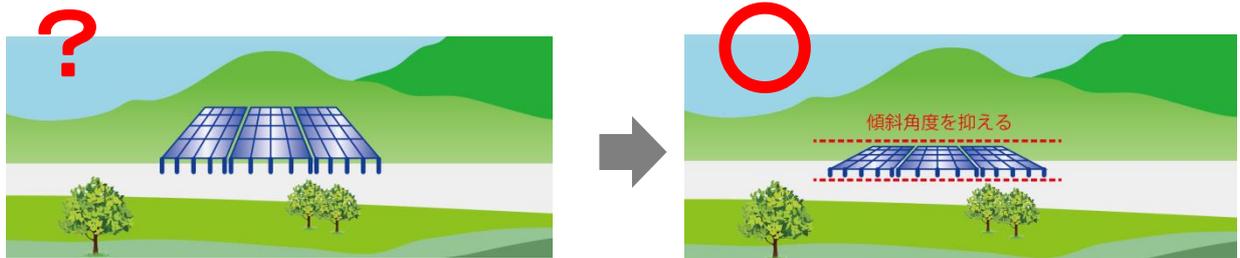


道路等の主要な視点場から、本市のシンボルとなる山や寺社等がなるべく見えにくくならないよう、配置や高さを工夫しましょう。



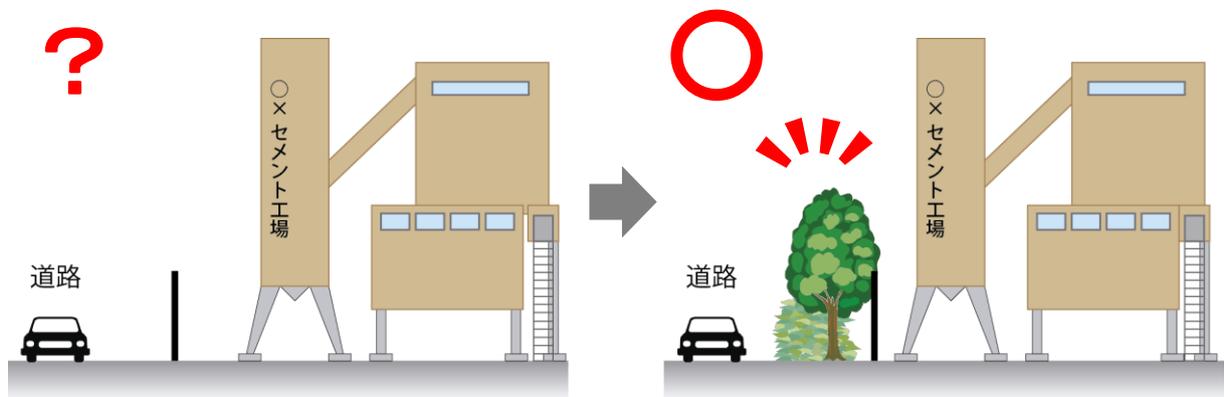
太陽光発電施設等の再生可能エネルギー施設の設置にあたっては、尾根線上への設置を避けるとともに、丘陵地や高台等に設置する場合は、主要な視点場から施設が目立ちにくい配置となるよう配慮しましょう。

工作物	○広がりある森林景観、里山・田園・集落景観を保全するため、できる限り高さを抑えること。
高さ	○周辺にある歴史的建造物やランドマークになっている樹木に配慮した高さとする。⇒ P40：建築物「高さ」を参照 ○市街地では、周辺の景観や隣接する建築物との調和に配慮し、突出した高さとならないスカイラインの形成に努めること。 ⇒ P40：建築物「高さ」を参照



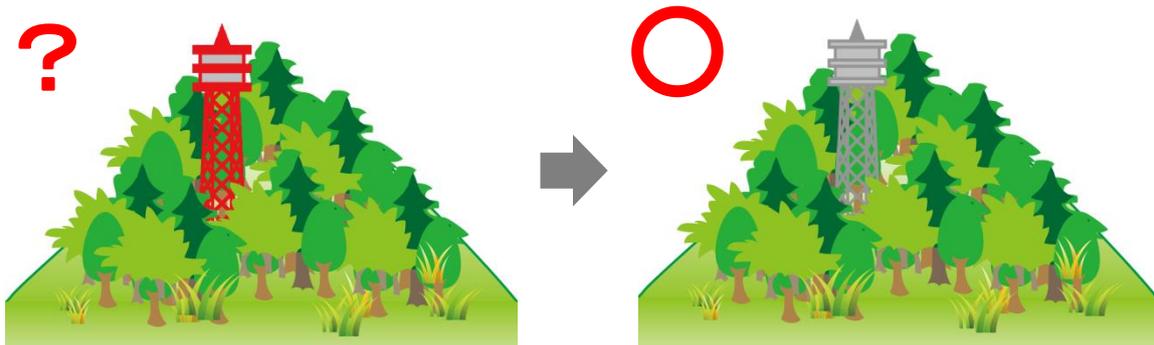
太陽光発電施設等の再生可能エネルギー施設の設置にあたっては、前面道路や主要な視点場からの見え方に配慮し、高さを低く抑えるとともに、目立ちにくいようにパネルの傾斜角度を小さく抑える等工夫しましょう。

工作物	○周辺の景観との調和に配慮し、全体的に違和感のないまとまりある形態・意匠とすること。⇒ P41：建築物「形態・意匠」を参照
形態・意匠	○地域固有の伝統的な建築様式や意匠等と調和した形態・意匠となるよう配慮すること。⇒ P41：建築物「形態・意匠」を参照 ○周囲に対して、物理的に大規模なものとなる場合には、通りに対して長大な壁面等による圧迫感や閉塞感を感じさせないように、緑化する等の配慮を行い、通り等からの見え方においてボリューム感の軽減に努めること。



大規模な工作物が過度に目立つことがないように、高さや大きさに十分配慮し、落ち着いたデザインのものとしましょう。
公共の場から見える位置に設置せざるを得ない場合は、樹木による目隠しをする等、緑豊かな自然景観との調和に配慮しましょう。

工作物	○色彩は、色彩基準に適合したできる限り低彩度のものとし、周辺景観との調和に配慮すること。						
色彩	【色彩基準】						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Y(黄)、YR(黄赤)、R(赤)</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>3以下</td> </tr> </tbody> </table>	色相	彩度	Y(黄)、YR(黄赤)、R(赤)	4以下	その他	3以下
	色相	彩度					
Y(黄)、YR(黄赤)、R(赤)	4以下						
その他	3以下						
○彩度の高い色彩はアクセントとしてのポイント使用に留めること。 ⇒ P42：建築物「色彩」を参照							



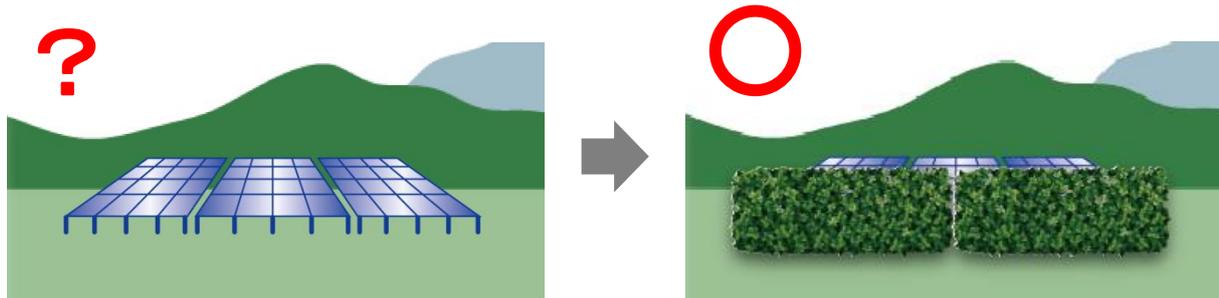
工作物の色彩は、背景となる山並みや周辺の自然風景等と調和した低彩度の色彩を選択し、過度に目立つことのないようにしましょう。

【色彩基準の適用除外について】

以下の場合においては、適用除外を認めます。

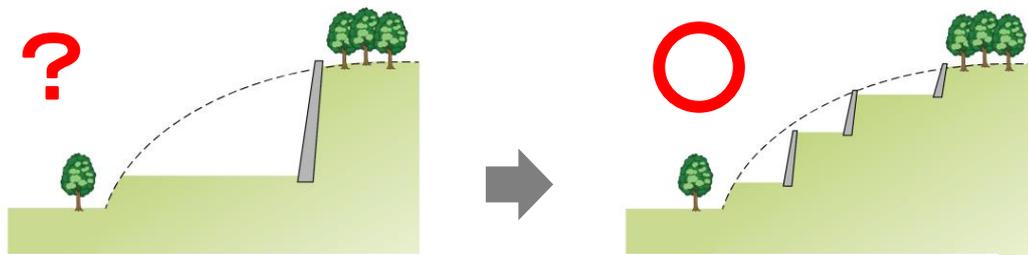
- 計画的に開発される区域等において、地区の特性を踏まえた色彩基準が定められ、良好な景観形成が定められている場合
- 自然石や土・木材等の自然素材や瓦等の伝統的素材が使用される場合
- 工作物について、他の法令等で色彩が定められているもの
- 橋梁等で市民の馴染みが深く、地域イメージの核となっており、地域のランドマークとしての役割を果たしているもの

<p>工作物</p>	<p>○できる限り、生け垣や植栽帯等を設置すること。柵や塀を設ける場合には、周辺の景観との調和に配慮したものに努めること。</p>
<p>敷地利用 (外構)</p>	<p>○現存する樹林地やランドマークになっている樹木等の緑、水辺の保全に努めること。 ⇒ P45：建築物「敷地利用（外構）」を参照</p> <p>○駐車場は、できる限り通りから見えない場所に配置すること。やむを得ず道路に面して設置する場合は、車の出入り口以外の部分において、安全性、利便性等を十分確保しながら、道路に面する側の緑化等に努めること。 ⇒ P46：建築物「敷地利用（外構）」を参照</p>



太陽光発電施設等の再生可能エネルギー施設の設置にあたっては、前面道路から施設が丸見えにならないように、生け垣や花壇等を配置し、周囲の自然景観との調和に配慮しましょう。

<p>開発行為</p>	<p>○容易に望見できないよう措置を講じ、周辺の景観との調和に十分配慮すること。</p> <p>○開発行為を行うにあたっては、できる限り現存する樹林地やランドマークになっている樹木等の緑の保全や、積極的な緑化に努めること。</p>
-------------	---



開発による大規模な地形の改変は、地域の景観を大きく変えることとなります。斜面地を活用した宅地造成等を行う場合は、切土や盛土をできる限り抑え、既存の地形を活かした造成とするよう努めましょう。



樹形・樹勢の優れた既存樹木やランドマークになっている樹木等については、重要な景観資源として保全するとともに、積極的な自然回復のための措置を講じましょう。

土地の区画 形質の変更

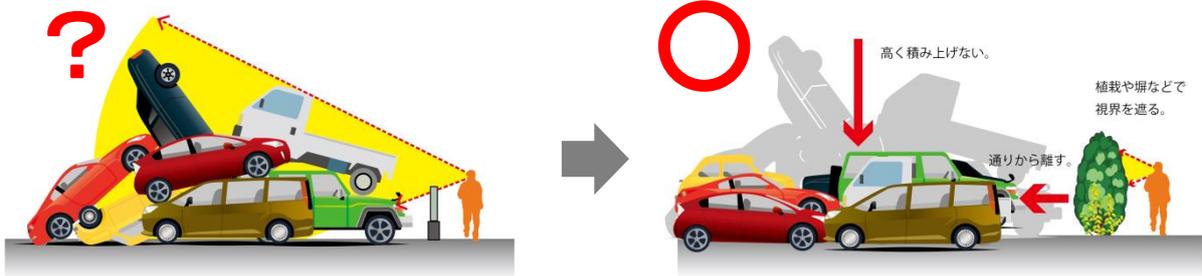
- できる限り現況の地形を活かし、長大なのり面やよう壁が生じないように配慮すること。
- のり面の勾配はできる限り緩やかに取り、緑化等の修景に配慮すること。
- よう壁等の構造物を設ける場合には、周辺の景観との調和に配慮するとともに、前面の緑化や自然素材の活用等により、景観への影響の軽減に努めること。



長大なよう壁等を設置する場合は、単なるコンクリート打放しの直立よう壁ではなく、のり面への緑化、前面への植栽、表面に石張り等の化粧を施す等、無味乾燥な印象を軽減するよう努めましょう。

屋外における 土石、廃棄物、 再生資源、そ の他の物件の 堆積

- 資材等を積み上げる場合には、高さをできる限り低くするとともに、整然とした集積又は貯蔵とするよう配慮すること。
- できる限り道路、公園、主要な展望地等の公共の場所から見えない配置、高さ等に工夫すること。



物件を堆積させる場合は、堆積物の高さを人の目線より低く整然と堆積しましょう。また堆積物の周辺は、生け垣等で遮蔽する等の措置を講じ、景観を阻害しないよう努めましょう。

3-3 景観形成重点地区における景観形成基準

景観形成重点地区においては、一般地域と内容が異なる基準を中心に解説します。

(1) 世界農業遺産モデル地区

世界農業遺産モデル地区の基準は、必ず守ることにより目指すべき景観の形成を図る**基本ルール**と、積極的に守っていただくことにより良い景観の創出を図る**推奨ルール**に区分し、美しい景観の保全・形成・育成を図ります。

建築物	○周囲の民家や優れた田園、背景となる里山と調和のとれた配置とすること。	基本ルール
配置		



●旭日地区



●密乗院地区

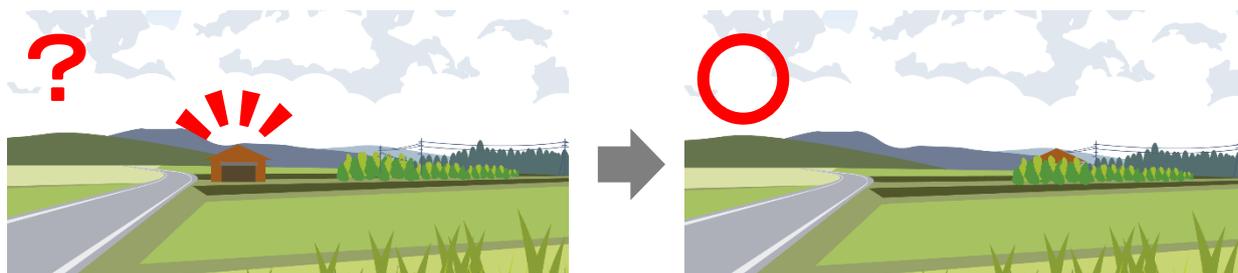


●富来地区

世界農業遺産モデル地区の景観は、美しい農地と背後の里山、昔ながらの集落等が一体となって構成されています。

新たな建築物を建築する際は、敷地に対してゆとりのある建物配置とし、敷地境界部に積極的に緑化を行う等、周辺の農地や民家と馴染ませるよう工夫しましょう。

建築物	○作業小屋等は、景観への影響が大きな場所を避けて設置すること。	推奨ルール
配置		



作業小屋や倉庫等は、主要な視点場から目立ちすぎないように配置しましょう。

建築物

○2階建て以下を原則とし、高さ13mを超えないものとする。

高さ

推奨ルール



●旭日地区



●富来地区



●密乗院地区

地区内の建物は殆どが2階建て以下となっています。落ち着いた集落環境を将来にわたり維持するためにも、建築物の高さはなるべく低く抑えましょう。

建築物

○地域の伝統的な様式の木造和風建築を基本とすること。

形態・意匠

推奨ルール



●旭日地区



●密乗院地区



●旭日地区



●富来地区

本地区には昔ながらの木造和風建築の住宅が多く残され、ふるさとの原風景ともいえる風情を醸し出しています。集落景観との調和を意識し、建築物と門・塀・植栽のデザインを一体的に捉えながら、和の佇まいの継承を図りましょう。

建築物	○外壁の素材は、木材や漆喰等自然素材の活用に努めること。
形態・意匠	推奨ルール



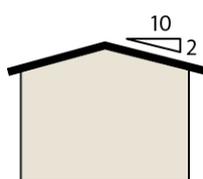
本地区に立地する木造和風建築の多くは、木材や漆喰等の自然素材が用いられていることから、このような伝統的な素材を採り入れた外壁を推奨します。また、自然素材の使用にあたっては、地場産材を積極的に活用しましょう。

建築物	○屋根は勾配屋根で瓦葺きを基本とすること。
形態・意匠	推奨ルール

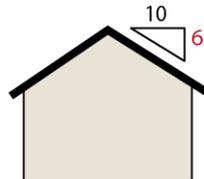
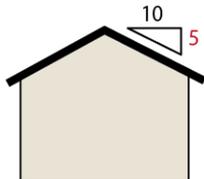
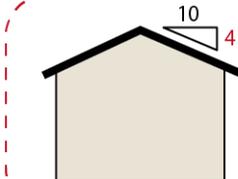


本地区内では、切妻や寄棟、入母屋形式の瓦葺きの屋根が多く採用されており、和の風情が感じられます。
勾配屋根の採用を推奨し、落ち着いた和の佇まいの継承を目指しましょう。

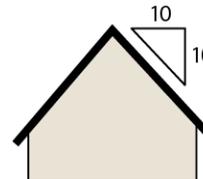
現代風（緩勾配）



日本瓦を使用するときの一般的な屋根勾配



洋風（急勾配）



屋根勾配は、日本瓦を採用する場合、一般的に 4/10～6/10 の勾配が適切な角度とされています。

建築物	○伝統的な様式を残す建築物は、外観と骨組みをなるべく維持した改修に努めること。
形態・意匠	推奨ルール

（ただし内部の居住環境の改善は自由）



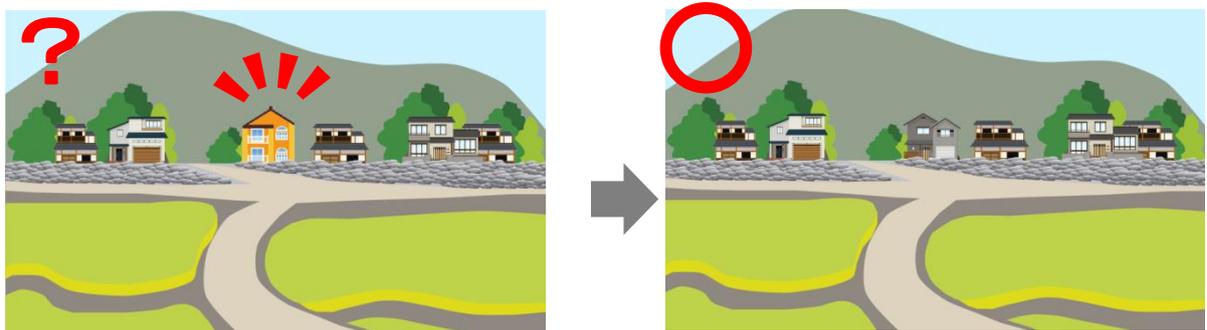
改修前



改修後

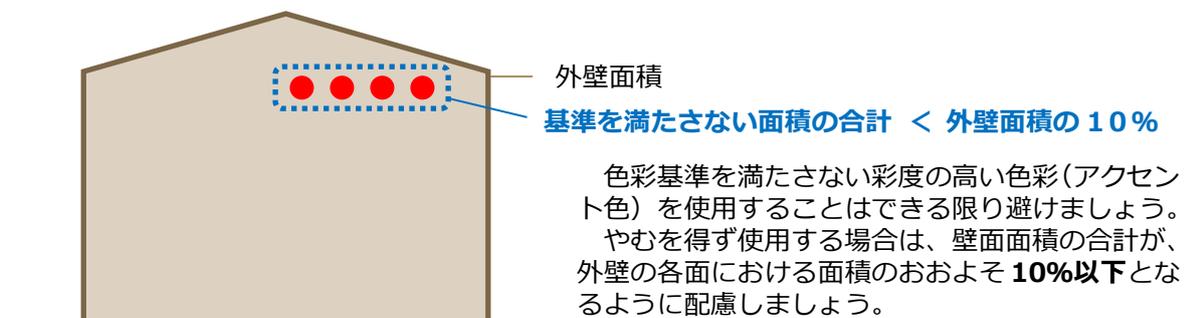
昔ながらの風情ある古民家等については、趣ある外観を活かした改修を検討してみましょう。

建築物	○屋根、外壁等の色彩は、色彩基準に適合した自然素材色又は無彩色を用いる等、地域の景観に調和するような落ち着いた色彩とすること。	
色彩	【色彩基準】	
	色相	彩度
	Y(黄)、YR(黄赤)、R(赤)	4以下
	その他	2以下
		基本ルール
	○彩度の高い色彩はアクセントとしてのポイント使用は、できる限り避けること。	
		推奨ルール



派手な色彩の外観は周辺の景観を阻害する恐れがあります。周囲の自然景観・農村集落景観と調和した自然素材色や無彩色等の色彩を選択する等、落ち着いた雰囲気となるよう工夫しましょう。

【アクセント色の考え方について】

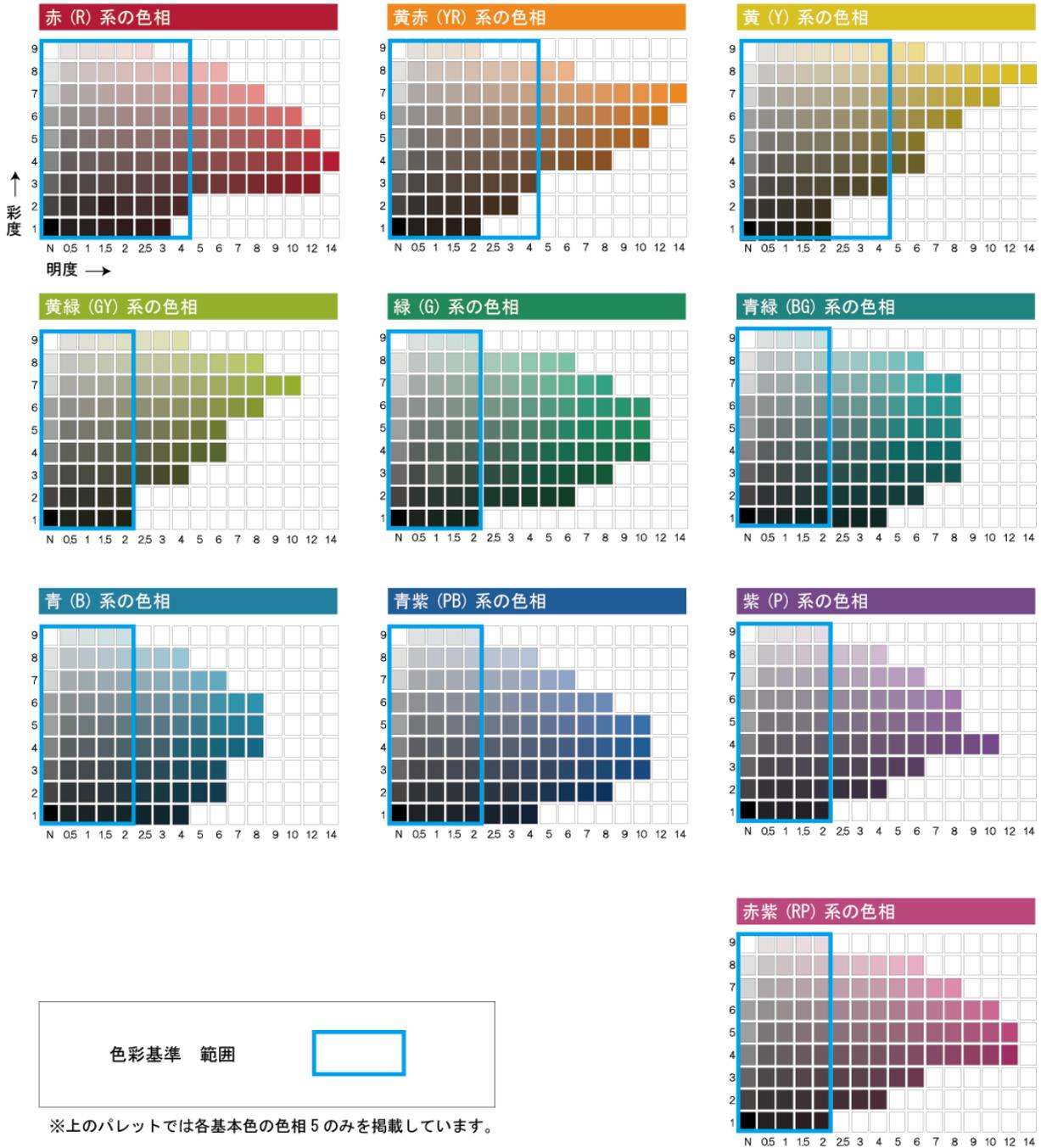


【色彩基準の適用除外について】

以下の場合においては、適用除外を認めます。

- 自然石や土・木材等の自然素材や瓦等の伝統的素材が使用される場合
- 工作物について、他の法令等で色彩が定められているもの
- 橋梁等で市民の馴染みが深く、地域イメージの核となっており、地域のランドマークとしての役割を果たしているもの

◇外壁および屋根の色彩の範囲

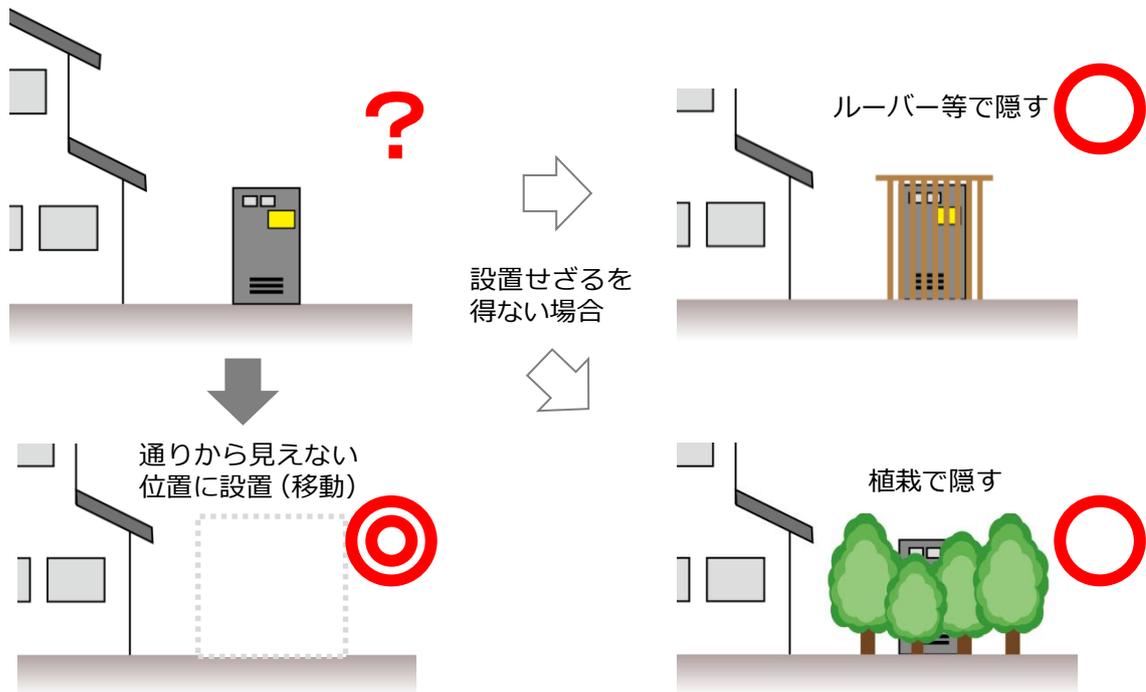


※印刷物であるため、実際に塗装した色と異なる場合があります。

建築物	○空調機等の設備類は、通りから見えないように設置すること。
設備	○やむを得ない場合は、目隠し等の工夫を施し、周囲の優れた田園集落景観を阻害しないようにすること。

推奨ルール

基本ルール



建物に付帯する設備類は、周辺の景観や建物デザインと調和していない場合が多いことから、なるべく通りから見えない位置に配置することを心がけましょう。設置せざるを得ない場合は、設備自体が直接見えないよう工夫しましょう。

建築物	○集落の石垣の保全に努めること。
敷地利用	○集落の石垣の保全に努めること。

推奨ルール

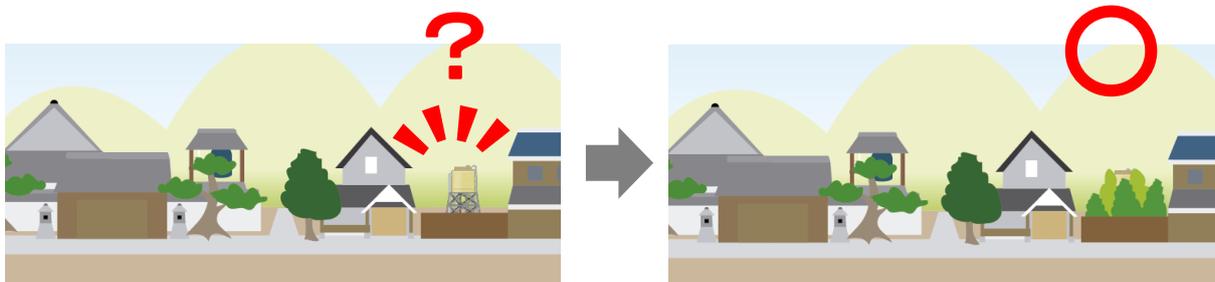


密乗院地区では、集落においても外構に石垣を利用することで、石垣の棚田の風景との調和が図られています。外構を計画する際には、既存の石垣の保全を検討することに加え、石垣を外構デザインに採り入れる等工夫しましょう。

工作物	○塔状工作物（屋外広告物を含む）、遊戯施設、製造施設・貯蔵施設・処理施設及び地上設置型の太陽光発電施設は極力設置しないこと。
配置	○やむを得ない場合は、目立たない位置に設置すること。

推奨ルール

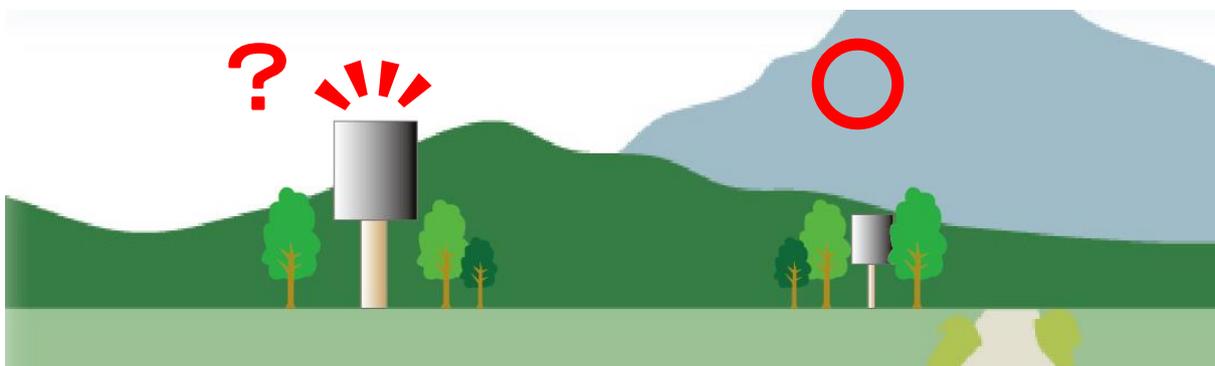
基本ルール



緑豊かな自然景観・農村集落景観の中では、工作物の設置が良好な景観を阻害する一因となる可能性が高いため、極力設置しないよう努めましょう。やむを得ず設置する場合は、目立ちにくくなるよう修景を心がけましょう。

工作物	○やむを得ず立地する場合には、極力高さを低く抑えること。
高さ	

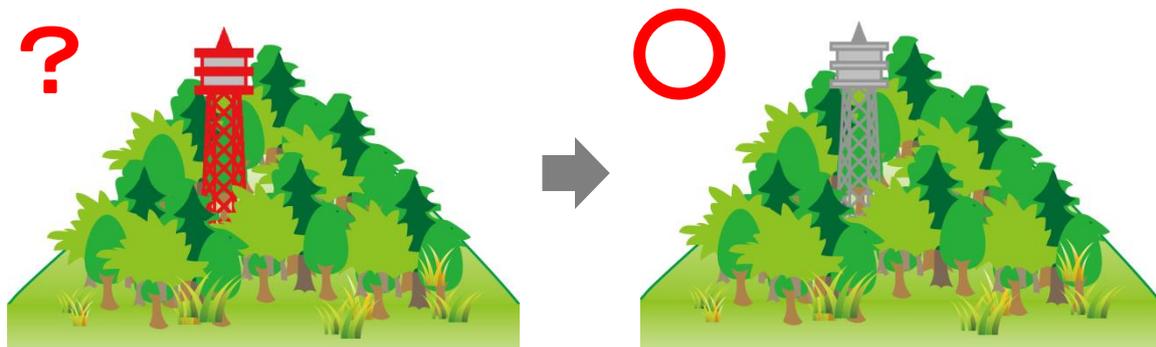
基本ルール



やむを得ず工作物を設置する場合は、工作物自体が過度に目立つことがないよう高さや大きさをできる限り抑え、落ち着いたデザインとしましょう。

工作物	○色彩は、色彩基準に適合した自然素材色又は無彩色を用いる等、地域の景観に調和するような落ち着いた色彩とすること。	
色彩	【色彩基準】	
	色相	彩度
	Y(黄)、YR(黄赤)、R(赤)	4以下
	その他	2以下

基本ルール



工作物の色彩は、背景となる山並みや周辺の自然風景等と調和した低彩度の色彩を選択し、過度に目立つことのないようにしましょう。

【色彩基準の適用除外について】

以下の場合においては、適用除外を認めます。

- 自然石や土・木材等の自然素材や瓦等の伝統的素材が使用される場合
- 工作物について、他の法令等で色彩が定められているもの
- 橋梁等で市民の馴染みが深く、地域イメージの核となっており、地域のランドマークとしての役割を果たしているもの

(2) 山岳寺院文化地区

山岳寺院文化地区の基準は、必ず守ることにより目指すべき景観の形成を図る**基本ルール**と、積極的に守っていただくことにより良い景観の創出を図る**推奨ルール**に区分し、美しい景観の保全・形成・育成を図ります。

建築物	○六郷満山の寺社や社叢林、周囲の森林に配慮し、山岳への眺望を阻害しない高さ・配置とすること。
配置	

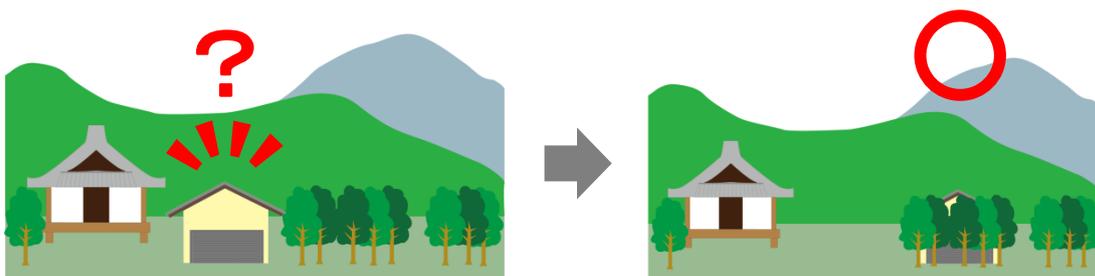
基本ルール



山岳寺院文化地区では、四季の彩り豊かな森林、いたるところに存在する奇岩秀峰、六郷満山の寺院等が一体となって、美しい景観が構成されています。新たな建築物を建築する際は、主要な視点場から、本市のシンボルとなる山や寺社等がなるべく見えにくくならないよう、配置や高さを工夫しましょう。

建築物	○作業小屋等は、景観への影響が大きな場所を避けて設置するよう努めること。
配置	

推奨ルール



作業小屋や倉庫等は、主要な視点場から目立ちすぎないように配置しましょう。

建築物

○2階建て以下を原則とし、高さ13mを超えないものとする。

高さ

推奨ルール



地区内の建物は殆どが2階建て以下となっています。落ち着いた集落環境を将来にわたり維持するためにも、建築物の高さはなるべく低く抑えましょう。

建築物

○地域の伝統的な様式の木造和風建築を基本とすること。

形態・意匠

推奨ルール



本地区には昔ながらの木造和風建築の住宅が多く残されており、ふるさとの原風景ともいえる風情を醸し出しています。集落景観との調和を意識し、建築物と門・塀・植栽のデザインを一体的に捉えながら、和の佇まいの継承を図りましょう。

建築物	○外壁の素材は、木材や漆喰等自然素材の活用に努めること。
形態・意匠	推奨ルール



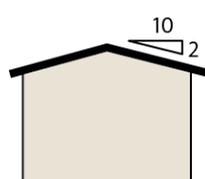
本地区に立地する木造和風建築の多くは、木材や漆喰等の自然素材が用いられていることから、このような伝統的な素材を採り入れた外壁を推奨します。また、自然素材の使用にあたっては、地場産材を積極的に活用しましょう。

建築物	○屋根は勾配屋根で瓦葺きを基本とすること。
形態・意匠	推奨ルール

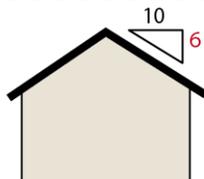
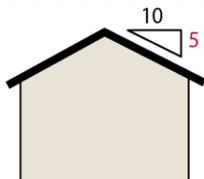
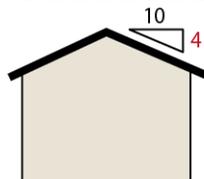


本地区内では、切妻や寄棟、入母屋形式の瓦葺きの屋根が多く採用されており、和の風情が感じられます。
勾配屋根の採用を推奨し、落ち着いた和の佇まいの継承を目指しましょう。

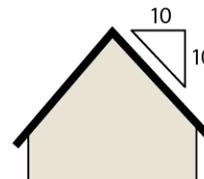
現代風（緩勾配）



日本瓦を使用するときの一般的な屋根勾配

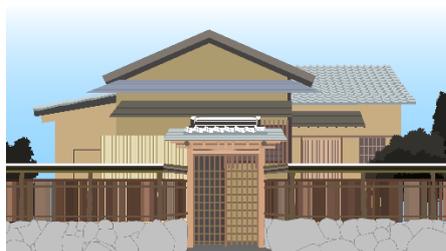


洋風（急勾配）



屋根勾配は、日本瓦を採用する場合、一般的に 4/10～6/10 の勾配が適切な角度と言われています。

建築物	○伝統的な様式を残す建築物は、外観と骨組みをなるべく維持した改修に努めること。
形態・意匠	推奨ルール



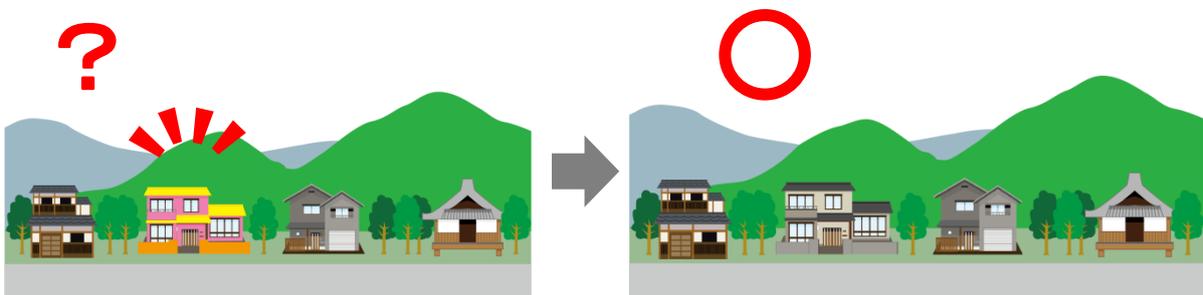
改修前



改修後

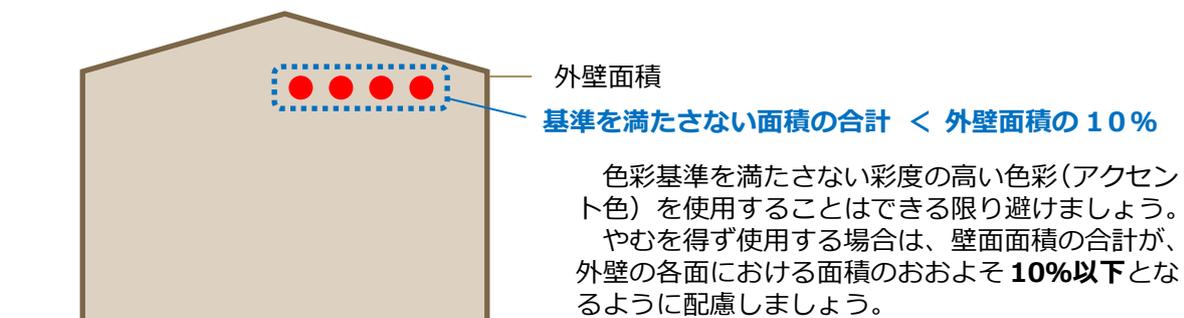
昔ながらの風情ある古民家等については、趣ある外観を活かした改修を検討してみましょう。

建築物	○屋根、外壁等の色彩は、色彩基準に適合した自然素材色又は無彩色を用いる等、地域の景観に調和するような落ち着いた色彩とすること。	
色彩	【色彩基準】	
	色相	彩度
	Y(黄)、YR(黄赤)、R(赤)	4以下
	その他	2以下
		基本ルール
	○彩度の高い色彩はアクセントとしてのポイント使用は、できる限り避けること。	
		推奨ルール



派手な色彩の外観は周辺の景観を阻害する恐れがあります。周囲の自然景観・農村集落景観と調和した自然素材色や無彩色等の色彩を選択する等、落ち着いた雰囲気となるよう工夫しましょう。

【アクセント色の考え方について】

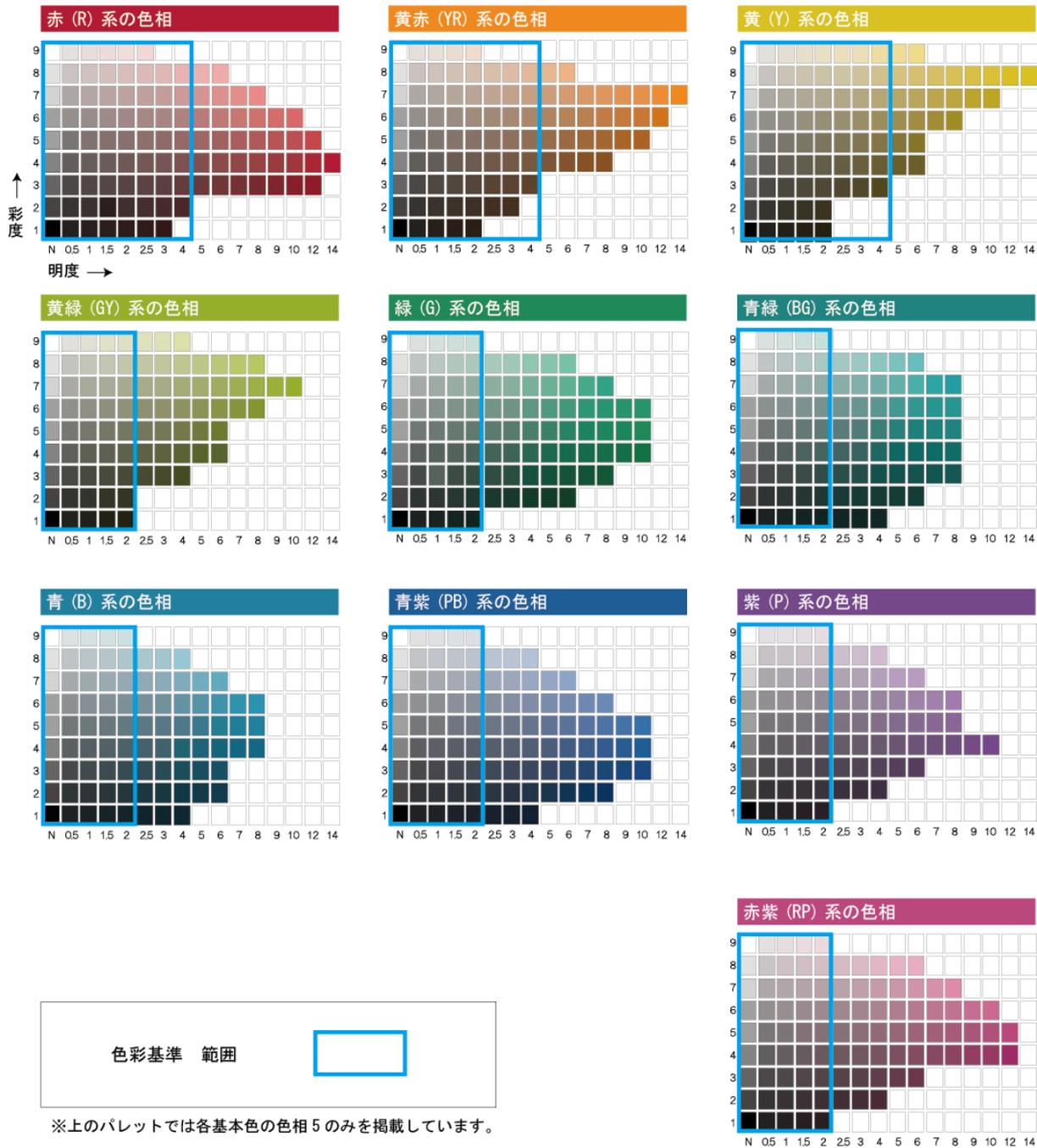


【色彩基準の適用除外について】

以下の場合においては、適用除外を認めます。

- 自然石や土・木材等の自然素材や瓦等の伝統的素材が使用される場合
- 工作物について、他の法令等で色彩が定められているもの
- 橋梁等で市民の馴染みが深く、地域イメージの核となっており、地域のランドマークとしての役割を果たしているもの

◇外壁および屋根の色彩の範囲

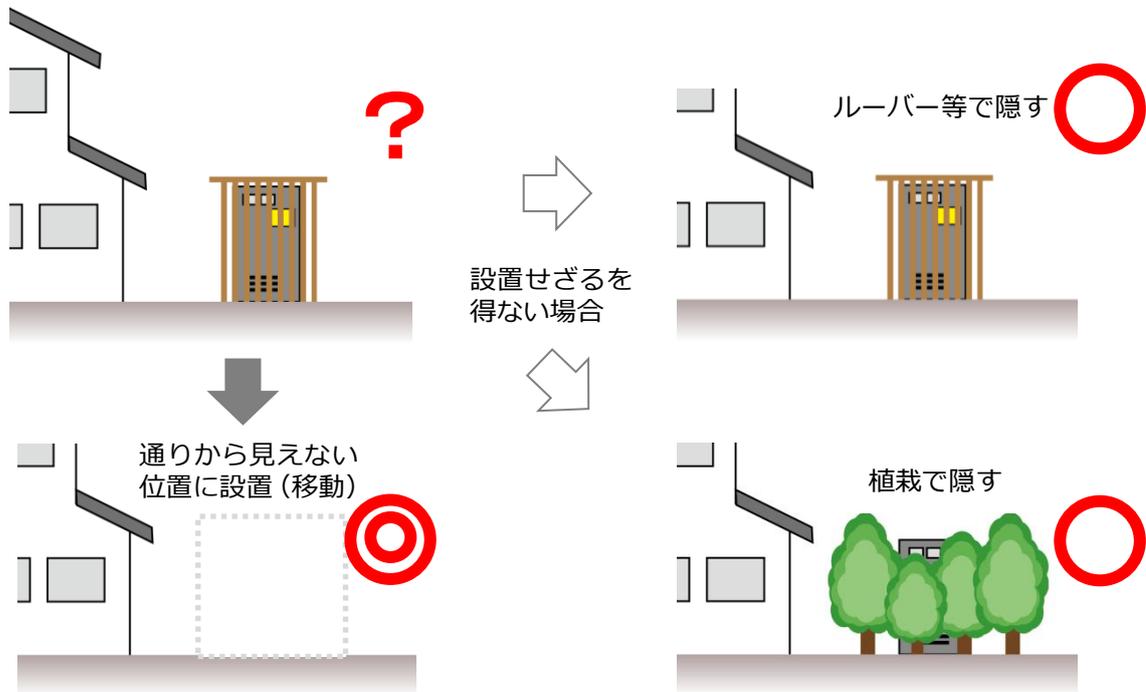


※印刷物であるため、実際に塗装した色と異なる場合があります。

建築物	○空調機等の設備類は、通りから見えないように設置すること。
設備	○やむを得ない場合は、目隠し等の工夫を施し、六郷満山の寺社の風情や山岳への眺望を阻害しないようにすること。

推奨ルール

基本ルール



建物に付帯する設備類は、周辺の景観や建物デザインと調和していない場合が多いことから、なるべく通りから見えない位置に配置することを心がけましょう。設置せざるを得ない場合は、設備自体が直接見えないよう工夫しましょう。

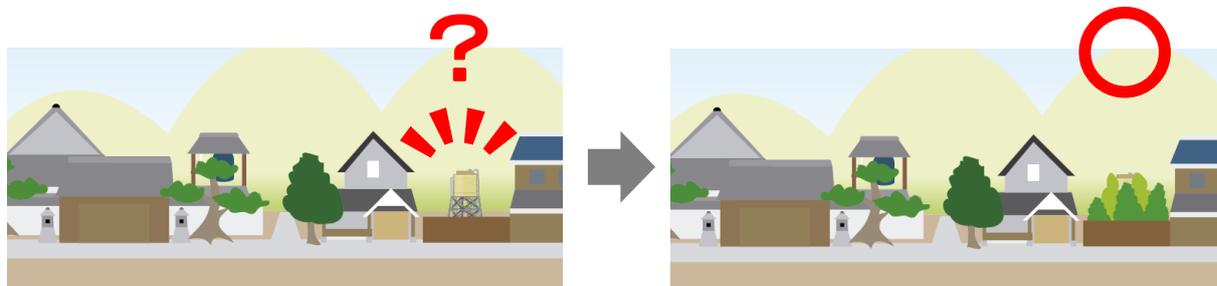
建築物	○集落の石垣の保全に努めること。
敷地利用	○

推奨ルール



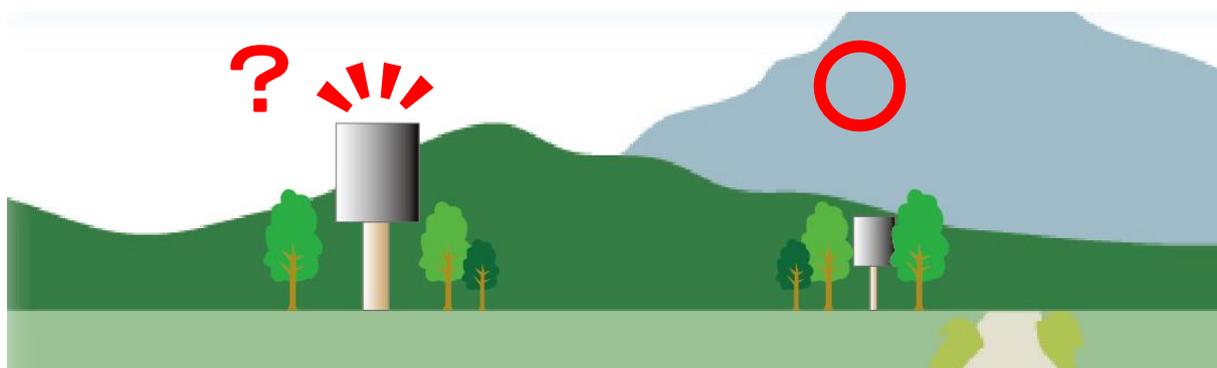
外構の石垣と緑豊かな植栽帯により周囲の自然景観との調和が図られています。
 外構を計画する際には、既存の石垣の保全を検討することに加え、石垣を外構デザインに採り入れる等工夫しましょう。

<p>工作物</p>	<p>○塔状工作物（屋外広告物を含む）、遊戯施設、製造施設・貯蔵施設・処理施設及び地上設置型の太陽光発電施設は極力設置しないこと。</p>
<p>配置</p>	<p>○やむを得ない場合は、目立たない位置に設置すること。</p> <div data-bbox="1177 264 1378 331" style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">推奨ルール</div> <div data-bbox="1177 389 1378 456" style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; background-color: #808080; color: white;">基本ルール</div>



緑豊かな自然景観・農村集落景観の中では、工作物の設置が良好な景観を阻害する一因となる可能性が高いため、極力設置しないよう努めましょう。やむを得ず設置する場合は、目立ちにくくなるよう修景を心がけましょう。

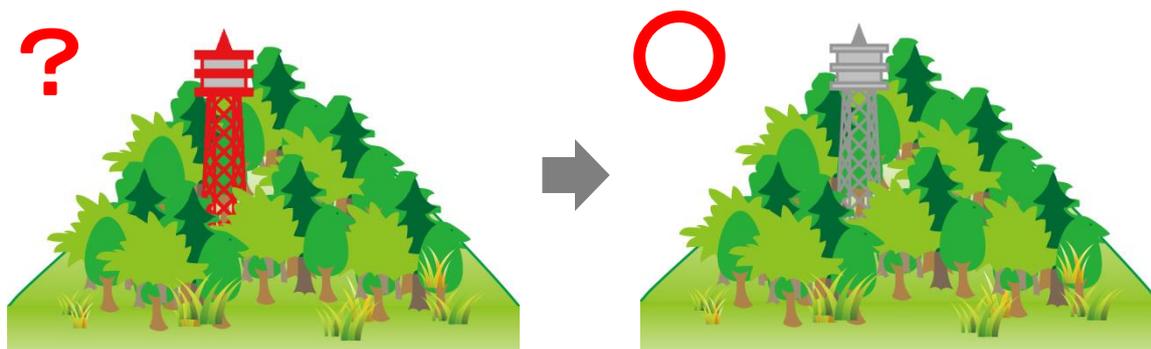
<p>工作物</p>	<p>○やむを得ず立地する場合には、極力高さを低く抑えること。</p>
<p>高さ</p>	<div data-bbox="1177 1061 1378 1128" style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; background-color: #808080; color: white;">基本ルール</div>



やむを得ず工作物を設置する場合は、工作物自体が過度に目立つことがないよう高さや大きさをできる限り抑え、落ち着いたデザインとしましょう。

工作物	○色彩は、色彩基準に適合した自然素材色又は無彩色を用いる等、地域の景観に調和するような落ち着いた色彩とすること。	
色彩	【色彩基準】	
	色相	彩度
	Y(黄)、YR(黄赤)、R(赤)	4以下
	その他	2以下

基本ルール



工作物の色彩は、背景となる山並みや周辺の自然風景等と調和した低彩度の色彩を選択し、過度に目立つことのないようにしましょう。

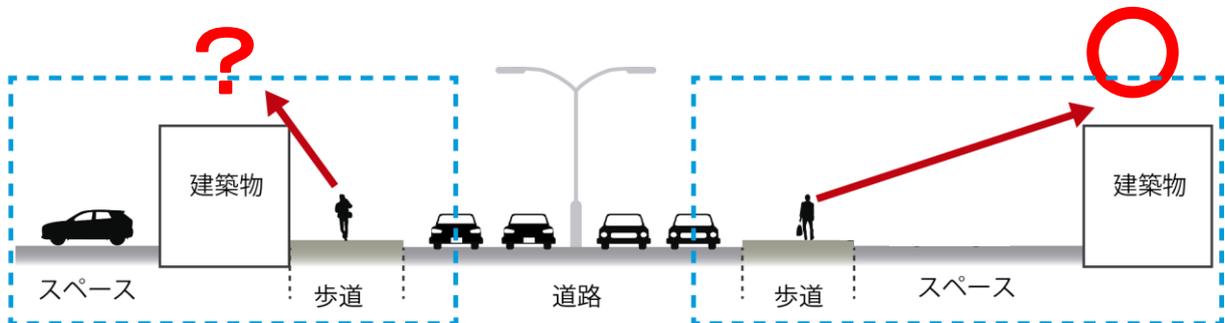
【色彩基準の適用除外について】

以下の場合においては、適用除外を認めます。

- 自然石や土・木材等の自然素材や瓦等の伝統的素材が使用される場合
- 工作物について、他の法令等で色彩が定められているもの
- 橋梁等で市民の馴染みが深く、地域イメージの核となっており、地域のランドマークとしての役割を果たしているもの

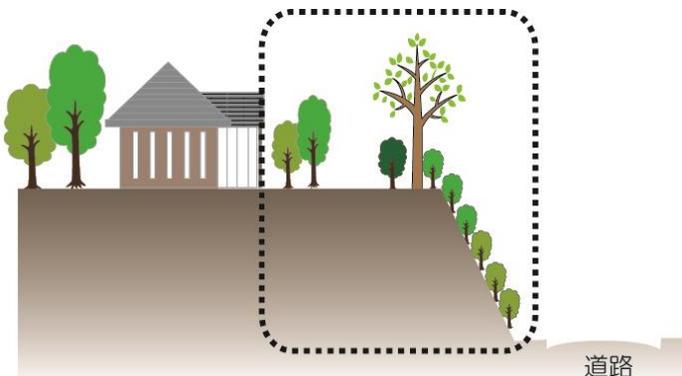
(3) 大分空港周辺地区

建築物	○国道 213 号沿道では、道路境界線からできる限り離れた位置に建てる等、道路空間に対して圧迫感を与えないように配慮すること。
配置	



前面道路・歩道に対する建築物の壁面を後退させることで、歩道と一体的なオープンスペースを確保し、道路から見た時の圧迫感の軽減に努めましょう。

建築物	○国道 213 号沿道の道路に面する部分及び道路から後退してできる空地では緑化に努め、大分の玄関口に相応しい風格のある印象を与えるよう配慮すること。
敷地利用	

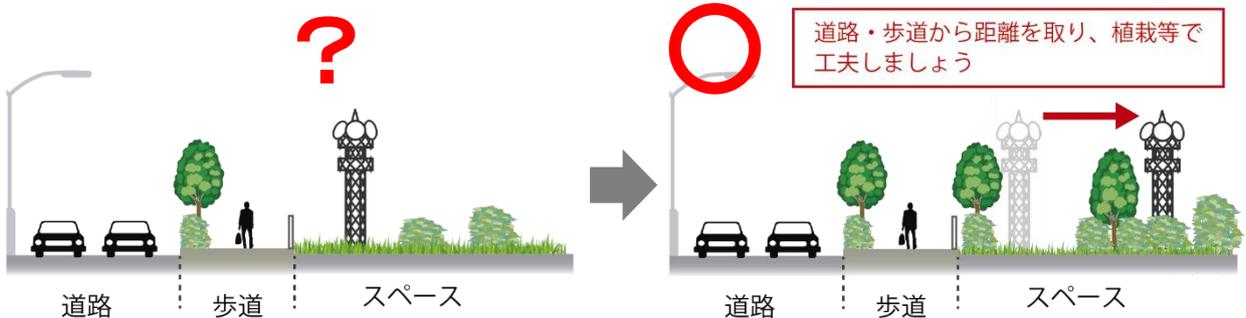


国道 213 号に面する空地や斜面等はなるべく緑化し、周囲の緑豊かな景観との調和に配慮しましょう。



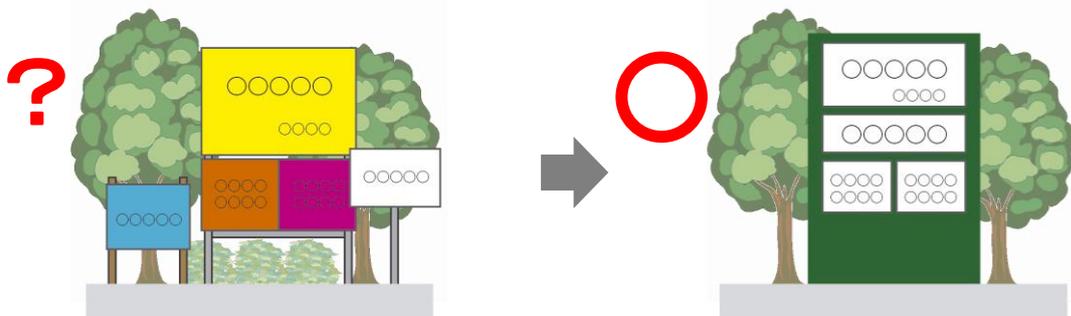
国道 213 号では、周囲の自然と街路樹により、緑豊かで風格のある沿道景観が形成されています。

工作物	○国道 213 号沿道等主要な道路、公園、公共空間から容易に望見できる場所への設置は極力避けること。
配置	○通行者及び周辺の景観へ影響があるものは、敷地境界からできる限り後退し、必要に応じ植栽等により修景を施すこと。

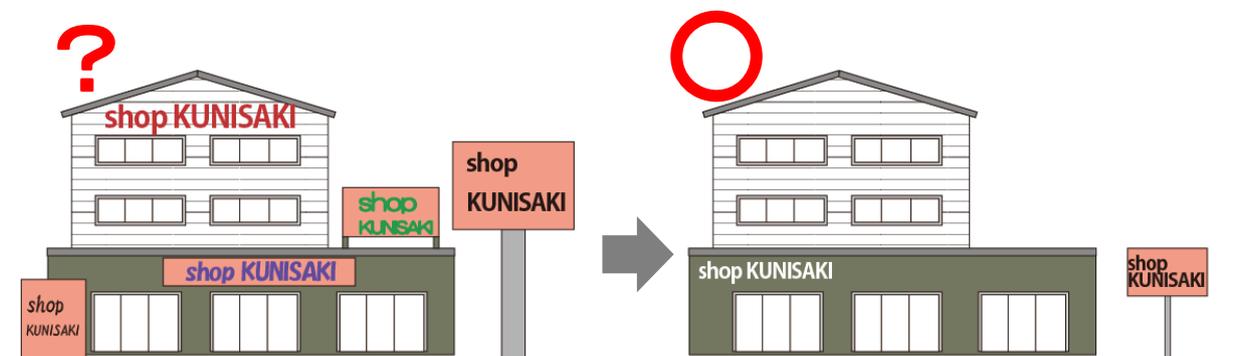


工作物を国道 213 号沿道に設置する場合は、道路・歩道から可能な限り後退させ、植栽等による目隠しを施す等工夫しましょう。

工作物	○広告塔は、形状、表示面積等について、隣接する相互において景観の調和を図るように努めるものとする。
形態・意匠	○同一敷地内で同一目的の広告物を掲出する場合は、設置数、表示面積をできる限り少なくすること。



交差点部等が多い集合板では、多くの広告物が無秩序に乱立し、景観を阻害する場合があります。広告物の形状や設置位置に規則性を持たせることで、すっきりとした印象となります。



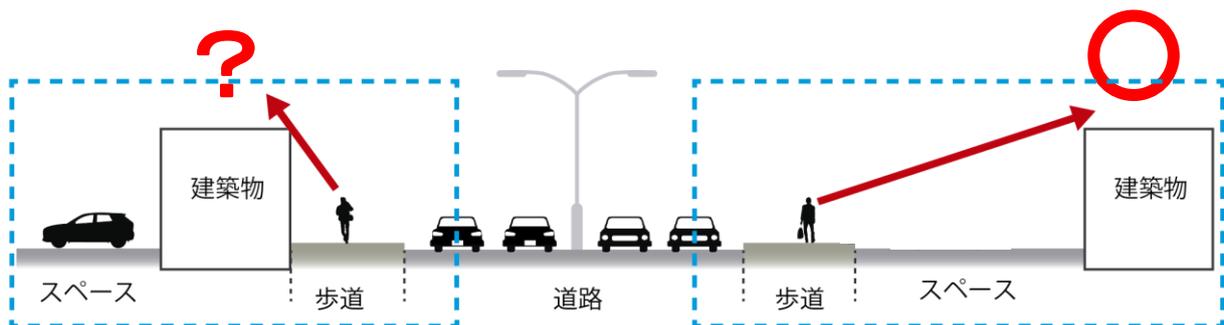
広告物の設置数・表示面積が多い場合、それぞれの広告物が主張しあい、乱雑な印象を与えてしまいます。設置数・表示面積を減らし、集約化を図ることで、すっきりとした印象を与え、表示する広告物も際立ちます。

(4) 鶴川地区

鶴川地区においては、地区内の景観特性に応じて、「市役所・国道 213 号沿道」、「市街地（桜八幡神社・鶴川商店街周辺）」、「臨海地区」に区分し、各基準を定めます。

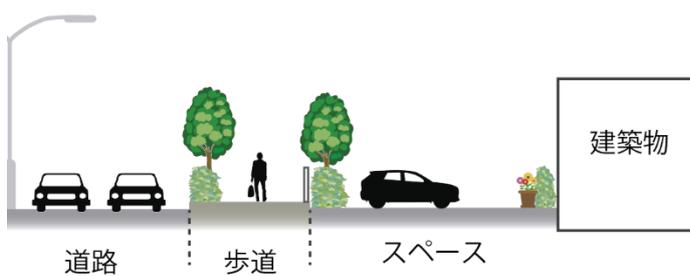
①市役所・国道 213 号沿道

建築物	○国道 213 号沿道では、道路境界線からできる限り離れた位置に建てる等、道路空間に対して圧迫感を与えないように配慮すること。
配置	



前面道路・歩道に対する建築物の壁面を後退させることで、歩道と一体的なオープンスペースを確保し、道路から見た時の圧迫感の軽減に努めましょう。

建築物	○国道 213 号沿道の道路に面する部分及び道路から後退してできる空地では緑化に努め、国東市の顔に相応しい風格のある印象を与えるよう配慮すること。
敷地利用	

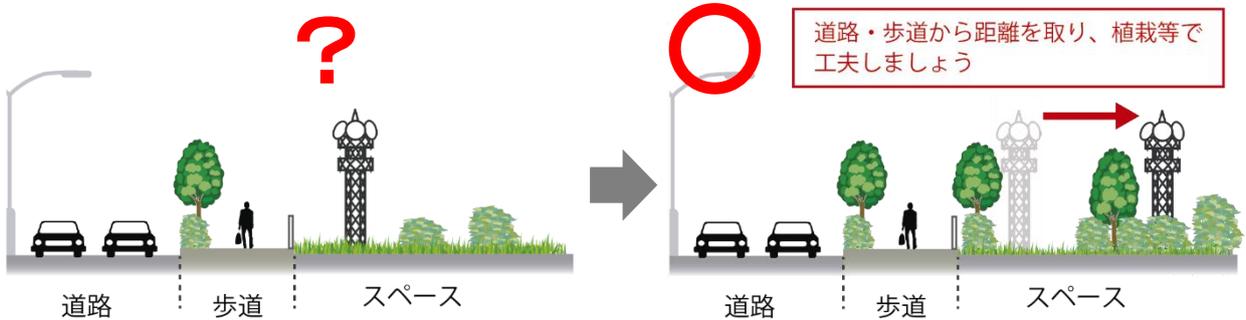


国道 213 号に面する空地や斜面等はあるべく緑化し、周囲の緑豊かな景観との調和に配慮しましょう。



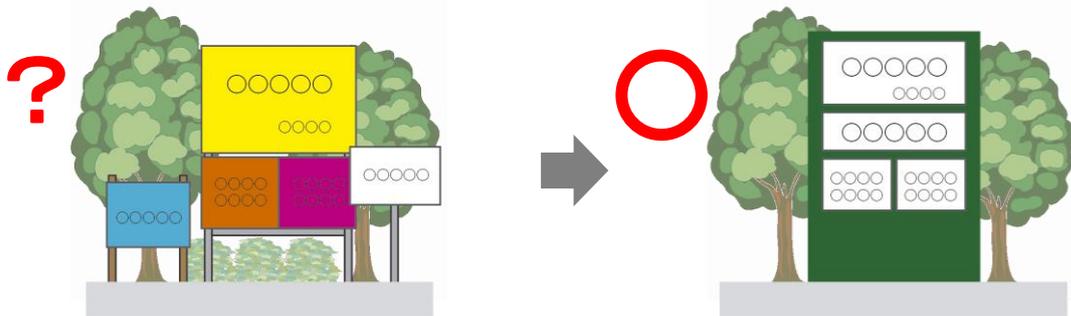
道路境界線から後退した空間に植栽を施すことで、街路樹と相まってうまいある景観形成に寄与しています。

工作物	○国道 213 号沿道等主要な道路、公園、公共空間から容易に望見できる場所への設置は極力避けること。
配置	○通行者及び周辺の景観へ影響があるものは、敷地境界からできる限り後退し、必要に応じ植栽等により修景を施すこと。



工作物を国道 213 号沿道に設置する場合は、道路・歩道から可能な限り後退させ、植栽等による目隠しを施す等工夫しましょう。

工作物	○広告塔は、形状、表示面積等について、隣接する相互において統一を図り、景観の調和を図るように努めるものとする。
形態・意匠	○同一敷地内で同一目的の広告物を掲出する場合は、設置数、表示面積をできる限り少なくすること。



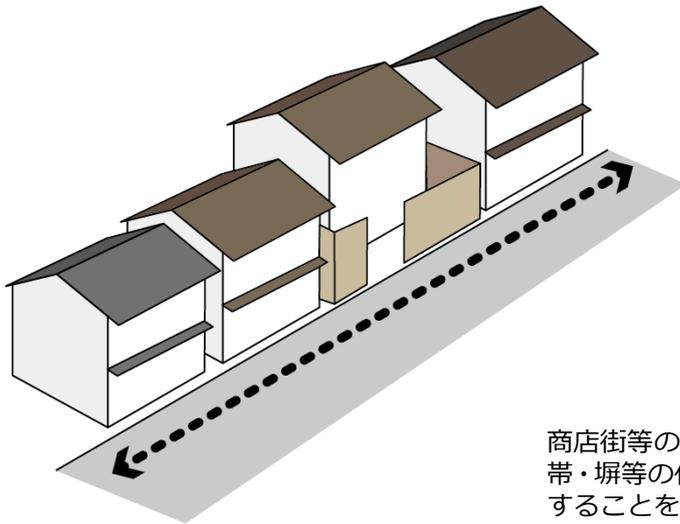
交差点部等が多い集合板では、多くの広告物が無秩序に乱立し、景観を阻害する場合があります。広告物の形状や設置位置に規則性を持たせることで、すっきりとした印象となります。



広告物の設置数・表示面積が多い場合、それぞれの広告物が主張しあい、乱雑な印象を与えてしまいます。設置数・表示面積を減らし、集約化を図ることで、すっきりとした印象を与え、表示する広告物も際立ちます。

②市街地（桜八幡神社・鶴川商店街周辺）

建築物	○鶴川商店街等町家形式の民家が残る通りに面する部分については、できる限り建築物の高さや外壁・軒先の位置を隣接する建築物と揃えること。
配置	やむを得ず道路から大きく後退する場合は、隣接する建築物と調和した塀や生け垣等を施す等、まちなみの連続性の確保に努めること。



商店街等の町家形式の民家が残る通りでは、壁面や植樹帯・塀等の位置を周囲と揃え、まちなみの連続性を確保することを意識しましょう。

建築物	○桜八幡神社周辺では、桜八幡神社の本殿・社叢林より高い建物は極力避け、歴史的環境との調和に配慮すること。
高さ	



桜八幡神社は、古くから本地区のシンボルとして重要な景観要素であり、社叢林は緑豊かな景観形成に寄与しています。神社周辺の落ち着きを感じるまちなみの継承を図るため、本殿や社叢林よりも高い建物はできる限り避けましょう。
やむを得ず高い建物を建設する場合は、過度に目立つことのないデザインや色彩を検討しましょう。

建築物

形態・意匠

○周囲のまちなみや桜八幡神社・社叢林等の景観と調和し、落ち着いたものとする。



桜八幡神社周辺の落ち着きを感じるまちなみを継承するため、勾配屋根の設置や自然になじむ素材の選択等、周囲の自然環境やまちなみとの調和に配慮したデザインとしましょう。

【鶴川地区の景観資源について】



鶴川地区内には、桜八幡神社をはじめとして、空也上人が開いた興導寺や古興導寺跡と言われる空也池等、歴史を物語る景観資源が数多く点在しています。これらの景観資源の周辺では、歴史を物語る景観を阻害しない配置や規模とするよう配慮することが望まれます。

建築物

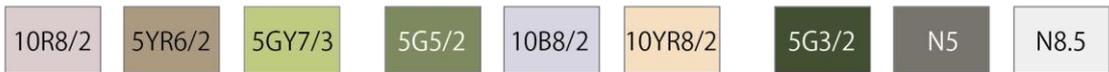
○屋根や外壁の色彩は、色彩基準に適合したできるだけ低彩度のものとし、地域の伝統を踏まえるとともに、できる限り落ち着いた色彩を基調とすること。

色彩

【色彩基準】

色相	彩度
Y(黄)、YR(黄赤)、R(赤)	4以下
その他	3以下

○周囲のまちなみや桜八幡神社・社叢林等の景観と調和し、著しく阻害する色彩は避けること。



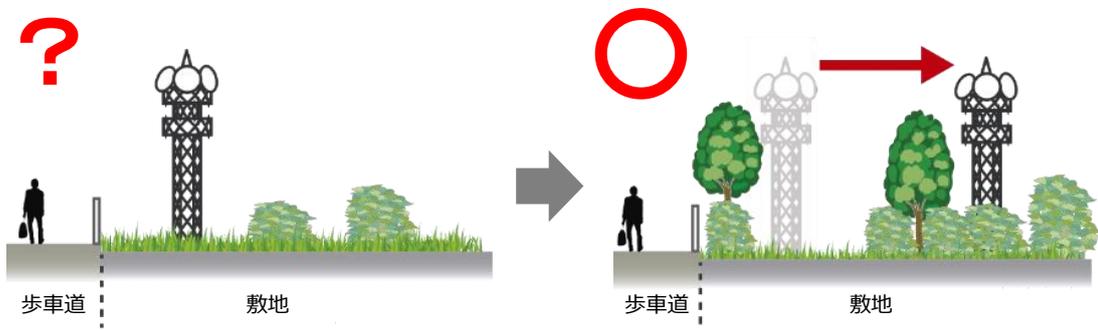
※数値はマンセル値を示す

本地区内では、社叢林等の緑(G)・黄緑(GY)系の色彩や寺社をはじめとする建築物・工作物の落ち着いた色彩が主体となっています。周辺の自然景観や寺社等との調和に十分配慮した色彩計画を検討しましょう。

工作物

○通行者及び周辺の景観へ影響があるものは、敷地境界からできる限り後退し、必要に応じ植栽等により修景を施すこと。

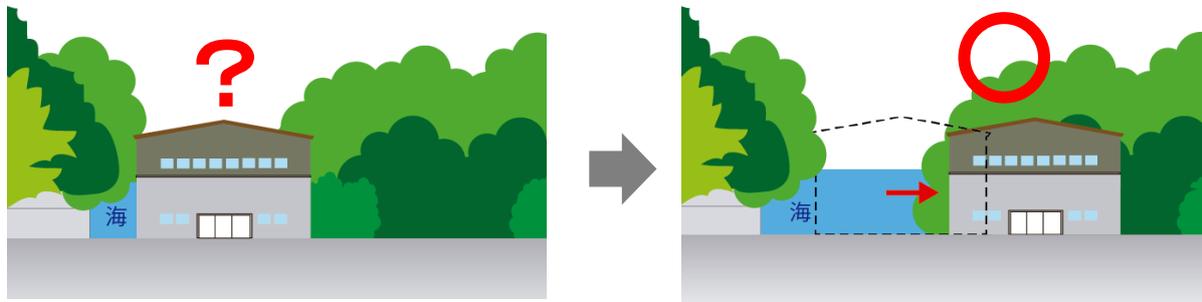
配置



工作物を設置する場合は、歩車道から可能な限り後退させ、植栽による目隠しを施す等工夫しましょう。

③臨海地区

建築物	○歴史的建造物やランドマークになっている樹木等既存の景観資源を損なうことがないよう、かつ、海への眺望の妨げにならないよう特に配慮すること。
配置	



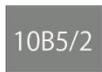
道路等の主要な視点場から、本地区の特色である瀬戸内海への眺望をなるべく遮ることのないように、建物の配置を工夫しましょう。

建築物	○周囲のまちなみや防砂林・海浜等の景観と調和し、落ち着いたものとする。
形態・意匠	



連続する防砂林や砂浜、港湾の景観等が魅力となっている地区においては、建物が過度に目立つことがないよう、落ち着いた雰囲気デザインとするとともに、周囲を緑化する等、自然景観との調和に配慮しましょう。

建築物	○屋根や外壁の色彩は、色彩基準に適合したできるだけ低彩度のものとし、地域の伝統を踏まえるとともに、できるだけ落ち着いた色彩を基調とすること。						
色彩	【色彩基準】						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Y(黄)、YR(黄赤)、R(赤)</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>3以下</td> </tr> </tbody> </table>	色相	彩度	Y(黄)、YR(黄赤)、R(赤)	4以下	その他	3以下
	色相	彩度					
Y(黄)、YR(黄赤)、R(赤)	4以下						
その他	3以下						
○周囲のまちなみや防砂林・海浜等の景観と調和し、著しく阻害する色彩は避けること。							



※数値はマンセル値を示す

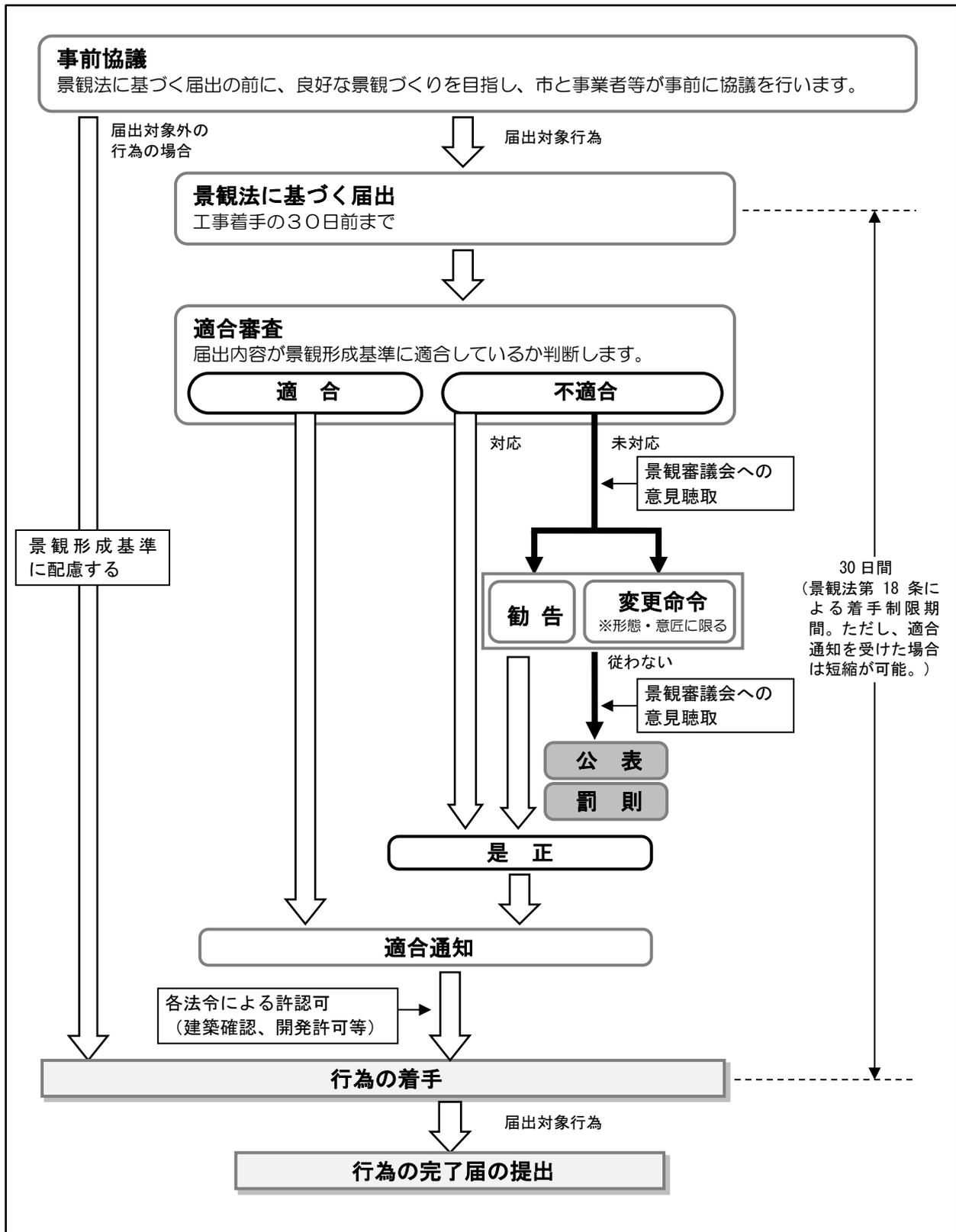
本地区内では、防砂林等の緑（G）・黄緑（GY）系の色彩や集落・寺社をはじめとする建築物・工作物の落ち着いた色彩が主体となっています。周辺の自然景観やまちなみ等との調和に十分配慮した色彩計画を検討しましょう。

4. 届出手続きの解説

4-1 届出の流れ

景観計画及び景観条例に基づく行為の届出の流れは以下のとおりとなります。

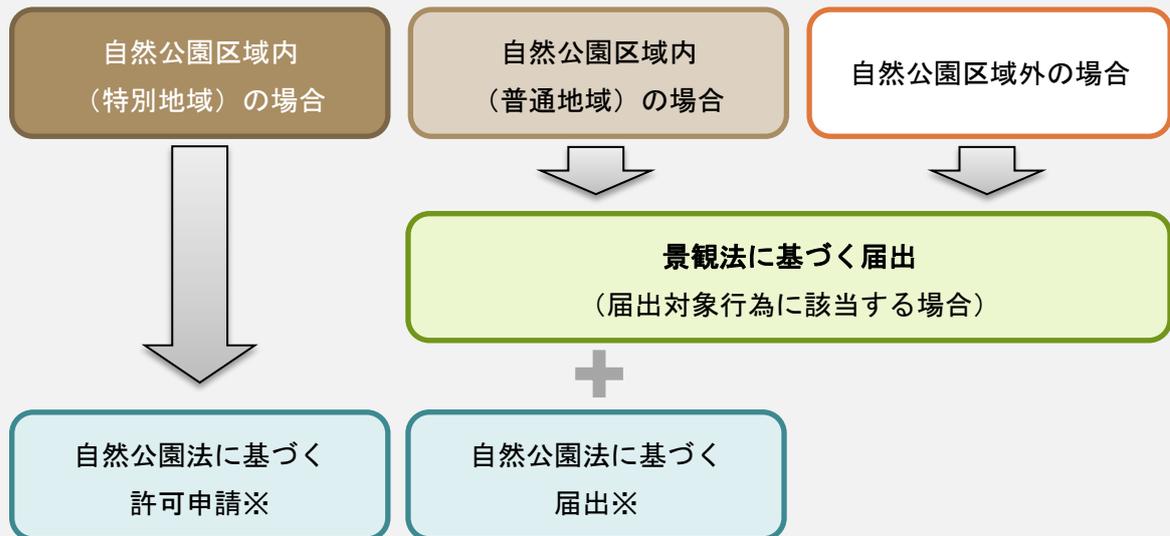
なお、国の機関又は地方公共団体が行う行為については、届出ではなく通知となります。



【自然公園区域（特別地域）における届出について】

○行為地が瀬戸内海国立自然公園、国東半島県立自然公園における特別地域に該当する場合は、自然公園法に基づく許可申請を行ってください。景観法に基づく届出は必要ありません。

○行為地が自然公園区域（普通地域）に該当する、若しくは自然公園区域外の場合は、景観法に基づく届出を行ってください。（普通地域の場合は、自然公園法に基づく届出が必要となる場合もあります。）



※自然公園法に基づく許可申請、届出に関しては、国又は県にお問い合わせください。

②景観形成重点地区

②－1 世界農業遺産モデル地区・山岳寺院文化地区

行為対象	届出対象規模
建築物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替え又は色彩の変更	延床面積 10 m ² を超えるもの
工作物の新設、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替え又は色彩の変更	塔状工作物（屋外広告物を含む）、遊戯施設、製造施設・貯蔵施設・処理施設／高さ 5mを超えるもの、または、築造面積 10 m ² を超えるもの よう壁／高さ 1.5mを超えるもの 太陽光発電施設／パネル面合計面積が 10 m ² を超えるもの（一団の土地、または、水面に設置されるものであって、建築物の屋根、屋上等に設置するものを除く）
開発行為	開発面積 3,000 m ² を超えるもの
土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の区画形質の変更	面積 1,000 m ² を超え、かつ、のり面の高さ 2 mを超えるもの
木竹の伐採又は植栽	高さ 5m を超え、かつ伐採面積が 300 m ² を超えるもの（ただし、維持管理のための行為や移植、伐採したクヌギによるしいたけ栽培等農業生産に関わるものを除く）
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	高さ 1.5mを超えるもの、または、面積 50 m ² を超えるもの

②－2 大分空港周辺地区・鶴川地区

一般地域の届出対象行為及び規模に準拠します。

(2) 届出の対象外となる行為

次に掲げる行為に該当する場合、届出（又は通知）の必要はありません。

（以下、法は「景観法」、令は「景観法施行令」を表します）

通常の管理行為、軽微な行為その他の行為（法第 16 条第 7 項第 1 号）

- ▽地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等（令第 8 条第 1 号）
- ▽仮設の工作物の建設等（建築物は仮設であっても通知が必要）（令第 8 条第 2 号）
- ▽法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為（安全上、防災上、管理上等から規格や仕様が決められているもの。）（令第 8 条第 4 号イ）
- ▽農業、林業又は漁業を営むために行う行為で、幅員が 2 メートル以下の用排水路又は農道若しくは林道の設置（令第 8 条第 4 号ハ(3)）

非常災害のため必要な応急措置として行う行為（法第 16 条第 7 項第 2 号）

自然公園法第 20 条第 3 項の許可を要する行為

大分県立自然公園条例第 13 条第 4 項の許可を要する行為

その他、次のような例において、届出の対象外とする場合があります。

（事前相談が必要です）

- ▽山間地において行う行為等で、既存の水路、道路、溜池等の補修又は改良（大規模な形質変更を伴わないものに限る。）に該当するもの
- ▽定型的・定例的に行われる行為で、既になされた届出（又は通知）において、景観形成基準に適合し、かつ良好な景観形成に支障を及ぼすおそれがないと判断されたもの。
 - ・定型的に行われる行為：複数の工区において、ほぼ同一の建築物や工作物を建設する場合（例：栽培施設、排水施設、防霧防雪施設等）
 - ・定例的に行う行為：同一の敷地内や区域内において、一定の時期にほぼ同一の行為を繰り返し行う場合（例：祭りや観光イベント、生業のための建築物や工作物を決まった時期に建設する等）

※これらは、最初に全体計画を届出（又は通知）し、適合判断されたものは、設計変更がない限り、それ以降の届出（又は通知）を要しないものとします。それ以外は、工区ごと若しくは年次ごとに届出（又は通知）を必要とするものとします。

4-3 届出に必要な書類

(1) 提出書類

届出に必要な図書は次のとおりです。

- 国東市景観計画区域内行為（変更）届出書（様式第2号）又は景観計画区域内行為通知書（様式第3号）
- 添付図書
- 委任状（代理の者が届出者として届出を行う場合）

(2) 必要部数

正副2部。

(3) 添付図書一覧

行為の種類	図書の種類		記載内容	備考
建築物の建築等・工作物の建設等	付近見取図	・敷地の位置及び周辺状況を表示する図面	1.方位 2.道路 3.目標となる地物 4.行為の位置	・縮尺 1/2,500 以上
	現況写真	・敷地及び周辺状況を示す写真		・カラー写真 2枚以上(カラーコピー可)
	配置図	・敷地内における建築物又は工作物の位置及び外構緑化を表示する図面	1.方位 2.敷地の形状及び寸法 3.届出に係る建築物又は工作物と既存の建築物又は工作物の位置 4.隣接する道路又は水路の位置及び幅員 5.植栽の位置、種類 6.外構施設の位置、材料、高さ 7.現況写真の撮影位置	・縮尺 1/100 以上
	立面図	・彩色が施された立面図	1.各面の方位及び寸法 2.開口部、屋外設備、屋根、軒等の位置及び形状 3.壁面及び屋根の仕上げ材料、色彩	・2面以上 ・縮尺 1/50 以上 ・彩色及びマンセル値を表示
	その他の図書			・必要に応じて適宜

行為の種類	図書の種類		記載内容	備考
開発行為・土地の区画形質の変更・ 木竹の植栽又は伐採・物件の堆積	付近見取図	<ul style="list-style-type: none"> 行為を行う土地の区域を表示する図面 	1.方位 2.道路 3.目標となる地物 4.行為の位置	<ul style="list-style-type: none"> 縮尺 1/2,500 以上
	現況図	<ul style="list-style-type: none"> 区域内及び周辺状況を表示する図面 	1.方位 2.行為の区域 3.周辺の土地利用の状況、地形 4.隣接する道路又は水路の位置及び幅員 5.現況写真の撮影位置及び方向	<ul style="list-style-type: none"> 縮尺 1/2,500 以上
	現況写真	<ul style="list-style-type: none"> 区域及び周辺状況を示す写真 		<ul style="list-style-type: none"> カラー写真 2枚以上(カラーコピー可)
	計画図	<ul style="list-style-type: none"> 設計図又は施行方法を明らかにする図面 	1.方位 2.行為の前後の断面図 3.設置する施設等の位置、種類、規模 4.植栽等の位置、種類、規模	<ul style="list-style-type: none"> 縮尺 1/100 以上



平成31年3月

発行 **国東市** 編集・事務局 政策企画課

〒873-0503



大分県国東市国東町鶴川 149 番地

TEL: 0978-72-1111

FAX: 0978-72-5022

URL: <http://www.city.kunisaki.oita.jp/>
